

平成 29 年

富岡町議会会議録

第 7 回 定例会

9 月 12 日 開会 ～ 9 月 14 日 閉会

富岡町議会

平成29年第7回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月12日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会 （午前10時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	12
○一般質問	17
堀本典明君	17
遠藤一善君	25
安藤正純君	35
渡辺三男君	46
高野匠美君	59
○散会の宣告	67
散 会 （午後 3時35分）	67

第2日 9月13日（水曜日）

○議事日程	71
○本日の会議に付した事件	72
○出席議員	73
○欠席議員	73

○説明のため出席した者	7 3
○事務局職員出席者	7 4
開 議 (午前10時00分)	7 5
○開議の宣告	7 5
○議事日程の報告	7 5
○会議録署名議員の指名	7 5
○富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	7 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	7 6
○散会の宣告	1 0 9
散 会 (午後 1時41分)	1 0 9

第3日 9月14日(木曜日)

○議事日程	1 1 3
○本日の会議に付した事件	1 1 3
○出席議員	1 1 4
○欠席議員	1 1 4
○説明のため出席した者	1 1 4
○事務局職員出席者	1 1 5
開 議 (午前10時00分)	1 1 6
○開議の宣告	1 1 6
○議事日程の報告	1 1 6
○会議録署名議員の指名	1 1 6
○追加議案の提案理由の説明	1 1 6
○日程の追加	1 1 6
○議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて	1 1 7
○監査委員就任の挨拶	1 1 9
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○委員会報告	1 5 1
○動議の提出	1 5 4
○閉会の宣告	1 5 5
閉 会 (午後 1時58分)	1 5 5

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成29年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成29年9月12日（火）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第19号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第20号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第21号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第65号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 不動産の取得について
- 議案第68号 公害防止協定の締結について
- 議案第69号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 認定第1号 平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

認定第 7号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第3号)
議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第1号)

議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)
議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 選挙第 1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第19号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第20号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
報告第21号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
議案第65号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第66号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第67号 不動産の取得について
議案第68号 公害防止協定の締結について
議案第69号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
認定第 1号 平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

- 認定第 4号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1、監査委員報告
 - 2、議会運営委員会報告
 - 3、議会報編集特別委員会報告
 - 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
 - 5、総務常任委員会報告
 - 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第19号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第20号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第21号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第65号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 不動産の取得について
- 議案第68号 公害防止協定の締結について
- 議案第69号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 認定第1号 平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斉藤一宏君
参事兼 生活環境課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君

参事兼 教育総務課長	石井和弘君
拠点整備課長	竹原信也君
参事兼 郡山支所長	菅野利行君
いわき支所長	三瓶雅弘君
総務課課長補佐	遠藤博生君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	志賀智秀
議席 事務局係局長	大和田豊一
議席 事務局主任	藤田志穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月6日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から14日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成29年第4回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成29年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

双葉地方広域市町村圏組合に係る平成28年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書、あわせて富岡町社会福祉協議会諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。ごらんいただくようお願いいたします。

また、議会会議規則第121条に基づく議員派遣についても文書をもってお手元に配付させていただき、報告いたします。

最後に陳情書1件を受理しております。この写しもあわせて配付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 早川恒久君

7番 遠藤一善君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

29監第10号、平成29年9月12日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。（1）平成29年5月分（平成28年5月、平成29年5月）・6月・7月分。（2）一般会計及び特別会計、（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。平成29年6月20日・7月21日・8月21日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読は省略いたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第23号、平成29年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)9月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、④平成28年度施工工事の現場調査について、⑤陳情について、⑥その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成29年9月6日午前9時10分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、条例の一部改正案件2件、財産（不動産・動産）の取得または処分案件1件、協定の締結案件1件、一部事務組合の規約の変更案件1件、決算認定案件10件、補正予算案件10件、合計28件。(2)9月定例会の会期及び日程について、9月定例会の会期日程については、会期を9月12日から14日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告5名について、議会事務局より説明を受けた。②議員派遣報告について、原案のとおり決した。③富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、原案のとおり決した。選挙管理委員、渡辺康男氏、退任、選挙管理委員、坂本久美子氏、新任、補充員、林修氏、新任。④平成28年度施工工事の現場調査について、震災後できていなかった決算認定に伴う現地調査を実施することに決した。現地調査箇所は下記のとおり。さくらモールとみおか、富岡駅前交通広場。⑤陳情等について「全国森林環境税」の創設に関する意見書、以上の1件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。⑥その他、なし。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 改めましておはようございます。報告第24号、平成29年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第191号の編集について、(2)その

他。第4回、(1) とみおか議会だより第191号の最終校正について、(2) その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては記載のとおりでありますので、お読み取りいただきたいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1) とみおか議会だより第191号の編集について。とみおか議会だより191号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。巻末「ちょっとひとこと」は、ふるさと富岡でワイン用のブドウづくりを始められた遠藤秀文氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第191号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1) とみおか議会だより第191号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第25号、平成29年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果、次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成29年5月・6月・7月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過、審査の経過は、お手元の記載したとおりでございますので、ご一読お願いいたします。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成29年5月・6月・7月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。サブドレンNo. 51の水位が低下した際に誤判断や通報・連絡漏れがあったことに対して、問題の原因と今後の対策について説明と謝罪を受けた。議員からは、中・長期的な観点での汚染水対策をしっかりと地域住民に示すべきだとの意見や、東京電力と地域住民が直接対話できる機会を設けるべきだとの意見が出された。3、その他、営業損害に対する賠償や住居確保損害での庭木・庭石の撤去費用負担、家賃賠償の期間延長など、賠償に関してさまざまな質問が出されたため、東京電力ホールディングス（株）の賠償担当者を招き、改めて賠償問題に関する委員会を開催することに決した。

なお、お手元に東京電力ホールディングスより、住居確保損害合意実績等についての回答が出ておりますので、議員の皆様にはご一読お願いいたします。

報告を終わります。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。
以上で所管事務の調査についてを終わります。
以上をもって委員会報告を終わります。
これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。
事務局長の朗読を求めます。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。
町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。
町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成29年第7回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、多数の方々のご支持、ご声援のもと、2期目の当選を果たすことができ、再度町政のかじ取り役を担わせていただくこととなりました。これまで医療や買い物、交通などのさまざまな生活インフラの整備など、ふるさと富岡の復旧、復興、そして富岡町の継承に努めてまいりました。また、多くの方々より途切れることのない復興の歩みのご意見やご要望などの叱咤激励を賜りました。これからの4年間につきましても、第二次復興計画に掲げた町民一人一人の心の復興と町民の心をつなぐふるさと富岡の復興を実現するために、引き続き邁進してまいります。

具体的には、学校再開や各種施設の復旧など、教育環境の整備や産業団地整備などによる雇用の確保など、富岡町の未来に欠かせない若い方たちや子供たちが町内で生活するための施設を推し進める一方で、今はまだ避難先での生活を続けざるをえない方々への支援も継続しながら、気軽に町内に足を運べるような施策を積極的に考えていきたいと思っております。

また、帰還困難区域の復興再生や交流人口の拡大など、さまざまな課題が山積しておりますが、関係機関との連携を密にし、諸問題の解決や町の発展のために全身全霊をかけて突き進んでまいりますので、議員の皆様におかれましてはこれまで以上のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、3月定例議会以降の町政についてご報告いたします。まず、総務課所管の業務について申し上げます。第2期第2工区として曲田地区に建設整備中でありました単身世帯も入居を可能とする1棟40戸の災害公営住宅につきましては8月9日、議員の皆様のご臨席を賜り竣工式をとり行うことができ、同日より入居が可能となりました。現在は、管理組合の発足に向けて入居者との調整を行っておるところでございます。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、災害公営住宅整備事業についてご報告いたします。栄町地区に第2期第3工区として建設整備を進めます1棟50戸の災害公営住宅につきましては、予定のとおり工事が進捗し、本年12月末には住宅の引き受けが可能となったことから、今定例会に不動産の取得議案を上程いたしておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、産業団地、交流公園の整備についてご報告いたします。産業団地、交流公園の整備につきましては、詳細設計を行うための現地測量作業が順調に進捗するとともに、事業用地の取得を進めているところです。事業用地の取得につきましては、地権者の皆様に事業内容のご説明や買い取り価格の提示、また譲渡所得に係る所得税の特例控除などについてのご説明ができ、内諾いただいた方には土地売買契約書の案をお示ししております。今後も丁寧な説明を心がけ、地権者様のご了解をいただくとともに、関係機関との密な調整、協議により、来年度からの造成工事着手を目指してまいります。

次に、帰還困難区域の復興、再生についてご報告いたします。帰還困難区域の復興、再生につきましては、7月から8月にかけて帰還困難区域の6行政区の皆様へ福島復興再生特別措置法の改正内容や、富岡町帰還困難区域再生ビジョンをご説明するとともに、意見の交換を行ったところです。今後は、いただいたご意見を踏まえ、復興、再生の全体構想を作成するとともに、並行して特定復興再生拠点区域の設定や、区域内の復興及び再生を推進するための計画について、策定を進めてまいりたいと考えております。

町は、これまで還困難区域の復興、再生への取り組みは全域を対象として一斉に始められることが理想と訴えてまいりました。しかしながら、特措法に基づく帰還困難区域の復興、再生への取り組みについての制度、内容等について復興庁へ確認を行ったところ、帰還困難区域の全域を特定復興再生拠点区域に設定することは、改正福島特措法を初めとした法制度上非常に難しいものと認識せざるを得ない状況であり、ふるさとを未来につなげ、本町の将来を切り開いていくため、早期に帰還困難区域の復興、再生に取り組むことが必要であることを考えれば、段階的な取り組みも容認しなければならないと認識したところであります。町といたしましては、帰還困難区域全域の復興、再生が果たされなければ、本町の真の復興、再生はあり得ないとの考えはいささかも変わるものではありませんが、特定復興再生拠点区域の設定は想定する土地利用の実現性や地域コミュニティの確保を最大限に考慮した上で、帰還困難区域の一部とすることも視野に検討を進めざるを得ないものと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付利用促進を目的とした県外巡回窓口は、今年度より避難生活相談会とあわせて実施しており、先月開催の埼玉県、東京都では多くの町民にご来場いただきながら、登録申請受け付けや相談の対応を行うことができました。今後宮城県、茨城県において巡回窓口を開設する予定であり、申請需要などを見ながら、順次開催地区の見直しを図ってまいります。あわせまして、町民同士の触れ合いと交流の輪を広げ、帰還意欲を醸成することを目的として実施している交流事業につきましては、委託先である県外避難者支援拠点事務所や、各避難者支援NPO法人の協力を得ながら実施し、多くの町民が町内で開催されるさまざまなイベントへ参加しており、今後開催されるロードレース大会や、えびす講市などにも参加してまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、富岡町健康センター機能回復工事についてご報告いたします。8月21日開催の議会臨時会においてご承認いただきました富岡町保健センター機能回復工事につきましては、同月24日に着手、着工したところであります。平成30年3月16日の完成を目指し、工事の安全を第一に進めてまいります。

次に、戦没者追悼式についてご報告いたします。今年度の戦没者追悼式は富岡町総合福祉センターにおいて、10月31日に開催を予定しており、現在町遺族会とともに準備を進めているところでございます。

次に、復興推進課の業務についてご報告申し上げます。まず、除染の状況についてご報告いたします。現在町内では、さらなる放射線量の低減に向け、町民の方々よりご相談をいただいた案件や、森林などの影響が考えられる住宅周りの除染が実施されております。また、帰還困難区域では夜の森桜通り沿線の除染が本年6月に開始され、現在は夜の森公園の除染が実施されております。町といたしましては、帰町されている町民や今後帰町を希望される町民の方々の放射線への不安を少しでも払拭できるよう、引き続き環境省に対し丁寧かつ確実な除染の実施を強く求めてまいります。

次に、町内の家屋解体工事についてご報告いたします。さきの全員協議会において、避難指示解除区域における建物解体受け付け期限を来年3月末までとする旨の説明がありました。町といたしましても、第三者に及ぼす危険の回避のみならず、荒廃家屋の解体がおくれることは町の景観を損ない、ふるさとへ足を運ぶ意欲の低下につながる事などから、当町の復旧、復興にも大きな影響を及ぼすものと考えておりますので、迅速な解体の促進に向け、わかりやすく事業内容を発信するとともに、環境省に対しては引き続き安全かつ計画的な解体工事の実施を求めてまいります。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。8月29日に北朝鮮による弾道ミサイルの発射が確認された際には、防災行政無線による情報発信を行うとともに、事前配備体制をとり、所管課による情報収集を行いました。町内において落下物などによる被害はなかったものの、今後も同様の事態に備え、庁舎内及び関係機関との連携体制を強化してまいります。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、プレミアム付商品券事業についてご報

告いたします。本事業は、事業者の町内事業再開及び町民の帰還促進を図るため8月3日から販売を開始し、多数の町民が利用されております。今後も地域経済の活性化に向け、より多くの皆様にお求めいただけるよう、取り扱い店の拡大、その他イベントの実施など販売促進に努めてまいります。

次に、町内での催事についてご報告いたします。夏祭りにつきましては、8月11日に富岡夏祭り実行委員会を中心として、震災後7年ぶりとなる富岡夏祭り2017を開催いたしました。当日は、富岡第一小学校校庭をメイン会場として盆踊りなどのイベントが催され、夏祭りの最後には夜空を彩る花火が打ち上げられ、約400人の来場者を魅了いたしました。開催に至るまでの関係各位のご尽力に対しまして、この場をおかりしまして御礼申し上げます。町といたしましては、引き続き関係各位のご協力のもと、町内の伝統的な祭りやイベントなどの復活に努めてまいる考えであります。また、えびす講市につきましては、11月11日、12日の2日間、富岡町えびす講市運営委員会を中心として、曲田地区において2017富岡えびす講市を開催いたします。詳細につきましては、本運営委員会において現在企画調整中ですが、10月にはJR常磐線の富岡駅一竜田駅間の運転が再開していることもあり、当日は鉄道利用による集客なども考慮した企画内容及び周知方法を検討しているところであります。

次に、農業復興についてご報告いたします。町内の景観保持、営農再開に向けた環境整備として、富岡町農業復興組合による農地保全活動を継続的に支援しております。また、本年2月に策定した農業アクションプランに基づき、タマネギ栽培の普及、推進や官民合同チームと連携した農業者への個別聞き取り調査を行っており、今後も農業者の意向を把握しながら、農業者、国、県、JAなどの関係機関と連携し、農業復興に取り組んでまいります。

次に、鳥獣対策についてご報告いたします。長期にわたる全町避難により野生動物の生息区域が拡大し、農作物あるいは交通、人身への被害などが深刻化しております。町といたしましては、帰町された、または今後帰町される町民の皆様の不安を解消することが急務であることから、猟友会の協力のもと、鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲、駆除を実施しております。また、住宅や農地周辺への電気柵設置に対する購入補助事業を開始し、鳥獣被害防止対策の総合的な取り組みを推進しております。今後も国、県、近隣町村、猟友会と連携し、より効率的な対策を検討しながら被害の軽減に努めてまいります。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、JR富岡駅及びその周辺の状況についてご報告いたします。旧JR富岡駅前から沿岸部の県道広野小高線につながる曲田都市計画街路4号線の跨線橋仮設工事につきましては、9月より現場に着手し、現在新駅前交通広場にアクセスする仮設道路の工事を進めております。また、曲田土地区画整理事業につきましては10月21日にJR富岡駅と竜田駅が運転再開となることから、現在本駅舎と交通広場を結ぶエリアの補完工事と仮設駐車場の整備を含め、隣接地の整備を進めております。今回新たに整備されますJR富岡駅につきましては、バリアフリー化を目指し、町とJRで乗りかえ跨線橋にエレベーターを設置し、駅舎内には飲食店も

設置される予定であります。また、隣接地には民間活力で整備を進めていた富岡ホテルも10月17日にオープンとなることから、当町を訪れる方の玄関口、交通のかなめとして大いに期待しているところであります。なお、本地は軟弱地盤であり、工事につきましてはこれからも安全第一で進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、防災集団移転促進事業についてご報告いたします。現在移転促進区域内から曲田地区内への移転世帯数は4世帯であり、さらに現在4世帯の方が予定されております。また、移転元地の買い取りにつきましては同地区の仮置き場、減容化施設の存置期間及び県事業との調整を図り、本事業での買い取りめどを今年度内とし事務を進めており、今後とも本事業を含め津波被災者の生活再建の支援に努めてまいります。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、富岡第一中学校復旧工事についてご報告いたします。富岡町第一中学校施設復旧工事は、災害復旧を基本に順調に工事を進めており、さきの全員協議会などでご説明いたしましたとおり、来年4月の学校再開に向け、保護者の方々が安心して子供を通わせることができるよう、さらなる施設の充実を図るべく壁、天井、屋根改修などの追加工事、あわせて屋根つきプール新築工事などの施設整備を行いたいと考えており、今定例会にそれら工事に係る補正予算も計上させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。また、学校再開に向けた教職員の配置や備品などの整備につきましても、関係機関と協議しながら、計画的に進めていく予定であります。

次に、生涯学習施設の利用状況について申し上げます。4月以降各施設を段階的に開放しており、8月末までの利用状況といたしましては、学びの森は一般開放や議会の自主事業などで約5,200名、スポーツ施設も町営野球場を中心に多目的広場、グラウンドゴルフ場などをあわせて約2,300名を超える皆さんにご利用いただいております。現在施設の災害復旧工事を行っておりますが、今後も工事の安全を最優先にしながらも、多くの町民の皆様にご利用していただきたいと考えております。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。報告案件3件、条例の一部改正案件2件、財産の取得または処分案件1件、協定の締結案件1件、一部事務組合の規約の変更案件1件、平成28年度一般会計歳入歳出決算案件など計10件、平成29年度一般会計補正予算案件など計10件の合計28件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

10時55分まで休議いたします。

休 議 （午前10時44分）

再 開 (午前10時55分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○一般質問

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、5番、堀本典明君の登壇を許します。

5番、堀本典明君。

[5番(堀本典明君)登壇]

○5番(堀本典明君) ありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく2問質問をさせていただきます。

1番、道路整備計画について。本年4月の町内の一部避難指示解除後も除染、解体等の工事が継続しており、町内の県道、町道では多くの工事用車両の往来が続いております。そのほか観光や視察、企業の送迎車両等もあり、大型自動車とのすれ違いは震災前よりも増加していると感じております。今後の交通量も考慮する必要があると思いますが、高齢者の自動車事故等の問題が社会現象となっておりますが、そういった安全性の観点からも車道の拡幅、歩道の整備等があるのではないかと考えております。町内の道路整備計画について町の考えをお聞かせいただけます。

2、町内で町民の集える環境整備について。(1)、町内ではホテルの再開や新規開業も予定されておりますが、墓参り等、避難先から町内に戻ってきて、気軽に宿泊できるよう合宿センターを改修し、当面町民専用に貸し出すことで町民同士のつながりを維持することに役立つと考えますが、町の考えをお聞かせください。

以上、2問、よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 5番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 5番、堀本典明議員の一般質問にお答えいたします。

1、道路整備計画について。(1)、町内の一部避難指示解除後も除染、解体などの工事が継続し、町内の県道、町道では多くの工事用車両の往来が続いている。その他観光や視察、送迎の車両もあり、大型自動車とのすれ違いは震災前より増加していると感じる。今後の交通量も考慮する必要があるが、安全の観点から車道の拡幅、歩道の整備など、道路整備計画について町の考えを伺いたいについてお答えいたします。

現在の富岡町内における道路の状況は、議員ご指摘のとおり除染や家屋解体から発生する廃棄物の

運搬車両、津波浸水区域の復旧整備における工事車両など、多くの大型車両が通行しており、また帰町して居住されている多くの町民が町内の道路を利用しております。道路整備において車道の拡幅や歩道の整備を行うには、多くの時間を必要とすることから、当面は交通の状況を鑑みながら、狭小部の解消や待避所の設置などを検討し、あわせて要望状況なども踏まえ道路整備を計画的に行ってまいります。なお、町内の道路の交通量の分散化のため、町内で行われている工事の各事業者と一方通行で走行することや、迂回路で通行することなどで調整を図っておりますが、復興を早急に進める必要があり、大型車両の通行を完全に制限することができないこともご理解願います。

また、福島県の道路事業といたしまして、県道広野小高線につきましては毛萱工区の紅葉川以南より進めており、また県道小野富岡線の高津戸工区の設計及び県道富岡大越線の三春跨線橋から、川内方面の幅員が一部狭い箇所と歩道の一部未整備箇所の設計につきましては、震災により中断されておりましたが、今年度より再開されているところです。町といたしましては、今後も継続的に道路パトロールを行い、見通しの確保や道路の維持管理に努めてまいります。

次に、2、町内で町民の集える環境整備について。(1)、町内では、ホテル再開や新規事業も予定されているが、墓参りなど避難先から町内に戻ってきて気軽に宿泊できるよう、合宿センターを改修し、当面町民専用貸し出すことで町民同士のつながりを維持することに役立つと考えるが、町の考えを伺いたいについて、お答えいたします。

富岡町内では、避難指示の一部解除に伴い、民間のホテル再開や宿泊事業の新規開業なども予定されており、町民を初め多くの来訪者についても利用が見込まれるところであります。ご質問の富岡町合宿センターにつきましては、震災以前、総合スポーツセンターを利用するスポーツ少年団や大学、高校などの部活動の合宿活動などを中心に、年間6,000人以上の利用がありました。現在合宿センター周辺は、里山再生モデル事業などにより、環境整備が行われております。加えて合宿センターとの連携が必要な総合スポーツセンターにつきましても、年次計画により順次改修、復旧工事を行っているところであります。合宿センターにつきましては、交流人口拡大の観点からも重要な施設であることから、今後周辺の除染などの結果や運営体制などの検討を踏まえて判断してまいりたいと考えております。また、町民同士の交流につきましては、一時帰宅した際の情報交換及びコミュニティー形成など、町民の心のよりどころとしての町内サロンや文化交流センターエントランスに設置した「ホッと一息くつろぎスペース」もご活用いただきながら、交流の輪を広げていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。ただいまご答弁いただきました内容で再質問させていただきます。

私も町道の整備も必要だと思っておりますが、やはり町内、東西南北の主要はやはり県道であろう

と考えておりました、以前も小野富岡線の幅の狭い場所とかの改良について県の方にお伺いしたときには、平成32年度ぐらいを目指して整備するようなお話をいただいたと思うのですが、そのあたりの進捗状況はどうなっているか、もし情報があれば教えていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 県道につきましてお答えいたします。

県道の小野富岡線は、現在法線等の再検討を行っております、30年度代前半を目指しているというのを伺っております。

それから、小野富岡線の狭小区、先ほど申しました三春跨線橋から川内方面でございますが、これは31年から32年度には改良舗装工事を行う予定と伺っております。

あとは、広野小高線、これにつきましては今現在紅葉川より南側を実施しているところでございますけれども、こちら紅葉川より北側、富岡の子安橋の辺までは32年度の完成を目指していると伺っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

県道も復旧工事というのはきちんとされておるのかなと思うのですが、やはり町長の答弁にあったように、どうしてもいろいろ事業者と調整しながら道路をスムーズに進めるようにということで、一通にさせていただいたりとかというのをやっているといると思うのですが、私も走っていて大型の車がどうしてもセンターラインに寄ってくるとか、少し場合によっては支障木なんかがあると、センターラインをはみ出してくるようなところも見かけておりますし、私でも怖いと思うのですが、やはりお年寄りの方だとそういったところがすごく危険かなと感じているので、ぜひ復旧だけしかまだ終わっていないなとすごく感じてしまうので、そういった計画をきちんと立てていただきながら、計画的に進捗していただけるのが一番かなと思うのですが、なかなか県道のそういった狭い部分の動きが全然見えないということで今回質問させていただいて、例えば富岡大越線、今お話しいただいたように跨線橋から西側の部分はもともと歩道もなく、ちょっと危ないなと震災前から思っていたのですが、そのあたりは拡幅とか歩道の整備というところも県で考えていただいているということなのですが、そのあたりは特に何か整備をするような情報はないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 富岡大越線の三春跨線橋より富岡方面でございますが、現在のところは計画があるとは伺っておりません。今後は、狭いところがあるというのも認識していますので、要望をしてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

二小前からしばらくちょっと狭いところがあるので、あの辺もぜひ一緒に同じタイミングで何か見直しなり、整備計画を立てていただけるように強く要望していただきたいなと感じております。

今家屋解体もかなり進んできておりまして、震災前よりは用地買収とか、そういった形がやりやすいのかなと感じておりますので、県からそういった問い合わせとか、要望とか、そういったところはあるのかどうかはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 現在のところ、そのような要望はございませんので、ご理解をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） やっぱり我々も復興に向けて、町は復旧工事だけではなくて、町内の町道に関してはきれいに道路を直してくれたなとすごく感じているのです。でも、県道に関しては何かちょっとマンホールのところすりついただけとか、簡易的な復旧工事かなと。もちろん必要以上にお金かけられないというのを気にするのですけれども、そういったところを考えると復旧に向けて、どうしてもきちんとした道路整備は必要だと思うので、今要望していただくということだったので、そこはお願いするしかないのかなと感じておりますが、同じところ、富岡大越線あたりで、二小前あたりでガードフェンスがぐしゃっとなって壊れているところ2カ所ぐらいいたしかあると思うのですが、あのあたりどういう事故でなったか、または工事用車両が絡んでいるかどうかというのはちょっとわからないのですが、ああいうのを見てしまうとどうしても、もしそこに歩行者がいれば大きな事故になった可能性もあると思うので、そういったところも含めた要望と、ああいうところも改修していただけるような要望していただきたい。

あと、県道については支障木であるとか、除草作業もちょっと余り動きが見えないと思うのですが、そのあたりも含めて何か情報とか、そういった要望されているかどうか、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 県道のガードレール等につきましては、まだ未確認でございますけれども、確認しまして復旧事業の日程を確認したいと思います。

それから、支障木に関しましても、要望はしているところもございますが、なかなか進まないところもございます。

それから、除草でございますけれども、除草は小野富岡線などは1度行っているのは確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 今県道のお話であると要望はある程度していただいていると思うのですが、

なかなかその動きが出てこないなという感じがしました。

これ、県道にばかり頼ることなく、県で余り動きが見えないのであれば、私は町道をきちんと整備して大型同士がきちんとすれ違えるような、震災前だと困難区域を通るルートとかで、ある程度車道の幅員確保できた道路あったと思うのですが、今はちょっと町道ではなかなかそういう町まできちんと入ってくるような通路で車道幅員確保できているところ少ないのかなと思うのですが、県に頼ってばかりいるのではなくて、町でもそういった安全上の観点からなど、また復旧、復興に向けてそういった道路整備をしていくべきではないかなと今感じたのですけれども、そのあたり今考えはないかもしれませんが、何かそういった思いはありますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 道路の整備でございますけれども、やはり道路の整備には時間を要するというのもございまして、計画的には交通ルートとか、そういうのも鑑みまして、整備箇所を確定させて行ってまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

時間がかかってしまうというのはわかっていて、多分それで県道もなかなか動かないのかなと感じてはいるのですけれども、そのあたりは時間がかかるからしょうがないではなくて、いかに早く進めていただけるというような観点で、ぜひ要望をしていただきたいと思います。町長、そのあたりはやっぱり町長から県に厳しく言っていただかないと、なかなか進まないのではないかと思いますので、町長、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件につきましては、今こういう状況で先ほどお話がありましたけれども、住宅の解体等が進んでいる状況もありますし、これらについては県に適切に要望してまいりたいと考えております。

今回6号線の除草等についても、町から国道事務所にお話を申し上げたところ、1週間ほどで始まりましたので、やはり要望は大切だと考えておりますから、ご理解賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

町内の主要道路はやはり県道になってくると思いますので、我々ができること少ないのかもしれませんが、町でできること少ないかもしれませんので、町長から厳しくというか、強い要請をしていただくをお願いしておきます。

それと、あとやはり町道では結構除草とかきちんとやられているなと思うのですが、それでもまだ支障木、支障になっている箇所、数カ所あると思うのですが、数カ所、数十カ所。そのあたりについて、以前お話を聞いたときには地権者さんというか、所有者さんとお話をしないとなかなか進

めないというようなお話もあったと思うのですけれども、このあたり支障木とかが原因の事故があれば、それは所有者の責任も問われたりするケースもあると思うので、そのあたりも周知しながら、支障木、ある程度町にお任せいただいて、速やかに対応できるような対策というのはとれますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 除草は実施しております、前年度においても支障木はやりましたけれども、随時そういう箇所があれば復旧課では地権者の了解をいただきまして、支障木の撤去を行っているところであります。これからもそういう支障になるところがございましたらば、地権者の了解をとりまして、支障木を伐採していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

いろいろお話しさせていただきました。常磐自動車道へのアクセスについても、アクセス向上のためにも、やっぱり県道の富岡線とか、富岡大越線の整備促進というのは必要なことだと考えます。順調に進むように町でも協力できるところは協力していただきながら、県を初め関係機関に整備促進を強く求めていただくことをお願いしておきます。

それと、ちょっと道路整備ということで、産業団地整備に向けて高速道路へのアクセスも重要だと思うのですけれども、二次復興計画の中で常磐自動車道、富岡に追加インターチェンジという記載があったのですけれども、そのあたりの現在の検討状況とか、進捗状況はいかがなものでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 常磐自動車道の追加インターチェンジにつきましては、町南部区域への高速道路アクセスの向上、それから2地域生活という観点から有効ではないかということで、平成28年度の予算において概算費用を含め位置であるとか、形状であるとかというところの資料作成をいたしました。現在は、福島県高速道路室のご指導をいただきながら、実現性、可能性があるのかどうか、それから既存の常磐富岡インターチェンジ、それから整備が進んでおります榎葉スマートインターチェンジ、これらの活用も視野に入れながら、総合的に、そして多角的に検討を進め、関係機関との下協議という形で進めているところでございます。

この取りまとめにつきましては年内には皆様にお示ししてご説明をし、ご意見を賜りたいと考えておりますので、少々お時間をいただきたいと思いますという段階でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

産業団地や工業団地を有効に利用する、また企業に進出していただくためにも、高速へのアクセスの道路整備は必要だと思いますが、やはり榎葉町の今工事が進んでいる場所と富岡インターの場所を

考えたときに、本当に費用対効果も含めた検討をしていただきながら、復興計画にはもちろん載っておりますが、その辺の必要性をきちんと考えていただければと思います。これは要望しておきます。

それでは、2問目に移ります。ただいま町長からご答弁いただきました里山再生モデル事業がされていると、またモデル除染もあのあたり進んでいると思うのですが、今現在の合宿センターの被災状況というのはどういった形になっているかをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） お答えをいたします。

現在合宿センターにつきましては、内部の畳等については撤去しておる状況でございます。ただ、合宿センターの利用につきましては、隣接するスポーツセンターとの連携も大切ということでございますので、スポーツセンターにつきましては年次計画を立てまして、今改修している状況でございます。それにあわせまして、今後被害調査を確認しながら、改修に向けて動き出していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

改修の方向ということなので、いずれ必要なと考えておりますので、そのところは評価していきたいと思います。昨年度準備宿泊のときには、ホテルを町民専用として借りるという事業をされておりました。利用率は余り高くなかったと思いますが、町民が安心して宿泊できる場所は提供できたのだろうと私は思っております。予算の関係もありまして、継続は難しいということは理解しておりますが、町民同士がホテルでは泊まれるかもしれませんが、わいわい、がやがや膝を交えて宿泊できる場所が必要だろうと思ひ、合宿センターが使えたらいいなと考えたのですが、もちろんホテルやその他サロンというのもありますが、そういったお考えはありますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、合宿センターにつきましてはスポーツセンターとの連携が大変重要だと考えてございます。あわせまして、ただいま里山モデル除染を行っておりますグリーンフィールドについての線量も気にしなければいけないと考えてございます。もうじき終了する予定だと聞いてございますが、その辺の線量を気にしながらの再開ということなものですから、今時点での合宿センターを宿泊等に利用するというのはちょっと時期が早いのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 大変わかりづらい質問で、学生に向けた宿泊というのは、ちょっとまだ私も難しいのかなと考えておりまして、町民の方で町にいらした方が例えば何組かで、わいわい、がやが

や泊まってゆっくりと膝を交えながらお話できるような場所があってもいいのかなという考えだったものですから、そのあたりで合宿センターは町の所有のものなので、非常に使いやすいかなと考えておりましたので、そういった施設、合宿センターをそういったところに活用するのはいいかなと思っているのですが、そういったお考えはあるかどうかをお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） 大変失礼いたしました。

合宿センターにつきましては、やはり合宿センターとしての機能を戻すことを考えていきたいと思っております。今現在被災を受けている状況でございます、修繕をしていない状況でございますので、今後先ほど申しましたように被害調査を確定させまして、復旧に向けていきたいと考えております。合宿センターにつきましても、年次計画を立てながら整備をしたいと考えておりましたので、スポーツセンターの改修状況とあわせてスポーツセンターの利用する方々の状況、あわせて先ほど申しましたが、隣接するグリーンフィールドの除染の状況、線量の状況なんかを確認しながらということでございます。なので、今時点での合宿センターの利用はもうちょっとお待ちいただきながらとは考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

合宿センターという名前の建物でありますし、使用目的というものは学生さんを対象にしたということは理解しているのですが、今周辺の除染の状況であるとか、里山モデル事業の進捗の状況を見ると、なかなか学生さんに貸し出すというまではいかないのだろうと感じておまして、そういう期間で例えばそういうところにゆっくり泊まりながら、何人かグループで、仲よかったグループで一緒に来たいなんていう町民の方に、合宿センターを改修して貸し出すような町民へのサービスみたいな形ですることは考えられないかというような質問なのですけれども、学生さん向けではなくてそういう意味での質問ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） お答えいたします。

現時点での合宿センターの利用は、今時点でかないませんが、先ほど申しましたように合宿センターとしての機能を持たせたいと思っておりますので、改修した後には多くの町民の方に利用していただけるようには考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

ぜひ、もちろん将来的には、震災前のように学生さんに来ていただいて、あのあたりのスポーツ施

設を利用しながら宿泊していただく。それで、あのあたりのにぎわいもまた出るのだろうと考えておりますが、まだまだもう少し学生さんにどうぞと胸を張って言えるほど線量が下がっているのかどうか、そのあたりの調査も必要だと思うので、改修をする方向でお考えいただいているというのであれば、ぜひ早目に改修をしていただいて、まだ学生さんに貸し出すまでの期間に要望があれば町民の皆さんにも格安で貸し出して、そういったところを使っただきながら、きずなの維持、継続につなげていただければ少しでも役に立つのではないかなという意見です。そのあたり町長、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ご指摘の件、私としては交流人口の拡大というものは、政策的に大変重要な課題だと捉えていまして、これらを利用して町民が集えたり、あるいはそれらの方々がここで憩いの場として利用されることは大変結構だと思います。ただ、今残念ながらここで当然宿泊をされるということになれば食事も考えなくてははいけませんし、それから入浴等々もございます。そういうものを前に、これらの利用していたときに賄っていただいた業者がまたやっていただけるのかどうかということもありますので、もう少し時間をいただいて、そして町としてもできる限り前向きに検討してまいりたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

私は、そういった思いで町民の皆さんに少しでも喜んでいただけるような、利用していただけるような施設の整備は必要だろうと考えております。町長も今前向きに検討するという言葉をいただきました。ぜひ町民の思いを少しでもかなえるような準備をしていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして私の一般質問、終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

続いて、7番、遠藤一善君の登壇を許します。

7番、遠藤一善君。

〔7番（遠藤一善君）登壇〕

○7番（遠藤一善君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず、第1であります。今後のまちづくりについてであります。冒頭町長の挨拶にもございましたが、2期目の町政を担うということになった上で、1期目は帰還に向けての政策だったわけですが、2期目はやはり町の復興へ向けたまちづくりというのが、また1つの大きな重点施策になってくるのかなと感じております。その中で2期目に向けた町長のまちづくりの方針ともう少し先の将来へ向けた重点施策をどのように位置づけているのかお聞かせください。

続きまして、第2であります。用水路の整備についてであります。避難指示が解除されまして、

営農を再開する農家が徐々にふえてきております。やはり富岡町町内の原風景というものが、我々富岡町民の心を癒やすということがあろうかと思っております。その中で我々富岡の町民がずっと愛していました自然環境を取り戻すということも必要になってくるのかなと思っております。そんな中で河川とか用水路の整備促進を図るべきではないかと考えております。ちょっと見た感じが非常にとても癒やしの空間とは思えないような状況になっていると思っておりますので、ぜひともその辺、町長のお考えをお聞かせください。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、今後のまちづくりについて。(1)、2期目の町政を担うにあたり、復興へ向けた「まちづくり」の方針と将来へ向けた重点施策はについてお答えいたします。

本年4月1日の避難指示解除は本町の本格復興の第一歩であり、私としてはふるさとの未来を開くための新たなステージを迎えたものと捉えております。一方で放射線量のさらなる低減や充実した生活環境の再生、創出など、継続して取り組むべき課題は残されており、また時間の経過とともに新たな課題も表出されるものと認識しております。私といたしましては、こうしたさまざまな課題に一つ一つ丁寧に取り組み、その積み重ねによりふるさとを未来につなげ、本町の将来を切り開いてまいりたいと考えており、これまで進めてきたふるさと富岡の復興と心の復興を未来志向を持ってしっかりと具現化してまいることがまちづくりの基本となるものと考えております。

このために町民に寄り添った安心、安全なまちづくり、人と町とのつながり、富岡町の発展を支えるにぎわい、活力の創出と帰還困難区域の再生の3つのテーマを町政の柱と位置づけ、各種事業の実施や展開に取り組んでいるところです。私は、持続可能な地域の将来にとって、産業の集積による雇用の創出、健康で安心して暮らすことができる医療、福祉の充実、地域に開かれた学校教育の構築とふるさと教育を初めとした将来を担う人材の育成、次世代につなげる農業への着実な取り組みと新たな農業へのチャレンジ、そして本町の魅力と強みを生かした交流人口の拡大、そのための情報発信体制の強化と発信能力の向上などが必要なことと考えており、雇用、医療、福祉、教育、農業、交流が今後のまちづくりを考える上で重要なキーワードになるものと考えております。

私は、このキーワードや町外生活を続ける方々とのつながりを念頭に置き、国や県、民間を問わず、あらゆる主体との連携を通じて、中長期の展開を視野に入れながら、施策の構築実施に取り組んでまいりたいと考えますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。また、本町の真の復興のためには、帰還困難区域の復興、再生が不可欠でありますので、たとえ長い時間がかかろうとも、しっかりと取り組み、本町の復興、再生を果たしてまいる決意でありますので、重ねて議員各位のご理解

とご協力をお願いいたします。

次に、2、用水路整備について。(1)、避難指示が解除され、営農を再開する農家が徐々にふえてきているが、町内の原風景と心を癒やす自然環境を取り戻すためには、河川及び用水路の整備促進を図るべきではについてお答えいたします。

富岡町の基幹産業である農業は、水稻作付者が1組合でありましたが、ことしに入り3件の個人農家が加わり、またその他の農作物についても取り組む農家が出てきております。議員ご指摘の用水路につきましても、未整備の用水路があることは認識しているところであり、このような用水路整備につきましても営農再開の箇所を把握し、財源なども考慮した上で整備を検討してまいりたいと考えております。また、河川の整備につきましても、福島県事業において富岡川下流、紅葉川下流の整備が行われており、今年度は町事業において河川の除草を行っているところです。次年度以降は、震災前に実施していた河川浄化事業、河川美化事業を再開できるよう関係機関との協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ただいま今後のまちづくりの方針ということで、町長から町の将来に向けた力強い施策を答弁いただきまして、本当に私もともに町の復興に向けて進んでいかなければということを感じております。

その中で当然町長が答弁された中でのことが一つ一つ具現化していくということが重要なことではありますが、その中で交流人口をふやしていくという話もありましたが、交流人口と同時にやはり町内の定住者をどうやってふやしていくかということも非常に重要な部分であるかと感じておりますが、定住者をふやしていくということに向けた考えはどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員ご指摘のとおり定住者人口をふやしていくということについては、町の重要な課題だと思っておりますし、一朝一夕でなるものでもないと考えております。町長からの答弁もありましたとおり、具体というよりはさまざまな施策を積み上げながら、一つ一つ丁寧に取り組んでいくというのが定住人口拡大につながっていくものと考えておりますので、具体の回答ではございませんが、町長を初め職員一丸となって取り組みを着実に進めていく。その先に人口増加、定住人口の増というものがあるのだと思っております。

また、もう一つ交流人口の拡大から、町外から新たに町民になれる方々というところの観点も施策の中で進めていかなければならないとも考えておりますので、そのためにはまずは富岡町に関心を持っていただくという取り組みも必要だと思います。関心をいただいて交流につなげる、交流から町内さまざまなことに参画いただく、そのような流れをつくっていきたいと思っております。関心いただくための施策としましては、とみおかアプリを初め現在ラインアットでの情報発信というところに

ついても検討を始めております。このような情報発信のツールをさまざま持ちながら、情報発信能力を強化していくということも大切なところだと思いますので、そのような進め方をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 定住ということは、非常に先が長いことであるということは私も理解しております。ただ、結局一人一人ふやしていくということが大変重要なことであると思います。やはり住むということは、自分の住んでいるところに誇りが持てる。そして、ここに住んでよかったと思えるような環境がある。環境というのは、自然環境だけではなくて先ほど町長の答弁にもありました福祉、医療、教育、雇用、そういうことも含めてとは思いますが、やはりそれが完成していない今でも現実的にいろんなそれぞれの理由はあるにしても、町内でお子さんを連れて戻ってきている方もいらっしゃいます。そういうことを考えますと、定住の具体的な施策、例えば子供世帯が戻ってきたところに対する何らかの生活の安定化に向けた援助、支援、それから教育に関しましては昨今国でもいろいろ出ておりますが、やはり教育の無料化、例えば富岡町であればもう幼稚園の前から高校を出るまで、きちっとした応援をしていくというような形。定住をするには、やはりそれぞれの家庭の事情と考えがあると思うのですが、やはり今のこの富岡の状態に進んで戻ってきて町を一緒につくっていくという、そういう住民を少しというか、もっと大切にもっと一緒になって進んでいく施策というのが必要かなと思うのですが、そういうところに対する具体的な考え方というのはございますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員ご質問とか、ご意見の中でおっしゃっていただいた、そのとおりのことだと思います。

特に町内居住者に対する支援ということについては、現在薄いというような表現をすると語弊があるかもしれませんが、もっと強化していかなければならないとも思っております。しかしながら、さまざまなご家庭の事情やご自分の状態で町外生活を続けられる方々も当然多くおられますので、ここはバランスよくご支援、それから施策を考えていく必要もあると思っております。さまざまの教育のお話であったり、生活支援、町内に居住される方々の生活支援をどうするのだというようなご質問、ご意見もございました。私からは、具体というよりは考え方としては町内に居住される方々への支援ということについても、強く強化していかなければならないというところ、あわせて町外に居住される、まだまだ避難を続けられる方々に対する支援についても続けていかなければならない、ここのバランスはとっていきなと、とっていきべきだろうと考えているというところだけをお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 保育の部分と幼稚園、小中学校の部分の話が出ていますけれども、両課長。教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） 今のお話がありました教育費の無料化施策等々については、私から回答させていただきたいと思います。

現在幼稚園に対する就園、また小中学生に対する就学援助費等については実施しているところがございます。これらにつきましては、町内に住まいになった方についても対象ではございますが、援助費の拡大等についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の定住人口の拡大等については、町としてもこれらを何とか充実していきたい。それから、拡幅していきたいというようなことで清掃補助金、あるいは防犯に対して心配だというために防犯カメラの補助事業等について、今さまざま行っているところですが、今ほどあった教育問題の無料化、これらについても富岡町の学校が来年4月には再開するわけですから、これらについてしっかりと今議員がご指摘のように無償化が図られるような方向で町としても進めていきたいと考えています。今さまざまな支援施策ということで、避難先の支援というものを議員の皆さんも考えているのだと思いますが、避難先の支援もさることながら、やはり富岡町内に戻った人に支援すべきだろうと思っておりますので、私としても今後これらについての施策というものをきちっとお示しをしていきたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ありがとうございます。

教育に関しましては、4月再開に向けてぜひ考えていただきたいと思っております。

それから、定住に向けた考え方なのですけれども、以前にも私のほうでちょっと一般質問させていただいたことがあるのですが、県と富岡は若干違うとは思いますが、福島県は福島県外から福島県に居住をする方に対して住宅等のさまざまな施策を展開しているわけですが、これは福島は福島県ですので、当然県外から福島県に帰ってきた人のみが対象なわけですが、ただ、富岡町のことを考えますと、富岡町の出身者でも県内にいて富岡町に戻ってくるというような方も以前もいたわけですが、今この状況になった中でもやはりそういう方も出てくるし、そういう富岡で育った方が1回外に出てまた富岡に戻ってくるということを考えれば、県は県外であれば富岡は富岡町外からというような考え方もあるのかなと思うのですが、その辺についての考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 町外からの移住というのか、町外から町内に転居される方々を促進させるための施策を考えるべきだというようなご意見と捉えました。

周辺町村、特に川内村がよくわかりやすいお話をされているのですが、町外から戻ってこられる、村外から村内に移住される方々、特に単身世帯についての支援を強くしていたりというところも周辺町村にございます。我々としては、そのようなことを参考にしながらも考えてまいりたいというのが

基本だろうと思いますが、1つは先ほども申し上げましたように、既に帰町された方々への支援強化、それから町外に生活される方々への支援の継続、加えてというようなお話になると、財源の確保であったりということも当然必要になってきますので、それらを総合的に必要なこととは捉えますが、総合的に施策としては考えていかなければならないのだろうと思います。ご意見ということで賜り、検討の項目とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 町長、2期目の施策に向けてという質問でありますので、今ここであしたからやってくれということではなくて、やはり今課長から答弁がありましたので、そういう方向で、これはぜひとも力を入れてやっていただきまして、現に戻ってきている人もいるわけですので、補助金という形になるといつも遡及ができないとか、いろいろあるのですが、なるべく遡及ができるような形で、そういう施策を考えていただきたいと思いますので、これはぜひともよろしく願いいたします。

それから、あともう一点、交流人口なのですけれども、やはりこれは美しいというか、あそこに行ってみたいということが一番重要だと思いますので、ぜひともこの交流人口はやはり目的があれば来ると、今町長の今期の説明の中にもありましたが、スポーツ交流館のところも野球だって多目的グラウンドだって、やはり人が使う目的があればきちっと来るということですので、ぜひともそういうところの強化も図っていただき、そういう実際使っている人たちが何が足りないのか、もうちょっとこうしてほしいということも含めて、町づくりの施策を進めていただきたいと思いますが、交流人口に対しての基本的な方針というのはどういう考えでいるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 交流というキーワードでお話をさせていただくとすれば、まずは人と町とのつながりアクションプランというものを昨年10月に策定いたしました。ここでもお示しましたように、交流のもととなるものについては先ほどもお話をしましたが、関心であろうとお示ししております。このためには、本町の魅力であったり現状というものをしっかりとお知らせする、わかっただけということが必要だということを思っております。まずは、情報発信ツールとなりますが、とみおかアプリでありますとか、現在検討を進めておりますラインアットでの情報発信というものを強化していく、能力を向上していくということが一つ必要だろうと思います。

それから、一般社団法人とみおかプラスにおいては、とみおかサポータークラブ事業というものを行っており、徐々にではありますが、会員がふえているといった状況、そんな取り組みもしており、それから商工会、その他各種団体の皆様におかれましては、イベント事業、それから伝統行事の再開というところ、再開をしていたり、再開に向けて頑張っていたり、そんな活動もごございます。それらを通して町の現状をわかっていただき、それから関心を持っていただき、それが交流につながっていくことを目指すべきだと思っております。当然のこと我々充実したスポーツ施設、それ

から文化交流施設というものを持っておりますので、これらを活用した直接的な交流事業、交流イベントというところも積極的に計画してまいりたい、まいらなければならないと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ぜひともよろしく願いいたします。

美しい富岡を考えていきますと、2番の用水路の整備というところにつながっていくわけでありませうけれども、町長の答弁の中に河川の下流は今紅葉川、富岡川整備をしているということで、ここは整備中ですので、でき上がるのを待っているしかないと思うのですが、その上流に関してなのですけれども、除草作業を発注されているということであるのですが、範囲というか、どの辺まで川の除草を発注されているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 河川の除草でございますけれども、これは富岡川、関根川、遅沢川、それから紅葉川を実施しているところでありまして、河川敷内ではございますけれども、延長としましては紅葉川などは岩井戸地区の辺から行っているところでありまして、富岡川もある程度上流まで田ノ口近辺ですか、そこの辺までは実施する予定でございます。遅沢川と関根川につきましては、若干延長が狭まってしまうかもしれませんが、これも河川内の除草を行うということで発注しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 震災前も親水性ということで、特に富岡川に関しては富岡川におりていっていろんなことをしていたわけですが、ここのところの避難指示解除になってからの富岡川は、とても下におりていきたいとも思わないような状態が続いておりました。おくれればせながらではありますが、除草を発注していただいたということで、ぜひとも帰ってきている人たちが川でちょっと遊んだり、散歩したとかいうのが自由にできるように、今河川の範囲ということだったので、当然河川に入っている土手というか、通路になっているところ、堤防的になっているところも含めてということになるのでしょうか。それとも本当に河川敷だけなのでしょう。済みません、そこだけちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 河川敷内ですので、堤防の辺も河川敷の部分はございますので、そのエリアだということでお答えしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ぜひともきれいな富岡川含めて紅葉川も遅沢川も含めて、やはり通っているときにきれいな環境で、まだサケとかアユとかの釣りは解禁になっていないわけですが、やはり一生懸命放流をしている方もおりますし、そういう自然環境がやっぱり富岡の本当の原風景だと思

いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それから、来年に向けては美化、浄化の事業を進めていきたいということでしたので、ぜひともこれは計画的にきちっと進めていただきたいと思います。

それから、同じように用水路なのですが、これは用水路というのは当然水稲を行っていた人たちにはそれぞれの水の権利というところがあるかと思いますが、最近何軒か、新たに今年度に入って3軒の水稲農家が始まったということなのですが、もともとの水路から水を引くために若干そこが整備されていない、土側溝のような形で苦労されていると。これからいろんな地域で、水稲だけということではないですが、水稲も含めて入っていく、そして水路で水がそこを流れていると、用水路だけではないです。用水路から引いたところも水が流れているという、そういう自然環境はいろんなものをそこで育みますので、ぜひともその辺の整備をしていただきたいと思いますと思うのですが、この用水路に関しての状況はどうなっているかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員ご指摘の用水路につきましては、農業者が今先ほど議員おっしゃられたように、個人では3軒の方が事業再開をしているということでございます。従前ですと素掘りの用水路につきましては各農家の皆さんが協力して土を払い、水路として確保したというのがこれまでですが、今現時点では水路につきましては幹線水路につきましては通水をしているということでございますけれども、堰から設けた小用水につきましては各個人がやられている中でもなかなかできないというような箇所あるかと思えます。そういった箇所につきましては、現在簡易的なものにつきましては管理者である土地改良区が払っているということでございますけれども、なかなか大規模なものにつきましては今後営農再開を目指したいというような状況になりましたときには、いろんな各種補助制度を活用しながらという形になるかと思えます。現時点でいろいろイノシシ等の掘削によって狭くなっているというようなことも聞き及んでおりますけれども、そういったものにつきましては小規模なものは先ほど繰り返しでございますが、土地改良区で対応しているということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今課長から土地改良区がという話なのですが、土地改良区の事務所、役場の庁舎の脇にあるのですが、昔のような形で動いているとは思えないのですけれども、土地改良区そのものがきちっと動いていくという考えがあるのかということ。

それと、もう一点、営農とかを再開するときという話があったのですが、営農を再開するときでは遅いわけで、大きな目標で営農を再開していく方向性がある、そういうところを先行で国の帰還促進のお金があるうちにやはり進めていくべきだと思うのですが、その辺についてどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 一問一答なのが2問になってしまったから2人が手を挙げるようになってし

まいります。

では、復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、最初の土地改良区につきましてお答えいたします。

土地改良区は、現在復旧課の中に3名体制で復旧課とともに農業用施設というようなものの管理のところを一緒にやっているところでありまして、さっきで申しますと、清水から滝ノ沢へのパイプラインとかの工事も受け持ってもらったり、ため池の補助水対策というところも担当していただいているという状況で、復旧課とともに事業を進めているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員ご指摘の営農再開するには、事前にそういった状況をつかんでいないと、なかなか水路を確保しても営農再開のたびに間に合わないのではないかなというようにご指摘でございます。そういった意味では、農業者の方との懇談等を今後勉強会等を計画しながら、そういった地区ごとに入って行って状況をつかみたいということでございます。

それから、今現時点では官民合同チームの中にも農業部会の方が動いていると、そういったことで報告をいただいている部分もありまして、聞き及んでいますのはその各農業者との意見を確認している中では若干でありますけれども、次年度に向けて営農再開したいというような考え方もいらっしゃいますので、そういった状況を町としても連携しながらつかんでいきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時01分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、7番、遠藤一善君の再質問を続行いたします。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 用水路の整備の話をしていただいただけですけれども、この農業用水路なのですが、水を流さないでおきますと、中にまた草が生えてきたりとか、いろいろあるわけですが、きちっとした形で用水路ということは、水稻の田畑で考えれば用水路、排水路というのがあるわけですが、その中でその整備に関しましては今後どういう方針でいくのか。といいますのも、実際に用水路は水利権の人たちが清掃をしていたわけですが、実際に営農再開する人の数が少ないと、それを少ない人でやっていくというのは非常に大変かなと感じるわけですが、そういうことに関しましてもととの富岡の基幹産業を少しでも進めていくために、やはり町でもそれなりの努力をしなければならぬと思うのですが、それに関しましてはどのような方針でいるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 用水路の整備につきましては、現段階で幹線水路につきましては通水が行われていると、それから支線用水路、さらには先ほどもご質問ありましたような小水路というような区分に分かれるかと思いますが、通常幹線水路以外のものにつきましては、やはり先ほどの答弁の中にもございましたように、営農再開の状況を踏まえながら、あとは議員ご指摘の県の補助制度というものの活用時期、そういったものも踏まえながら検討してまいりたいと。なお、用水路が流れていないことによって先ほどの草が生えたりというようなことも当然ありますし、さらには場合によっては大雨等の被害も考えられるところではありますけれども、全てにおいて事前に全部水路を整備するというのはなかなか困難な部分があります。そういった意味では、営農再開の方も確認しながら、あとは補助金の活用をしながらというような中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今の営農再開を確認しながらということなのですけれども、やはりこれも鶏が先なのか卵が先と同じなのですけれども、やはりある程度計画的にきちっと少人数であってもできる、または業者の人に頼んできちっと河川のように整備をするというようなことも考えていって、それを進めておかないとやはり最終的にはどこからお金が出てくるのかということになってきたときに、今できることをやはり事前に進めて、こういう状態をつくったのだという考え方も必要なのかなと思うのですけれども、先、後に関しましてのところでもう一度確認したいのですけれども、再開するから直すでは遅いと思うのですけれども、その辺に関してはどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 必ず営農再開意欲があるところをもってだけ整備するというようなことで限定したものではないのですけれども、ただ補助整備、例えば国の補助金を活用できる期間がありますと先ほどお答えさせていただきましたが、そちらにつきましては要件もございます。さらには、整備した後の確認といえますか、追跡作業がございまして、場合によっては営農再開をしていない中で補助金を活用し、実際のところ活用されていないということでありますと返還もあり得るというようなこともございます。そういった意味では、補助金を活用する際にはそういったことを踏まえながら検討してまいりたい。

さらには、営農意欲がやはり前提になるようなお話を先ほど来させていただいておりますけれども、どうしても今農業をやる方が町内の中で全体で5.4ヘクタール、1組合3名の農家の方がやられています。そういった意味では、その確保をやはり営農再開の上では水利が必要だということは認識していますし、そういった部分は必ずというか、整備しなくては始まらないという認識しております。ですから、今答弁の中ではどうしても営業再開の意欲も確認させていただいて、なおかつ災害等が起るような、イノシシ等の掘削等があって閉塞しているようなところについては、やはり営農再開があるなしにかかわらず、そういった通水できるような形をとっておくというようなことで考えていき

たいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらの用水路の整備等については、震災前も農業の開始時期を見据えて、その前に一斉江払いというような形で町民の受益者負担の原則をこれはお願いをしてきたわけですが、そういう中で江払いというようなことでやってまいりました。当然今回の営農再開前に整備すべきだろうという議員のご指摘は十分わかるのですが、これらについては営農再開を目指す方にとっては種もみの、それからそういう事前の準備がありますから、それらで町でも把握できる。そういう意味では、そこに行く水路についてはその何週間前には完成させるような状況、これらについては今後でもできるのだらうと思いますし、これを受益者負担の原則で営農再開をする方に、どうぞ自分でやってくださいということではなくて、今ほど課長がお話したように国の制度資金を利用しながら、土地改良区とご相談を申し上げながらやっていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） この営農に関する部分というのは、何度も話をしておりますが、自然環境も含め町をやはり維持していく。用水路は、実際には防火用水としても使っていたりとかしてあったので、ぜひともここに関しては計画的に、やはりもともとの水利権者のところが遠くなると相当の距離になると。今町長からも受益者負担だけでと考えてははいないということなのですが、ぜひともここに関しましては、これからの富岡町をどうしていくのかということも含めて、計画的に積極的に進めていただきたいということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、8番、安藤正純君の登壇を許します。

8番、安藤正純君。

〔8番（安藤正純君）登壇〕

○8番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問ほど順次質問させていただきます。

大きい1番、生活支援対策について。（1）、大熊・双葉両町では中間貯蔵施設の整備に伴い、国の交付金を活用して中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金を1人当たり年間10万円を限度に交付しております。本町においても、旧エコテックに迷惑施設である特定廃棄物の最終処分場を引き受けておりますので、生活サポート補助金制度を創設すべきと思いますが、町の考えを伺いたい。

（2）、本年4月1日に帰還困難区域を除き、避難指示が解除され、8月1日現在215名の方が帰還の届け出をされております。町として移住または将来帰還の意思はあるが、避難中の町民に対する今

後の支援を伺いたい。

大きい2番、帰還困難区域の復興拠点整備計画について。(1)、本年5月の福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、帰還困難区域の再生が加速されようとしているが、本町復興拠点整備計画の進捗状況を伺いたい。

(2)、復興拠点整備計画は地域住民との意見交換を重ねて行い、要望をできるだけ取り入れるべきと思うが、町の考えを伺いたい。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(塚野芳美君) 8番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 8番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、生活支援対策について。(1)、大熊・双葉両町では中間貯蔵施設の整備に伴い、国の交付金を活用して中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金を1人当たり年間10万円を限度に交付しております。本町においても、旧エコテックに迷惑施設である特定廃棄物の最終処分場を引き受けておりますので、生活サポート補助金制度を創設すべきと思いますが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。

既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に伴い、福島県より交付される特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金は、埋立処分事業に伴う影響緩和対策や継続的に必要となる地域振興事業などへ幅広く活用できるものとされており、この交付金につきましては、過日本町へ60億円を上限に交付することと福島県9月補正予算に計上されることになりましたので、福島県議会の議決後速やかに交付金の交付を申請してまいり、基金を造成したいと考えております。

町といたしましては、交付金交付要綱において交付金事業の対象とされているふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持、向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成就業支援事業、地域活性化事業などに幅広く、そして可能な限り長期に活用できるようにと配慮し、交付金活用事業を選択してまいりたいと考えております。ご提言がありました生活サポート補助金制度の創設につきましては、町民皆様の生活を直接的にお支えする一助になるものと考えますが、今後の逼迫が懸念される町財政への影響をしっかりと見きわめ、貴重な財源であるこの交付金を効果的に活用することを踏まえ、交付金の活用事業を選択する中で総合的に検討してまいりたいと考えます。

次に、2、本年4月1日に帰還困難区域を除き避難指示が解除され、8月1日現在215名の方が帰還の届け出をされております。町として移住または将来帰還の意思はあるが、避難中の町民に対する今後の支援を伺いたいについてお答えいたします。

町は、避難指示の一部解除を見据え、平成28年度から平成32年度までの5年間を当面の計画期間とした人と町とのつながりアクションプランを平成28年10月に策定して、町外生活を支える施策を行っております。具体的には、仮設住宅入居者の見回り活動に加え、要援護者に対する関係機関との連絡

調整や避難先における福祉施設の利用、入所支援などを行っており、交流サロンにおいては各種教室の開催や自主活動支援など、町民が気軽に交流できるコミュニティー環境の提供を行っております。加えて長期にわたり避難生活を送る町民同士が交流を図るイベントの企画や町との連絡、調整等を自主的に行うため、各地域において設立された自治会への活動支援も行っております。

一方、県外避難者に対しては委託先である県外避難者支援拠点事務所、復興支援員による訪問や電話での相談対応や県外交流サロンの開催、県内で開催される各種イベントへの参加ツアーなどを企画して、町民同士のコミュニティーの形成を図るなど県内外を問わず、さまざまな支援を行っております。町といたしましては、引き続き町外で生活せざるを得ない町民の意向を丁寧に伺いながら、離れていてもふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられるよう今後も支援を行ってまいります。

次に、2、帰還困難区域の復興拠点整備計画について。(1)、本年5月の福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、帰還困難区域の再生が加速されようとしているが、本町復興拠点整備計画の進捗状況を伺いたい。(2)、復興拠点整備計画は地域住民との意見交換を重ねて行い、要望をできるだけ取り入れるべきだと思うが、町の考えを伺いたいについては、それぞれが関連いたしますので、一括してお答えいたします。

改正福島特措法に基づく特定復興再生拠点区域の設定並びに拠点区域の復興及び再生を推進するための計画策定につきましては、今年度末の内閣総理大臣の計画認定を目指し、策定作業を進めてまいりたいと考えております。先般開催いたしました帰還困難区域6行政区の皆様との意見交換会では、帰還困難区域の復興、再生は全域を対象に取り組まれるべきだ、全域の除染を早急に行うことは国の責任だ、帰還困難区域への入域手続は緩和されるべきだなどのご意見がありました。これらのご意見を踏まえ、復興庁に帰還困難区域全域を特定復興再生拠点区域とすることが可能であるか確認してまいりましたが、改正福島特措法を初めとする法制度上、帰還困難区域全域を特定復興再生拠点区域と設定することはできないとの回答であり、町はふるさとの未来をつなげ、本町の将来を切り開いていくため、早期に帰還困難区域の復興、再生に取り組むことが必要であることを考えれば、法制度に沿った段階的な取り組みも容認しなければならないと認識したところです。加えて、拠点区域とならなかった区域の復興、再生が途切れたと感じさせない継続的な取り組みが必要であるとも認識したところです。

町といたしましては、帰還困難区域全域の復興、再生が本町の真の復興、再生に欠くことのできないものと考えは変わらないものの、特定復興再生拠点区域の設定は想定する土地利用の実現性や地域コミュニティーの確保などを最大限考慮した上で、帰還困難区域の一部とすることを視野に検討を進めざるを得ないものと考えております。今後は、現在策定を進めています全体構想で帰還困難区域の復興、再生への方向性をお示するとともに、特定復興再生拠点区域の範囲についての考え方や拠点区域外の復興、再生に取り組む時期などもお示ししたいと考えており、全体構想の説明会などを通じ

て帰還困難区域の復興、再生についてご理解を得てまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） エコテックの場合には、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金と呼ぶようなのですが、この交付金は私の記憶では非常に使い勝手のいい交付金ということで承っておったのですが、これはこういったサポート補助金のようなものには使ってはいけないような種類の補助金なのではないでしょうか、その辺をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えいたします。

議員、今ほどお話しされたように、この交付金につきましては当初から自由度が極めて高い交付金と言われておりました。そんな観点からこの交付金につきましては、埋め立て処分開始後30年において知事が決定する期間まで使用可能というようなこと。それから、町長の答弁にもありましたとおり、幅広く活用できるというような観点から用途が県の要綱で定められております。ただし、使えないものもございまして、1つは職員人件費等々については充当できない。それから、個人、それから事業者の資産形成に資するような事業には使えない。それから、もう一つは国庫補助金等の地元負担分については充当できない。もう一つは、起債の償還費、公債費には充当できないというようなもの。4点ほど使えないものがございます。

ご提言がありました制度の創設につきましては、個人の資産の形成に資すると見られないような工夫は必要だと思いますが、今の段階ではその事業に充当できないか、できるかということについては、これから県に確認してまいらなければならないという時期でございまして、まずは個人の資産形成には使えないよというところだけのご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 大熊、双葉両町の間貯蔵施設整備等影響緩和補助金、これをどんなことに使っているかというのを今読ませてもらったならば、行政区総会への参加費、避難生活による心のケア相談、就業支援、介護保険施設の入所料、県産品の購入、さらに大熊、双葉両町ではもっともっと自由に使えるようにしてほしいということで、確かに今課長がおっしゃるように資産の形成に資するものというのはちょっとないのかなとは思っておりますけれども、やはり町民の皆さんも避難していて、富岡では何にもないのかなというのをかなり耳にするものですから、町長答弁の中で逼迫する町財政に総合的に判断して使っていきたいという答弁だったのでありますが、やはり富岡町に戻ってこられる方も大切なのですが、これからどうしようという人たちもかなりいますので、その辺はできれば少し元気づけるような意味で、使い勝手のいい交付金であれば、そちらにも考えてほしいと思うの

ですが、この幅広いということであれば、多少はそっちも考えてもらいたいのですが、そういうお考えはありますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今回の交付金につきましては、埋立処分事業に対する影響緩和策であったり、地域振興というものに対して活用するという事で交付をいただくこととなります。そういう観点からいきますと、我々今回の交付金以外、復興加速化交付金であったり、さまざまな事業で対応できないような事業について、この交付金を活用してまいるとするのが基本なのかなと思います。そんな観点からいえば、ご提言をいただいた事業に対して受領するという事については、目的にもかなうものかもしれないとは思いますが、もう一つは町財政ということも一つ考えていかなければならなくて、これら交付金事業を選択する際に総合的に考えていくべきことだろうということをおもっています。現在のところご提言があった事業を創設する、しないということの結論には至っておらず、今後の検討と考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 全くだめだではなくて、検討するという事で理解していただいたと私判断します。それで、エコテックに特定廃棄物の処分場を受け入れる話のときに、やはりこの100億を按分という話ありました。そのときに使い勝手のいい交付金をという話があったときに、地域振興は別だからと、地域振興は地域振興で国で考えていますよということだったものですから、いただいた交付金を地域振興に使うというのは、エコテックに引き受けたものとは私別に考えていたのですが、地域振興も一緒に考えるべきの交付金なのではないでしょうか、その辺教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） おっしゃるように埋立処分事業を受け入れる際に、地域振興策が必要だと、それについての国の積極的なかわりが必要ですよということで申し入れをしています。申し入れ事項としましては、産業団地の新規整備や企業誘致プロジェクトの積極的かつ具体的展開による雇用環境の整備であったり、交流公園の新規整備による新たな交流の場の創出、それから復興拠点の早期整備というようなことを申し入れ、それが地域振興策ですよということで受けていただいていると思っております。この中で想定しない地域振興策であったり、影響緩和ということについては、それらが国、県の交付金、補助金で対応できないものであるならば、この交付金を活用しながら実現していくというような考え方になると思います。地域振興策、それから影響緩和ということについては、この交付金のみにかかわらず、申し入れた地域振興策、これらが一体となって行われるべきだろうと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） わかりました。

大熊並には言いません。1人10万円を使い勝手よくって、そこまでは申しませんけれども、やはり町民の方にこれくらいまでだったら、この交付金から出してあげることができるというものが今後あるようでしたら、今課長が言うようにただだめだということではないということであれば、その辺は検討してください。

それでは、2番目の質問に移ります。富岡町の災害復興計画（第二次）、これでは基本理念1の中に町民一人一人の心の復興、この中で「町民の生活再建と自立を支援し」というのがあります。この基本理念の次に基本方針でも生活再建を挙げています。最近新聞なんかによりますと、福島大学の双葉郡の住民調査によると、生産年齢15歳から64歳までの方の無職者の割合が震災前の3倍を超えていると、それと生活も賠償金に頼っている方が56%もあり、将来に不安を持っている方が少なくないという調査結果があります。そこで、町は国、県に対してなりわいの復活の支援を求めるべきだと思うのですが、その辺の考え方は町はどのように考えていますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員ご質問の件についてお答えさせていただきます。

人と町とつながりアクションプランの中にも、なりわいにつきましては国、福島県と連携して町内外の事業再開や就業をサポートしますというような記載がございます。事業をされている方につきましては、内外あるかと思えますけれども、富岡町独自でやっております事業再開の補助金、上限350万円という制度を設けながら、帰還される方の事業再開に向けて努めております。それ以外につきましては、県で同じく事業再開につきましていろいろと制度として12市町村内、または12市町村外でそれぞれ1,000万円の4分の3、または3分の1という、そういった補助率が分かれてございますけれども、そういったものについて事業再開については努めているところかと思えます。なお、事業再開以外に就業または就職等をするに当たって、雇用面につきましても町内に帰還される方の場合は現時点ではさくらモール等の事業、またはそれ以外の事業ありますが、なかなかそういうパートタイムの金額もかなり高額なものとはなっておりますが、それでもなお就業に結びついていないというような状況がございます。

一方で県外に行かれた方につきましては、やはりそういったところの就業支援に頼っていただくような、活用していただくようなことかと思えますけれども、そういった内外において就業、さらには事業再開ということで現時点で取り組んでいるところということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 町で再開される事業者には町単独で自立再開支援金350万円と、それは大変結構なことだと思います。やはり少しでも元気つくような支援をしていただければと思うのですが、戻ってこられる方の人数を見ると、震災前1万6,000人いた人口が215名ということで、かなりの方が町

外におられます。そういった中でもう仕事についていない人、もうつけなくなってしまった人、年齢制限で仕事が見つからない人、賠償で生活してしまって、もう自力でというのが難しくなっている人、いっぱいいろいろな方がいらっしゃると思うのですが、そういった方に町の予算で助けてあげてくださいということではないのです。町だって財政が大変ですから、富岡に戻ってこられる方を中心にというのは、先ほど町長の答弁にもあったように、戻られる方が優先だよというような答弁ありました。

それはそれで理解できるのですが、国とか県で被災者支援ということでかなりいろんな支援策がありますけれども、12市町村内と外と全然違うのです。広野までだったら12市町村内だから、事務所をつくっても工場をつくってもお店をつくってもという感じなのですが、そういったところを不公平感というか、富岡に戻ってこなくても、私はぜひたくさしてくださいとか、震災前よりさらにいい収入をもらいたいと言っているのはなくて、最低限生活していくために賠償を切られても立ち上がれるというところまで国、県にお願いしていただきたい。富岡町民が移住先でも何とかやっていけることを町も先頭に立って官民合同チームと一緒にしながら、背中を押してあげてほしい、そのお願いなのです。町がいわきとか郡山とか、そういったところで事業を再開する人にお金を出してくださいという話ではないのです。その辺国とか県とか、あとは場合によっては東電賠償も入ってくると思います。住居確保損害というのがあったように、仕事に戻れるためのお店確保損害、工場確保損害、それがあっても私はいいと思うのです、不当な利益がない限り。そういったことで支援ができるかどうか、その辺町の考えを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご質問いただきました事業再開につきましてですが、1つ追加をさせていただきたいのが、先ほど県で行っています事業再開、こちらにつきましては帰還困難区域に戻るというような考え方の場合ですと1,000万円の3分の1だったものが、4分の3に変わるというようなこともございますので、ご承知おきいただきたいと。

それから、今現在官民合同チームがそれぞれ事業再開をされる方につきましては、何度となくご意見を聞いていただいて、それを町と共有させていただいて、何か助けになるものがないかというようなことで取り組んでいる状況を共有させていただいています。さらには、既にもう県外で事業再開をしているのですが、なかなか収益が上がらないというようなご相談も直接いただいているところです。そういったことにつきましては、やはり町ができること、それから国にお願いすることとございますが、そういった意味では支援する部分がお金という形ではなくても、場合によっては販路の拡大ですとか、商品のメニューの検討とか、専門家を派遣したりというような、そういった支援のあり方もあろうかと思っておりますので、そういった部分で今後も町としましては情報をいただいて、町と官民合同チームで協力しながらという部分で考えてまいりたいと思います。

それから、先ほど来、補助金の3分の1、4分の3という話もさせていただいていますけれども、

こちらにつきましても、町内に戻る方、それから町外に出て、さらには帰還することを目指して頑張っている方、こちらにつきましては不公平感というようなご指摘もありますけれども、そういった部分は国、県にいろんな場面で伝えていきたい、働きかけていきたいというような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ありがとうございます。

今課長から町に戻らない方にも官民合同チームと連絡をとりながら、県の補助金なんかも交えながら専門家を派遣したり、アドバイスしたり、何とか自立できるようなお手伝いをするということでお話もらいましたので、この1の2も終了させてもらひます。

それで、今度は2の（1）で帰還困難区域の復興拠点整備計画、これについての質問をさせていただきます。帰還困難区域を5年をめどに復興拠点整備計画を作成するに当たって、私は問題点がかなり発生するのかなと思ひています。富岡町の帰還困難区域は公園とか、あとは県道沿ひとか、そういったものを中心に今先行除染があります。それから、JR常磐線の富岡駅から浪江駅までの開通もあと二、三年後にあります。それに伴った駅前開発、これも出てくると思ひます。それと、この5年をめどに復興拠点整備計画、正式名は特定復興再生拠点区域という名前ですけども、ここでは復興拠点整備計画と呼ばせてもらひますけれども、この区域に入ったところと入らないところ、これが発生するのかなと思ひます。というのは、やはり6号線東側なんかでは小良ヶ浜、深谷地区には仮置き場、こういったものがあって、その仮置き場状態がいつまで続くのかなとか、あとは帰還困難区域の除染とか、解体した廃棄物は処理はどこで行うのかなとか、いっぱいそういった問題があるので、計画を立てるに当たって課長も頭の痛いところかなと思ひますが、その辺はどのように整理するか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 本町の帰還困難区域、ご承知のとおり人口の30%の方々が居住されるという大きな生活圏でございます。そんな観点から、それから困難区域の方々との意見交換の中でもあったように、全域を拠点区域として一斉にその取り組みが始められるべきだというご意見が困難区域の方々からも多かったですし、正直なところ我々もそのように思っているところでございます。町長答弁にもありますように、しかしながら法制度上なかなか全域を拠点区域とするということについては、非常に難しいというよりはできないという回答でございますので、拠点区域を設定して、そこを足がかりに困難区域の全域の再生を進めていく、そのように考えざるを得ないという状況でございます。

しからは、その拠点区域というのはどう設定するのかという考え方になると思ひますが、1つは今議員おっしゃったような観点もあると思ひますし、今先行除染をしているといった、そういう実績もあると思ひます。それらを考えながら区域設定ということにはなると思ひますが、今のところ申しわ

けない話ではございますが、設定についての考え方やこのようにするのだということの結論にまでは至っておりませんので、いましばらくお時間をいただきながらと思います。全体構想を今策定中でございます。その中で考え方を整理し、皆様にご意見を伺えるような状態にして、早期にそのような状態にしていきたいと思いますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今現在復興拠点整備計画策定中でこう決まったものはないという答弁だと思います。ですから、こうしますとか、ああしますというお答えはできませんということだと解釈しました。国の考え方で内閣総理大臣というか、国は住民の帰還や事業活動によって想定した土地活用が実現する見込みがあるかというところが物すごく私気になるところなのです。やはりさっき町長の町政報告の中でも、帰還困難区域全てを全域を対象にしたい。これは、帰還困難区域の人もそう思っています。私も帰還困難区域の人間で、その集まりにも出ました。戻る、戻らないにかかわらず、汚したものはきれいにしてくれと、当然のことなのです。だけれども、町はそのように考えていてもお金を出してやってくれる国、復興庁が住民は戻ってくるのですか、実現可能なのですか、本当に町になるのですかと問いかけているのです、この改正の法律は。そこにうまくマッチするかどうかというところがかなり難しいのかなと私は思うのですが、あと先ほどから全域をやってくださいとか、そういった意見が多数出ましたと、確かに出ました。ただ、一方ではかなり戻らないという人もいたのです。戻らないから、もう買ってほしいという人までいました。そういった方の意見も、私は質問の中に意見交換を重ねて行い、要望をできるだけ取り入れてくださいという今回の質問の趣旨はそこなのですけれども、やはり戻らないからあそこ何とか国で買って欲しくないかなという方もいるので、そういった方の意見交換も重ねていただいて、その上での復興拠点整備計画にすべきだとは思うのですが、その辺はどんなふう考えているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ほど議員おっしゃったように、計画策定、それから計画認定の際には、これは双葉町や大熊町が計画先行しております。その議論をしっかりと聞いてきているわけではございませんが、又聞き状態でお話をしますと住民はやはりどれだけ戻ってくるのか、それから農地の活用ということであれば、営農再開を希望される方、営農再開の意向のある方はどれだけおられるのかということを国が盛んに聞いていますと伺っております。そんな観点から例えばですが、我々が拠点区域として設定したい、こういう土地利用をしたいといった際に国との協議というか、国とのやりとりの中で帰還される方がそんなに多くいないのであれば、そんなに広く拠点をつくる必要はないのではないですかとか、農地が含まれるのであれば、営農再開の意向が低いのであれば、農地をそんなに広く拠点区域として設定することもないのではないですかというような国からの聞き方をされていると聞いておりますので、議員がおっしゃったような観点というのは非常に大事なところなのだろうと思います。

一方で、ではあるけれども、何もしない状態で、手つかずの状態をそのままの状態にしておくということについては、やはり我々としては承認できることではないので、国も内閣総理大臣も言っているように、たとえ長い時間がかかろうとも言っていますので、その方向で復興再生を目指していく、そのための計画づくりをしていくというのが基本だろうと思います。

最後に、当然意見の中で出たように買い上げる、借り上げるというような方策だってあるではないかというようなご意見もございました。これについては、今その方向でとか、あとそんなことは考えられない、両方とも言えない状況でございますので、そういうご意見はあったということを認めつつ、そのことについても考えの中に入れながらということになりますが、基本はやはり事故前の地域の状態に戻すための努力をする、その方向に向かっていくということが基本になろうかと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 改正福島特措法の法制度上、富岡町のたとえ5分の1の困難区域であっても、全域を一度に復興拠点と位置づけるのは難しいような話をされています。ただ、そういう中であって、では復興再生拠点に位置づけられないところはそのまま放置していいのかということでもあります。これらについては、自分の財産でありながら自分の財産が活用できないような状況にも至りますから、町としては何とか今回特定復興拠点と位置づけられたところ以外のところでも、当然今課長が言ったように多少時間がかかっても、それらはきっちり除染をしていただく。そして、その地権者たる人がやはり自分の財産を運用できるような方法、これらをやっぱり進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 私も町長の考えとそんなに違わないのです。やはり汚れたところをきれいにしてください。これは、当たり前なこと、その計画に入る、入らないにかかわらず、除染というのはこれはしてもらわないと、私も帰還困難区域に事務所あるのですけれども、やはり私のそばで事務所あるところの社長は、結局自分の持っている財産を貸すことも売ることもできないと、これは財産を有効活用できないから、私はマイナスなのだと。だから、復興拠点に入ろうが、入るまいが、やはり除染してもらうことは、これは当たり前なことなのです。だから、先ほど課長がおっしゃったように双葉の話が聞き漏れるところによるとというお話ありましたけれども、やはり富岡と双葉のちよつと違うのは富岡はもう曲田とか岡内とか、あの辺ではもう復興拠点というのがぼんとさくらモールとか、診療所とか、災害公営住宅とか、そういったところを中心に町がもうでき上がりつつあると思うのです。

こっちに新たにつくるとなれば、やはりかなり厳しいような計画書を上げないとなかなか難しいのかなと思うのです。と感じたのは、私はビッグパレットと、あとは富岡町の支所、平成28年12月18日は164名、12月22日のビッグパレットは124名、こういった帰還困難区域の人が集まって意見交換され

ました。そのときに、目的は帰還困難区域の住民に国の方針と町の考え方を伝え、意見を聴取することであったのですけれども、課長はちょっと一部の人の話を引用されましたけれども、ずっと読んでいくと、かなりいろんな意見が出て、これはまとめに大変だなと、もう100人いたら100人の考え方がばらばらではないかと思うような意見がかなり出ていますので、それでまとめるのはちょっと大変かなという質問させてもらいました。

それで、被災者生活再建支援金制度というのありまして、これは建物解体したら基礎支援金というのがあって、新たに建物購入したら加算支援金というのあるのですけれども、同じ帰還困難区域の中でも先行除染で今解体が始まったところは、もう来年の期限に間に合うという状態なのですけれども、この区域外のところ、区域内でも5年のところ、あとは駅前開発で常磐線の開通とともに2年、3年のところ、ばたばた帰還困難区域の中でも差がつくと思うのです。そういったことで、こういう支援金制度というものも、解体して更地になっていなくても、解体をもう申し込んだ時点でこういう支援金制度に当てはまると、そういうことを国に働きかけてもらいたいと思うのですが、課長、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 前段、昨年の意見交換というか、説明のお話をさせていただきました。確かに多種多様なご意見をいただいて、その中にはこれまで帰還困難区域の方々がなかなか町政懇談会、その他で声を上げづらかったということもあり、帰還困難区域だけの方々の集まりの中でさまざまなお話があったということも認識しております。

ご質問の中で、生活再建支援金の活用を帰還困難区域でもできるようにというお話でした。そういうご意見も多数ございました。我々といたしましては、まず基本である家屋解体が例えば拠点区域以外であっても可能となるような考え方はないものなのかということについては、今復興庁、それから内閣に問いかけをしまして、復興庁においてもできませんと門前払いではなくて、何かそれに近い話ができないかということで、今検討をいただいているという段階でございます。

もう一つ、家屋を解体しなくても支援金というものを活用とか、申請できないものなのかということについては、申しわけございませんが、まだそのところまでには至っておりません。まずは、危険物の除去という観点だったり、通行の安全確保という観点からも含めて拠点区域外であっても家屋解体というものができないのかどうかということは今問いかけているといった段階でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 区域外でも家屋解体できないかということは今申し入れているという話なのですけれども、ぜひ家屋解体を環境省にもう私は住みませんから、この家を壊してくださいと、5年後でも3年後でも何年後でも構いませんからと、そちらの都合で構いませんからということで申し込んだ時点で受け付けたということとか、該当するとしてもらえればかなり生活再建に助かるのかなと思うのですが、課長、そういう考えはありますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長、ですから例の災害救助法に伴う生活再建支援金の100万円の200万円の話、これがですから申し込んだ時点でとか、それから今の困難区域でということですので、端的にお答えください。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 現段階では、我々としては拠点区域外であっても家屋解体ができないものかという申し入れをしているところがございます。あわせて生活再建支援金の担当であります担当課からも、今ほどご意見とか、ご提言があったようなことが可能となるのか、ならないのかという申し入れをあわせてしていただくように打ち合わせ、調整をしていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 補足させていただきますけれども、今現在の制度的には議員おっしゃるとおり解体後ということで、生活再建支援金は半壊解体で全壊扱いという形の制度となっております。もちろん今帰還困難区域におきましては、先行除染ということで解体した状態で申請は受け付けておりますけれども、保存処理、今後復興拠点ということで復興拠点以外において、そういう状態が想定されますので、引き続き制度の延長は、毎年、毎年の結果で制度の延長という報告受けていますけれども、議員おっしゃるとおり除外される、制度に該当しないという形になってしまうと大変なことになってしまいますので、そこはその状況について特別な地域の帰還困難区域ですので、その制度についてしっかり国に、そういう状況で前提として解体するという形になれば、生活再建の支援になるという形で申し入れ、要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 制度は制度だと思います。だから、制度を曲げてくださいとは言いませんけれども、やはり帰還困難区域の中で格差というか、不平等が発生するおそれがあるので、まして解体した後だということであれば、5年後になる人も出てきますし、区域外に入った人はどうなるかわからないという要素もあるので、今課長がおっしゃったように国に働きかけてくれるということ聞きまして安心しましたので、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

続いて、13番、渡辺三男君の登壇を許します。

13番、渡辺三男君。

〔13番（渡辺三男君）登壇〕

○13番（渡辺三男君） 議長からお許しをいただきましたので、私の一般質問に入らせてもらいます。

その前に町長選挙で見事当選されました宮本町長、おめでとうございます。町民が大半支持したということで、2期目かなり重い荷物を背負わなくてはならないのかなと思いますので、町民のために頑張っていただくことを期待しております。おめでとうございます。

まず、1、宮本町長2期目の抱負についてということですが、抱負の中で町長の考えの中にはいろいろあろうかと思いますが、3点ほど挙げさせてもらいました。

まず、(1)、町民コミュニティの場所づくり、交流サロンから災害公営住宅、複合商業施設、公設診療所を解除前に完備させ再開させたが、国際共同研究棟を取り込んだ政策は今からどのように行っていくのか。

(2)、これからの商工会とどのような政策でかかわっていくのか。これに関しては、前段、全協の中でもいろいろ話させていただきましたが、まず商工会のトップが町長とは全く違う政策を持っているというトップですので、商工会とのかかわりなかなか難しくなるのかなと思いますので、その辺を詳しくお聞かせください。

(3)、新たに造成する工業団地の完了はいつかということで、これは先ほど町長の答弁の中で産業団地という名称で呼んでおりました。産業団地の完成はいつか、どのような方法で企業誘致するお考えなのかお聞かせください。

次に、特定復興再生拠点区域について。この件に関しては、今前段、詳しく質問した議員さんもおられます。私も挙げておりますので、(1)として特定復興再生拠点区域整備の範囲はどこまで考えているのか。

(2)、特定復興再生拠点区域から外れた場所は、どのような計画を立てていくのか、しているのかお聞かせください。

3番、解除地区のフォローアップ除染についてということで、(1)、側溝の除染は手つかず状態になっているが、環境省の考え、また町ではどのような考えをしているのかお聞かせください。

この大きく分けて3点、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 2時10分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時59分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

13番、渡辺三男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 13番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、宮本町長2期目の抱負について。(1)、町民コミュニティの場所づくり、交流サロンから災害公営住宅、複合商業施設、公設診療所を解除前に完備させ再開させたが、国際共同研究棟を取り込んだ政策はについてお答えいたします。

廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟は、同研究センターの中核的拠点施設であり、廃炉研究

の強化、中長期的な人材育成機能の強化を目的に国内外の大学、研究機関、企業などからの英知を集める場として、本年4月に開所されました。町といたしましては、同研究棟に集う方々と町民皆様との交流などを通じ、本町の活性化が図られるようにと期待しており、町民皆様に参加できるような同研究センターとの共同事業を模索しているところです。

なお、既に同研究センターを視察する団体等も数多くあり、学びの森を活用いただき、国際会議やセミナーなどの開けた活動を行っているところと聞いています。また、新たな産業団地のJAEA関連事業者などへの周知活動についても、同研究センターの積極的な協力を得ているところで、今後この取り組みを継続してまいり、企業の誘致につなげてまいりたいと考えております。

次に、(2)、これから商工会とどのような政策でかかわっていくのかについてお答えいたします。これまで富岡町商工会には、町内商工業者の経営の改善に関する相談と、その指導、その他地域活性化のための諸活動などを通じ、地域経済振興にご尽力いただいているところです。また、震災後は被災事業者の現状に鑑み、商工者に寄り添い、事業再開に向けた各種相談業務、最近ではプレミアム商品券の販売や夏祭りなどの各種町内イベントにおいてもご協力をいただいております。今後は町との連携強化のため、本部機能を町に戻すよう求めるとともに、商工業者の事業再開支援、えびす講市などの町内にぎわい創出のためのイベントや各種事業を進め、町商工振興に努めてまいります。

次に、(3)、新たに造成する工業団地の完了はいつか。どのような方法で企業を誘致するのかについてお答えいたします。上郡、太田地区に計画しております産業団地につきましては、来年度中の造成工事などの着工、平成32年度末の完成を目指して詳細設計や事業用地の取得作業を進めているところです。また、これらの作業と並行して四倉中核工業団地に入居している町事業者18社へのヒアリングや商工会加盟事業者約460社、福島県メーリングリスト登録事業者約400社へアンケートを行うなどして新規産業団地のPRと各社の意向調査などを行っており、JAEAや東京電力ホールディングスなどを通じて、関連事業者へもPRを行っております。今後は、造成区画の確定にあわせ、企業誘致PRパンフレットを作成するなどして、官民合同チームの協力を得ながら、企業へアプローチしてまいりたいと考えており、また金融機関などが開催する企業セミナーなどへ私みずから参加し、トップセールスを行うなどして事業の持続性があり、地元雇用や地域貢献意欲の高い企業の誘致に取り組んでまいります。

次に、2、復興拠点整備について。(1)、復興拠点整備の範囲はどこまで考えているのか。(2)、復興拠点から外れた場所はどのような計画をしているのかにつきましては、それぞれが関連いたしますので、一括してお答えいたします。改正福島特措法に基づく帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の設定につきましては、一般町政報告でもご報告させていただいたように、帰還困難区域の全域を特定復興再生拠点区域とすることはできず、帰還困難区域の復興再生への取り組みは段階的なものとなることを認識しなければならない状況であり、特定復興再生拠点区域の範囲につきましては想定する土地利用の実現性や、地域コミュニティの確保などを最大限考慮した上で、現在策定を進め

まず全体構想でその範囲などについての考え方をお示ししたいと考えております。

また、特定復興再生拠点区域と設定できなかった区域については、これまでの帰還困難区域と同様に除染などの取り組みは当面行われないうこととなります。町といたしましては、拠点区域の設定をお示しする際には拠点区域とならなかった区域の復興再生に取り組む目標時期や、それまでの間の支援策をあわせてお示しすることが必要であると考えており、これらについて復興庁へ確認しているところです。なお、拠点区域外であっても地域の幹線道路や墓地、集会所などにつきましては通行の安全確保や地域コミュニティの維持などのために何らかの取り組みが必要であると考えており、このことを考慮した拠点計画策定や支援の内容などについて検討してまいらなければならないと考えております。

次に、3、解除地区のフォローアップ除染について。(1)、側溝の除染は手つかず状態になっているが、環境省の考え、また町ではどのような考えをしているのかについてお答えいたします。側溝の除染につきましては、これまで環境省が道路除染を実施する際にあわせて行ってまいりました。ふたの上面は堆積物の除去や高圧水による洗浄を行い、側溝内部はふたを外して洗浄、除染し、洗浄水はバキューム車による吸引、回収を行っております。

また、除染完了後でも上流部からの放射性物質の移動などにより、放射線量が周辺と比較して高い箇所につきましては、フォローアップ除染の中で堆積物除去や高圧水洗浄を施しております。町といたしましては、町民から側溝の線量が気になるなどの相談を受けた場合には、引き続き環境省へフォローアップ除染をお願いし、放射線量の低減を図ってまいりたいと考えており、環境省においても同様の認識を持っていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） まずは、町民コミュニティの場所づくりからやっていきたいと思っております。国際共同研究棟の取り込みなのですが、今学びの森あたりを使ってセミナーとか、積極的にやっているという報告、答弁ありましたが、なかなか我々に見えてこない、町民にも大半見えないのかなと思うのです。4月23日国際共同研究棟の開所式でオープンしたわけですが、その後のにぎわいがほとんど見えない。学びの森という便利な場所があるから、そちらの動きが多いのかなと。我々見るに駐車場にかなりの車が埋め尽くしていることも何回か見えております。そういう状況の中で行っているから見えないのかなと思うのですが、私はイノベーション・コースト構想の中のまさに中核施設、最大の施設なのかなと考えておりました。そういう中で今廃炉に向けて東京電力、国初め全面的に国もバックアップして廃炉に向けて進んでいる中で立派な施設できても、その本体の動きが見えないということはなかなか町民にも理解できないということで、当初私が考えていたのはあの施設がオープンすれば、あそこで積極的に研究、開発を行って、各種開発する人たち、学者の人とか、研究者の人たちが出入りして広がりを持っていくのかなという考え持っていたわけですが、その辺につながっていく

のはいつくらいなのか、そんなにのんびりしているような状況ではないと思うのです。なかなか町民に見えてくるようになるのは、どの辺の動きからになってくるのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問いただいたように、国際研究棟の動きが我々を含む一般町民には見えづらい、見ない状況になっている。確かにそのような状況と私も認識します。しかしながら、4月以降、町長の答弁にもありましたように国際会議、6月19日には80名ほど参加したJAEAの会議が開かれたり、6月、7月、8月とそれぞれセミナーだったり、国際会議であったりというものは開かれております。

1つ問題だと共同研究棟からもお話しされていることが、今の状況でなかなかお集まりいただいた方々が町内に滞在できる環境にないというところが一つ言われております。これがもしかすると見えづらい状況になっているのかなと私も思っております。徐々にではありますが、JR再開に伴って駅前ホテルが開業されたりということもございますので、そのような環境づくりがなされた後とか、なされていく中で動きも見えていくものだろうと思っております。

誘致の際に当初、100人から200人という研究者の方々、関係者の方々が集うのだと我々も聞かされておりましたし、それをもとに議会の皆様にも説明申し上げました。現在のところは、そこまでには至っておらず、常時でありますと30人弱が今業務しているといった状況でございます。JAEAにおいては、東海村にございます本部の機能を、この共同研究センターに徐々にではありますが、人をこちらに移動させながら、当初の目的、当初のもくろみのような形で研究棟を動かしていきたいと思っておりますので、先ほど申し上げたような状況も含めてもう少しお時間をいただきながら、動きについては見守ることも必要なのかなと思っております。

なお、非常にありがたいご意見でございますので、このことにつきましては国際共同研究棟、それからJAEAにはしっかりとお話をし、町としても何ができるかというところをしっかりと聞き取ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 中身についてはわかりました。

ただ、今の答弁を聞いておきますと、町が受け皿をつくる部分ができているのかなと、まさにJRもまだ富岡に来ていないし、乗り入れしていないし、ホテルもない、泊まる場所もないという状況の中で富岡にとどめ置くのはなかなか難しいと。お昼食事するのも難しいような状況で、夜まで泊まれというのは全くできないような状況があります。そういう中で私この問題ちょっと不信に思っているのは、当初のもくろみはやはり今企画課長が答弁したようなもくろみだと思うのです。廃炉国際共同研究棟をここに持ってきた後の中身の問題で、最終的には富岡に移住する人もいます。研究開発に来た人たちは富岡に寝泊まりすると、そういうのが最大のもくろみであったのかなと思うのです、町

としてのもくろみは。

そういう中で今ちょっと余談になりますが、富岡にホテル進出していきたい、1級農地だと、これはだめだよと。本来国際研究棟に例えば東芝とか、日立とか、企業の人たちが研究開発に来ると、利便性を図るためにそういう企業が寮をつくりたいとか、別に研究するための自社のそういう設備をつくりたいとか、そういう考えになっていけば当然この役場庁舎の前、研究棟の隣接するような農地が最大の条件なのかなと私は思っているのです。そういうもくろみも多分町側には私はあったのかなと思うのですが、今そういう状況が生まれたとすれば、それは無理な状況になってきているというのも事実ですよ。そういうもくろみの中で今私が言ったような状況が生まれてきたとすれば、町としてはどういうところを提供するのか、その辺が非常にこれから問題になってくるのかなと。町では、役場庁舎を挟んで2キロ四方を円で囲った地区をまずは町づくりしていくのだよと、この被災に遭った、6年も町に戻れなかった人たちが住みやすい生活ができるような町づくりをするのだよということで、まず曲田から手をつけて、曲田がもう群を抜いて非常に立派な地区になったと、私はそう理解していますが、これからまだまだそういう状況が生まれるのかなと思う状況の中で、町は最終的な目標はどう考えているのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 国際共同研究棟中心にというか、核としてさまざま交流、それから開発というよりは活発な活動を促していくというのが誘致の基本的な考え方だったと思っておりまして、そのような考え方で誘致したというところでございます。

その流れの中で例えば農地を活用して今ほどおっしゃったようなことが加速されるということも一つあったとは思いますが。農地の活用につきましては、一つ活用をするための目的であったり、それからどうしても農地を活用しなければならない必然性であったりというところが必要なのだらうと思えます。特法を使いながら、特法によって農地転用については許可基準が緩和されたり、手続が緩和されたりというところはあるのですが、そもそもやはり農地を活用する場合には、その活用するための理由であったり、どうしてもそこでなければならぬ必然性であったりというところが農業委員会も含め、国、県の農政担当部局からも強く言われるところでございますので、農地の活用についてはそんな観点から見ていかざるを得ないというのが状況でございます。とはいえ、それらが満足するのであれば農業者、農業にかかわる方々のご意見を踏まえながらということが前提にはなりますが、農地の活用については考えていくべきことなのだらうと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の質問ですが、JAEA、最終的には国際共同研究センターの本部を富岡町に移すというような話を聞いてございます。そういう中でこの4月にこれらの施設が開始したわけですけども、まだまだ研究員の方も数が少なく、最終的には180名とか、200名とかという数だ

と私も聞いているわけですが、今回このJAEAの関係機関の事業者が富岡の岡内に宿舎の整備を始めました。ここに将来的には、30名弱の人がお住まいになるというような話も聞いていますし、本格的に始動していくのがこれからだと思います。ただ、今この9月中には廃炉の考え方、それらのデブリの取り出し方等々について今回見直しがありました。これが9月中には、正式な決定を見るような今報道をされていますが、これらのものの今もう研究がここで始まっているというようなことを私聞いておりますから、これからこれが活発に活動してくるのだと思いますので、その辺は町では注視をしているところですが、議会の皆さんにもそれらのものは先ほど課長が言ったように、議員の皆さんさっぱりJAEAの動きが見えないと言っているよということになれば、どうぞでは今やっているものを説明しますからという話にもなろうかと思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

町としては、行政としては、当然3年、5年で終わる話ではないですので、長期にわたって町の政策の中に取り込んでやっていくの十分理解はできます。ただ、皆さんご承知のとおり、この東京電力の第一原発の被災で我々6年間町外にいたわけです。この6年という長きにわたって、この6年間というのはすごい重い6年になったのです。余りにも長過ぎて戻ってこない、戻ってこれない人が大半そういう状況が生まれたという中で、やはりことし4月1日解除、200人弱ですか、今戻ってきています。その戻ってきている人数、大半災害公営住宅が占めているのかなと思うのですが、やはりここ一、二年が富岡町の勝負なのかなと。前にも3年ですか、復興期3年。この間に予算がじゃんじゃんついてくるとは思います、その間になかなか予算取りできなかつたら、国からの予算関係もなかなか取るのも難しくなるという状況の中で二、三年が勝負なのかなと思いますので、ぜひ目まぐるしく発展していかないと、ますます町民戻ってくる機会がなくなってしまうという状況が生まれますので、ぜひこういうJAEA、国の力をかりながらそういうものを取り込んで、目まぐるしく発展していただければ幸いかなと思いますので、本来の行政、長きにわたって継続的にやっていくということではなくて、素早くその辺の政策を変えていかないと町政も難しくなるのかなと思いますので、その辺はどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員おっしゃるとおり、ここ一、二年が勝負だということにつきましては、我々も同様に感じているところでございます。

この時期に国際共同研究棟本体の動きをしっかりと見せていただくということも大変必要なことだと思いますし、加えて研究棟周辺の土地活用についてどのように活用していくのか。当然このお話の前段には農業にかかわる方々の議論というものが必要であって、そこを尊重しつつ、どのような活用ができるかということを考えていかなければならないし、農地を活用する際にどうしてもそこでなければならないというような、その理由づけも必要だと思います。これら総合的に担当課ともしっかりと

と対応していきたいと思います。研究棟そのものにつきましては、確かになかなか動きが見えないということもございますので、研究棟には動き方、それから見せ方というか、我々にわかりやすいような広報をお願いするというので、議会終了後にお話をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 先ほど町長が言ったように岡内地区に30人規模の寮、今建設が始まったということで、まず町内には国際研究、廃炉等の研究棟の別棟の第一陣かなと思いますので、ぜひそういう企業が地元根づいてくるような政策、場所の提供も進んでやっぱり町がしてやらなくてはならないのかなと思いますので、ぜひその辺町の努力方お願いいたします。それでは、まず（1）についてはこれで理解しました。終わります。

（2）、これからの商工会とどのような政策でかかわっていくのかということで、私冒頭でちょっとお話しさせていただきました。この間の全協でもお話しさせていただきました。私が不信感を持っているというのは、商工会のトップが2期目見事当選されました宮本皓一町長並びに町執行部の政策とは全く違う政策を持っていると。トップが全く違う政策持っているというのは、いろいろ問題が出るのかなと。私も議会の中のこれからの議論の中で、やっぱり予算に絡んでは大変難しい言葉を出すしかないのかなという思いでいるのです。トップ同士が全く違う政策を持っているところとやりとりというのは、恐らく日本全国探してもないのではないかと思います。

人の政策を変えろとは私は言いませんから、それまでは言わないですが、その背中合わせの政策を持っているところと一つになってやっていくのは難しいのではないかなと思うのです。人ごとだから構わないわというのであれば、それはそれでいいですけども、これは町民にかかわる問題なのです。商工会は、町と同じくらいの力を持って、町と切磋琢磨して、両輪のごとく進んでいかななくてはならないのが商工会なのかなと私は思うのです。富岡町の商工会、商店街なくなっては町はやっていけないですから。そういう意味で私は非常に不信感持っていると。そこに対していろんな予算を計上していく、商工会だけが使うわけではないと思います。ただ、今回のプレミアム商品券、これを県から予算を引き出してくるには町長のトップセールス初め皆さん、各課長、係長たちがどれだけ苦労したか。1万円の商品券で1万5,000円使える。1人6万円まで上限で買って9万円使える。これだけの還元できる商品券を持ってくるには、皆さんすごく私にご苦労があったのかなと思うのです。

それだけの苦労を酌んだら、商工会は月曜日から土曜日まで朝何時からだったかわからないですが、朝普通に考えれば8時半から夕方5時まで、きっちり受け付け販売、促進すべきだと思うのです。町長の冒頭の挨拶の中でもありました、町民のきっかけ、いろいろ町民を戻すための政策、町内で買い物していただければ町内の商工業者も人がいなくて困っている状況の中で売り上げ促進につながると、そういう意味からいうとまさに殿様商法なのです。町の努力も考えないで好き勝手にやっている、自分たちの都合だけを打ち上げてやっている、その辺行政としてはどういう理解しているのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご質問いただきました内容についてお答えさせていただきます。

今商工会につきましても、町長の答弁でもありましたように地域の事業者が業務にかかわりなく会員となって、お互いに会員同士で事業の発展等に総合的な活動を行う団体ということで組織されている団体です。そういった団体に対して、町は補助金を出しております。そして、また意見ございましたプレミアム商品券についても、商業の再開や消費喚起ということで政策として取り組んでいるところでございます。そういった内容につきましても、トップがどうあれ町としては委託をし、その内容についてこういった内容で努めてほしいという働きかけをしている中で事業が行われるという認識でございます。

ただ、今現在プレミアム商品券を販売するに当たりましても、商工会、さくらモールの中の貸し事務所で10時から15時までの週に2回だけの業務という中で、帰還される方、また帰還されている事業者の皆さんのいろんな意味での支援になるのかというようなこともあろうかと思いますが、やはり今後はトップの考え方ということもあるかもしれませんが、いろんな国、県の事業所が帰ってきているというところの中で、本部機能はどこにあるべきかということはよく考えていただくということを求めざるを得ないという形で考えてございます。

さらに、今現状で商工振興ということでは、やはりさくらモールができて以降、少しずつではありますが、事業者の方が再開し、商工会会員の中では54名の事業者の方が再開されているということで確認してございます。そういった意味では、今後ますます事業再開をしていただくに当たって、商工会としての考え方は先ほど議員もおっしゃられた両輪のごとく意見をすり合わせながら、努めていかなければならないと考えてございますので、本社機能も含めて今後働きかけてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

トップの考えはともかく、すり合わせしながらやっていきたいということなのですが、まさに今回のプレミアム商品券の手法を考えると、やっぱりトップの考えの違いなのです。そういうトップの考え、町の政策とは全く違う考えを持っている商工会に、こういう事業を委託する自体が私は間違っていると。それで、町内の商工会加盟している人が五十何社戻ってきていると言っていますが、商工会加盟もほとんど、今一番動きやすい業種であることは間違いないのですが、建設業とか、そういう部分が主だと。大半そうなのです。それを商工会がやっぱり町の商工業の人たちを全面的に町内に戻す努力しない限り、戻ってこないですよ、戻ってこれないです。やっぱり町を今からどうしても戻していくのだよというのであれば、そういうところから変えていかないと戻れないですし、戻ってこないです。その辺を本当に考えてやっていただかないと、ざるみみたいな感じになります。

話に聞くとところによると、富岡商工の理事か、代表の人の挨拶の中で、町発注のいろんな仕事がな

かなか富岡商工でとれないと。それは、町がとれるような入札に対して指導してくれないからとれないのだと。そんな挨拶があったみたいです、会長から。町が談合しろと言っているのと同じです。そんなことできるはずもないでしょう。そういうできるはずもないことを役員の人が集まりの席で挨拶の中で言っているのです。指名委員長、どう考えますか、こんなことあり得る話ですか。

○議長（塚野芳美君） 高橋副町長。

○副町長（高橋浩一君） お答えいたします。

今入札の関係のご質問だと思いますけれども、当然ながら公金を使う町発注の委託事業等につきましては、公正、平等な入札、あるいは特定の要件に該当する場合には随意契約という形で、いずれにしても公正かつ公平であること、あと経済性であるとか、適正な履行が確保されるとか、そういった観点で適正に町としては運用しているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私、安心しました。まさに私そのとおりでと思うのです。そういうことを堂々と会議の席かどこかで話ししているようなところと商工会も同じだと思うのです。町が渡り合うというのは、私は大変だと思います。やっぱり町と一緒に政策に取り組んでもらわないと、その辺はしっかり商工会に申し入れてもらわなくては困ります。申し入れてやはり町と両輪のごとく歩けるトップにしてもらわないと困ります。今のトップがそういう考え方に変えていただければ私は理解しますけれども、それでないと本当に理解できないです。この問題に関しては、執行部からなかなか答弁というのも私も酷な話で、今までさんざんやった後こういう言葉ではちょっとおかしいのかなと思います。まずその辺は極力そういう機会があったら町の意向を強く表明していただきたいと思っておりますので、そういうことをやっていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） この件につきましては、過日の全協の中でもいろいろ話しさせていただきましたし、また今後とも最近ですと事務局長には富岡町の商工会なのではないかと、もう本部機能をこっちにすぐにも戻すような段取りをしてほしいということではお伝えしてありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

まさに今滝沢副町長が言ったように、商工会ももうあしたからでも戻ってきてもらわないと、富岡町の商工会の名前が薄れていってしまいます。町で準備したさくらモールの中の貸し事務所に何の努力もしないでぼんと座って、貸し事務所ですから当然借りて入っているのはいいです。ただ、自分のところの建設が間に合わないからいついつまで貸してくれとか、そういうことであれば理解はできます。ただ、先行き不透明の中、何もわからないような状況をつくるのか、つくらないのか、戻ってくるのか、戻ってこないのか、全然わからないところで町が準備したところにぽっと入っているという

のは私は理解できないのです。さくらモールだって本来であれば、商工会メンバー、3社や5社入っていたっていいはずだし、復興に向けて自分たちも全面的に協力しますよ、皆さん戻ってきてあそこを埋め尽くすくらい。町は、それだけ私は努力したと思うのです。何十億という補助金持ってきて、あれだけのものをつくり上げたのですから。そういうことを考えると、非常に情けない部分が余りにも見えているから、こういう席で心を鬼にして言うような状況になってしまいました。まず、執行部から答弁いただくのは非常に無理な状況の中での答弁ありがとうございました。この件はこれで終わります。

次、3番、新たに造成する工業団地の完了はいつかということで、先ほど完了の状況とか、そういう状況は前段の議員さんの答弁の中でもわかったし、町長の答弁でも聞き取れましたので、よくわかりました。ただ、ちょっと中身的に理解できないのは、まず今年度から3年間で造成完了するのかな。本来であれば国とか県、東京電力とか、復興庁、いろんな部分にお願いして、まず優良企業の誘致を働きかけ、お願いしたいということが一番の問題なのかなと思うのですが、そういう努力をしていたくにしても、最終的には企業は採算性ですので、今いろんな補助金がついて3分の2とか、2分の1とか、この地区に進出してくると補助金がいただけます。何百億であってももらえるような仕組みができています。それであってもやっぱり将来性を見越さないと、なかなか優良企業は来ないのかなと思いますので、その辺の例えば土地の単価であったり、進出してきてからの税法上の優遇策とか、いろいろあろうかと思うのです。その辺は、もう誘致を始まる前段としてある程度固まっていないと、なかなか来てください、来てくださいでは、中身が見えないのに行きますよとは言えないと思うのです。その辺は、多少固まっているとすればお教えください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まずは、新たに造成いたします産業団地につきましては、国の交付金、その他を活用したものでの造成になりますので、販売という形ではなく、借りていただく、町としては貸し付けをするというような考え方でおります。その中で貸付単価については、まだ設定というところまでには至っておりませんが、今ほど話があったようなことを参考にしながら、単価設定については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 課長、その他の税制優遇等があるのか、考えているかどうか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 大変申しわけございませんでした。

ここのところについても、きっちりこういう方向でいきたいということについては、まだ担当課と詳しい詰めをしておりませんので、近々にお話ができるような形で、当然おっしゃるように誘致の際にはこういうところについても企業の方々興味を持って判断の一つの材料となるとと思いますので、早急に役場の組織横断的に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 普通であれば誘致が始まる時に、その辺のきちっと決まったことでなくてもある程度売るのであれば平米5,000円前後で売りますよとか、税制の優遇策は3分の1くらいは優遇できるように進めたいとか、いろいろ決まる段階の前段でも言える部分がないと、なかなか企業は相手にしてくれないのかなと思うのです。今借地という話出ましたが、この補助金について売れないよということであれば、それはしようがないのかなと思うのですが、今この時世に、ましてや今いろいろ各種補助金は土地の購入、建物の新築費、機械の設備費、一切合財含んで補助金いただけますから。そういう状況の中で優良企業が借地で来ますか。私は、なかなか難しいのかなと思います。企業というのは、やっぱり財産をつくっていかないと長生きできませんので、ある程度の体力は財産になってきますので、せめて自分の工場の立地場所とかは会社の財産にしていかないと、なかなか難しいのかなと思うのですが、その辺補助金の性質から売れないのか、売れるとすれば何でそういう方式を考えているのかお教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 売れるか売れないかを端的に申し上げますと、売れることは売れます。売れますが、その見合い分については国庫に返還しなければならないということになります。そうすると、例えば非常に低廉な価格で売りたいと、企業誘致をするために低廉な価格で町は売りたいということになっても、これまで国の補助金、交付金等々をいただいた見合い分ということで返還するようになりますので、どうしてもその土地の単価というものは上がる可能性がある、上がる傾向にあるだろうと思います。そこと、それから借地いただくことに対する比較ということも検討しなければならない。我々としては、借地がまだ有利なのかなというところで今借地というお話を差し上げました。

それから、もう一点、税の特例ということに関しては特区というものの設定によって、既に税制の優遇が得られるようなこともありますので、産業団地を特区指定いただくということも含めて、今県、国とお話をしているといったところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 企画課では、いろいろ好条件、町の損か得か、企業として入ってくる人たちの損か得か、いろいろはかりにかけて考えてくれていると思いますので、ぜひちょっとでも有利な方向で進めていただければと。

あと、町内の企業、四倉工業団地18社と言っていましたよね。この18社が一番大きな問題なのかなと思うのです。もう6年たって7年目、本来であればもうきちっと方向づけを決めていなくてはならない状況の中で、いまだに宙ぶらりんでいる、富岡に戻ってこようか、それとももう別な場所に工場を求めるべきかと、今非常に私は揺れているところなのかなと思うのです。そういう企業、揺れてい

る状況の中で、やっぱり背中を押すのはどこなのだとすると、これだけの工業団地、町は今計画して3年後にはできるわけですから、ぜひここに戻ってきてもらわなくてはならない。戻ってきてもらうためのプラス条件をいっぱい出さないと、あと3年は待てないよという人もいっぱいいると思うのです。でも、そういう人たちに何とか待ってもらって、ここに進出してきてくれることによって、町の将来の発展も展望されるのかなと、住民の定住も働きかけられるのかなという状況の中で、やっぱり単価面とか、優遇策、税の優遇とかいろいろ優遇策はあろうかと思います。やっぱりそういう部分をきっちり一日も早く出してアピールしないと、町内の企業ですらよそにみんな行ってしまいます。3年は長いです。その辺をどうお考えになっているか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 四倉工業団地に入居されていた事業者、先ほど18とおっしゃいましたが、実際入居されたのが19社でございます、それでこれまでに既に退去されている方も含め、それから今回の産業団地の計画を担当部局で説明に伺い、意向調査等を実施してございます。この結果によりますれば、町内に戻りたいという方が10社、そのうちのさらには工業団地完成をめぐり、工業団地に進出を考えたいという方が6社というような状況でございましたので、ご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 済みません、答弁漏れで。事業再開に関する補助制度につきましては、先ほど来別な質問でございましたが、現時点では町、それから国の制度が両輪でございます。そういった意味では、今の制度のさらなる使い勝手のよさを目指すとか、そういった部分は今後の課題と考えてございますが、今現時点では町の施策の350万円の上限、さらには県の事業再開の補助制度ということでの位置づけの中で周知してまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の補助制度の部分は、もう前からうたっている話ですので、その後その補助は1回受ければもう終わりですから、その後なのです。その後やっぱり一番有効なのは税の優遇です。3年間は2分の1にしますよとか、そういうのが一番見えやすいのかなと思うのですが、今3年間といえば3年が5年であればなおいいし、5年が10年であればなおいいということになりますから、そういう部分でやっぱり町は町で独自のものをぼんと出して、それで今四倉工業団地にいる人たち全部戻ってきてもらうような政策を私は組むべきだと思うのです。今ここで答弁しろと言っても無理でしょうから、ぜひ一日も早くそういう政策を組んで発表して、1社でも逃げないような形でとめ置いて、町内に戻ってきてもらうように努力方お願いします。町長、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この産業団地、平成32年度末の完成を目指しているのです。と申しますのは、造成そのものは32年度末まではかからないと考えていますが、どうしても6号線の左に曲がるための車線、右に曲がるための車線というものを拡幅いたしますので、その辺がかかるといようなことをお聞きしております。

それから、今議員がおっしゃった税の優遇制度、あるいは賃貸にすることを今町としては考えているわけですが、これらについても応分の地価に対するものを負担していただくというような考えはしてございません。町としては、ここに張りついていただいて、そして雇用を生み、将来的にはここから上がる税収というもので賄えると思いますから、これらについては今まだそれらをテーブルにのせているような状況ではなくて、今の状況ではこの実施計画を今年度中にやって、そして今年度できれば一部分でもいいからこれを買収したい。そして、買収ができたところから造成をしたいということで、これらのものが大方めどがつくというか、全部のところは賠償できましたよ、個人全てかかりましたよと言ったら、次に今度は進出していただく企業に対するこれらの条件については町としてもきちとしたテーブルにのせて、これは議員の皆さんにもご相談申し上げますし、当然議員の皆さんからの意見をいただく場面にもなろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ぜひそのようにスピーディーに条件整備をしていただきたいと思います。では、この（3）についても終わります。

大きな2番の（1）、（2）、3番の（1）と私出しておりますが、ちょっと時間がもう幾らもありませんので、また前段の議員の答弁でもある程度理解はしましたので、この大きな2番、3番に関しては、ここで終わらせてもらいます。

総体的にきょうの質問、本当に執行部には甚だ迷惑な質問した部分もあります。また、今後ともお互いにそういう部分を補うための努力、私もしたいと思っておりますので、ぜひ今後とも町づくりのために執行部の方々にも頑張ってくださいことをご期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

続いて、3番、高野匠美君の登壇を許します。

3番、高野匠美君。

〔3番（高野匠美君）登壇〕

○3番（高野匠美君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

復興・再建に向けての今現在の状況について。（1）、帰町された方への対応訪問はどのようにされているのか。4月より町は帰還困難地域を除き解除となり、町民229人、146世帯の方々が町内移住届を出し生活をしております。解除前の風景、町並み、生活状況も変わり不安や不便を感じられておら

れる町民が少なからずおります。その状況の中で町は今帰町された方へのどのような対応をされているのかお伺いいたします。

(2)、町長のお話の中にあつた徹底除染とはどのようなことをいうのか。そして、その進みぐあいはどうなのか。国では除染後もフォローアップ、キワ除染をしっかりと継続すると話していましたが、現状は以前より国の動きが悪いように感じられます。町民の不安になっているのは、やはり放射線線量であると思います。今後徹底除染をし、線量低減に今町としてはどのように進めて、今後どのようにしていくのか町のお考えを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 3番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、復興・再建に向けての今現在の状況について。(1)、帰町された方への対応訪問はどのようにしているのかについてお答えいたします。

本年4月1日の避難指示解除から徐々に町民の皆様が富岡町内へ戻ってきております。町は、富岡町社会福祉協議会及び伸生双葉会の協力のもと、町内に戻り生活をしている町民の支援として、交流親睦事業や介護予防事業、安否確認と見守り事業などを行っております。今回ご質問の帰町された方への訪問については、安否確認と見守り事業として実施しており、週2回の訪問活動を基本に行っております。また、この訪問活動は帰町した町民ばかりでなく、避難指示解除後に転入した新たな町民など対象を町内居住者全てとし、訪問時にご本人へのお話を伺いながら、次回以降の訪問計画を立てているところであります。今後もこれらの活動を継続し、安心して暮らせる町づくりに努めてまいります。

次に、(2)、町長の、私こういふこと言っていないのですが、公約の中にあつたというものになっております。徹底除染とはどのようなことをいうのか。その進みぐあいはどうかについてお答えいたします。現在避難指示が解除された区域においては、帰町されている町民や今後帰町を考えている町民から環境省に対し放射線に関する相談が数多く寄せられております。これまでに現地調査の結果、測定などのみで対応が終了したものも含め、208件のフォローアップ除染工事が完了しております。放射線量のさらなる低減につきましては、これまでも継続して取り組んできておりますが、今後も環境省に対しては町民に寄り添った丁寧な対応と、線量が高い箇所、町民から相談を受けた箇所の迅速なフォローアップ除染の実施を引き続き強く求めてまいります。

また、現在夜の森桜並木を中心とした除染が進められており、今後は特定復興再生拠点区域の決定により、困難区域においても除染やインフラ復旧が加速してまいります。環境省では、今後進められる帰還困難区域の除染について、順次試験施工を実施した上で除染工法を決定し、放射線量の低減を

図るものとしております。町といたしましては、環境省に対し追加被曝線量年間1ミリシーベルト以下を目指し、これまで以上に迅速かつ丁寧な除染を強く求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

今1番の訪問、今の対応についてなのですけれども、今現在行っているのは社会福祉協議会と伸生双葉会と今答弁にありましたが、私は以前も話したときあるのですけれども、今現在富岡に私たちは戻ってきて、もともと富岡には民生委員という方がいらっしゃいましたよね。その体制というのは、今まだお変わりなく地区、地区にいらっしゃるのでしょうか。それで、もしいらっしゃった方々がこの4月に自分の地区の戻ってこられた方に訪問活動とか、そういうことをされておるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ご質問ありがとうございます。

今の民生委員の町内の活動というようなご質問だったと思います。今基本的には、民生委員の方につきましては各避難先での訪問活動のご支援をさせていただいております。その中におきまして、町内の活動におきましても、現状ですと民生委員の方が町内にお戻りになったときに、社会福祉協議会のサポートとして何度か町内を訪問していただいたということはございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

なぜ私がこういう話をするかと申しますと、私も戻ってきて町民の方にダイレクトに何軒か訪問したのです。それで、曲田の住宅に住んでいるお年寄りの方がいらっしゃって、その方がおっしゃったのが、私も「誰か町で訪問されていますか」と言ったら、社協の方が来てくれているとお話はするのですけれども、どういう話しするのですかというお話を聞いたら、「体が大丈夫かい」とかと言うから「大丈夫だよ」と言って、「何度か週に来てくれるんだけど、それで終わっちゃうな」という話をちょっと聞いたので、どういう対応されているのかなと思って、その老人の方は曲田に一戸建てに入りましたけれども、住んでみてうちに入る階段、雨の日とか滑りそうだし、おりるときに見分けがつかなくて怖いと、手すりはあるのですけれども、これをどう町に言えばいいのだかと。それと、お風呂から上がったら、隣の部屋に行くまで手すりまで遠くて2度ほど転んだと。でも、その話をなかなか町に言えないと。自分で手すりをつけてしまったら、くぎを打ちつけてはだめだとか、そういうことがあるのだけれども、そういう話をなかなか言い出せない。それで、私は民生委員の力というのはやっぱり必要だと思うのです。同じ町民であって、その地区で顔見知りの方がきつとなっていっ

しゃるのですよね。そういう人たちが訪ねていってくださると、町民としてもやっぱり同じ地区の方がいるから安心して話せるのかなという感じも受けました。それで、やはり本当に町民が困っていることをいつも同じことでスルーするのではなくて、ちょっと一歩踏み出してその対応、話を聞き出してほしいなと思うのですけれども、その辺のお考えはどうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） まず、民生委員につきましては、残念ながら町内での活動の体制が今なかなかできないような状況にあります。それを踏まえて私どもは、富岡町と社会福祉協議会と、あと伸生双葉会に見守り活動の支援をさせていただいているところでございます。見守り活動といいますのは、あくまでも福祉だけではなくて、あらゆるご心配に対して今お話を聞いているところです。その話を聞いた上で、社会福祉協議会及び伸生双葉会が役場に話をつながなければいけないものについては、十分話を受け入れているような状況でございます。

また、私、健康福祉課なので、福祉分野でちょっとお答えしたいと思いますけれども、今富岡町にお戻りになっている方は比較的元気な方が多くて、福祉分野でご支援をする方は余りいらっしゃいません。その中において、今後は話をしていく中で、町民の方で福祉の支援が必要だという方がいらっしゃると思います。その場合には、社会福祉協議会と伸生双葉会、あと私ども富岡町が今実はいわきとか、郡山では既にやっているのですけれども、地域ケア会議というものを設けまして、各個人、個人の事情に合わせて今後その人たちをどのように支援していくかというのを十分協議しながらやるような場面がありますので、今後それについても町内での構築を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらの見守り事業については、ただ口頭でいかがですかという話ではなくて、当然巡回した日にち、聞き取りした内容等々について記録がございますから、そういうものをむやみに回っているとか、そういうことではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 町長の話もわかります。ありがとうございます。

ただ、その記録とか、何か関係する各所できちんとそういうのは共通の情報というか、そういうことはしていらっしゃるのですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） こちらの訪問記録につきましては、現在富岡社会福祉協議会と、あとは伸生双葉会で情報共有をしながら、福祉施策でどうしても町がかかわらなければいけないものについては、町にも情報提供が来るという仕組みができております。さらには、先ほどお話ししたとおりに、今後はやはり個々の事情、個別事情によって支援をしなければいけない方がいらっしゃると思われることから、富岡町内における地域ケア会議、問題点の解決、そのような会議を3者で設けて、

町民の支援をしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

本来ならもう5カ月過ぎているので、4月に帰ってきていても老老介護している人も多いのですよね。本当に一番寄り添わなければならないのは町だと思うのです。富岡の町で生活していて、本当に不便で寂しいところにおいて、誰もしゃべらないと、ああいう思いを聞くと胸が痛くなります。

あと、別なことでちょっと質問したいのですけれども、曲田に若い人でお子さん連れの方がお戻りになっていると思うのですけれども、あの方、毎度さくらモールでお会いするのですけれども、子供の遊び場がないのです。それで、いつも思うのですけれども、もしできればさくらモールにキッズスペースでもできればなどは思っているのですけれども、その辺はちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） さくらモールの中にキッズスペース、遊び場所ということでお問い合せですが、さくらモールにつきましてはご存じのように、つくる際にはいろいろとアンケート調査をやったり、あとは商圈の中での調査を実施しまして、いろんな機能をそろえたいというような形で、いろんな入居テナントを組み合わせられてきております。その中でさらに機能的にこういったものが必要かというようなことで、情報コーナーとか、一部貸し事務所というようなことにはなっておりますけれども、その当時の子供の遊び場という考え方はなかなかとれないというような形で進めてまいりました。なお、今後そういったご要望、ご指摘につきましては、今できて間もないということもあるのと、あとは補助金を活用して設置しているということもあります。なかなか難しいというのが考え方でございます。そのほかにあのエリアの中に何かそういった機能を持たせるところはないだろうかとか、そういった部分も含めて前向きな検討をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 私からは、私ども富岡町で伸生双葉会にサポート事業というものを委託しております。そのサポート事業の中に町民の交流親睦という事業があるのですが、実際の伸生双葉会のもとではデイサービスセンターでのサロン会なのです。もとはデイサービスセンターのところの話を聞きますと、対象者は高齢者でもなくて年齢に関係なくサロンに迎えていろんなことをしたいという中で、実際小さなお子さんも来て皆さんと交流を図りながら、遊び場の一つとして使っているという話も聞いておりますので、今ここで申しおきしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

少しでもそういう遊び場があればいいのでしょうかけれども、でもなかなか近くで遊べないという現状がとってもかわいそうかなという気もします。

それと、あと別にもう一点お聞きしたいのですけれども、帰還された方への対応ということで、今パトロールも消防団と民間がやっておりますよね。消防団の活動には本当に感謝しております。顔なじみの方もいて消防車を見ると安心される方もいます。ただ、今ぽつぽつとしか住んでいなくて、たまに庭先で消防団を見かけるのだけれども、いつもよりスピードが速いなどかと、そういう声かけというのは以前もちょっと質問したのですけれども、今富岡に住んでいる人たちはなかなか町民同士というか、人に会えないことが多いと思うのです。その中で一言元気とか、そういうちゃんとした優しい挨拶ができる町というのもやはり今後大事でないのかなと私は思うのですけれども、その辺は消防団にちょっとした配慮ということはお願いはできますか。

○議長（塚野芳美君） 3番さん、ちょっと私もある程度は我慢して拡大解釈で聞いたのですけれども、余りにも通告の内容と離れていますので、通告質問にお戻りください。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 大変失礼しました。申しわけございませんでした。

では、2番の徹底除染について、今町全体の線量低減をしっかり行っていかなければならないと思いますので、それでまだ除染されていない場所などがあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） ただいまのご質問にお答えします。

除染されていない箇所は、避難指示が解除された区域の中でということで解釈しましたが、こちらにつきましては同意を得られていない箇所というのが、今現在30人ほど同意が得られていないような部分がまだございます。それを除いたところにつきましては、全て除染が完了しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

3番さん、済みません。答弁の訂正がありますので、ちょっとお待ちください。

復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 大変申しわけございませんでした。

ただいま申し上げましたのは、除染の対象となったエリアの中の話でございます。町内の山林であるとか、そういったところに関しては除染がなされていない状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 除染されていないところというのは、民家も含めてなののでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 申し上げます。

民家も含めてということでございますが、家屋の中でまだ同意されていない部分というのが若干ございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） そういう場所の近くに住んでいる方にとっては、とっても不安になりますよね。隠しておけない部分でもあると思うのですけれども、そういう周りの方が除染した方に対しての説明とか、線量に関しての丁寧な対応というのはしていらっしゃるのですか。それと、例えば定期的にそこをはかって、きちんとお知らせしているとかはあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 申し上げます。

そういったところのまずは同意を取得して、除染をしなければならないということについて大変重要かと思っております。その周りの線量につきましても、定期的に行っているわけではございませんが、そういったご不安があったところに関しては、環境省及び町で線量をはかっているところがございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 線量が高いところがあれば言ってくれば除染と言っておりますが、なかなか自分の自宅にも帰れない方とか、そういう人たちはとても不安ではないのかなと思うのです。フォローアップと国の方も言ってくればやるという話でもあるのですけれども、そこをぽつぽつやっても私は余り効果はないのではないのかなとは思っています。例えば地区で広範囲でやっていただくというか、国にそういう土壌とか、全てはかかってもらって、きちんとやっていただくというお考えはありますか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長、ですから本人から除染の同意がとれない場合どうするのかと、それを強制的にはできないと思うのですけれども、その辺のことと、それからそれに対してどういうアプローチをしているのか、国、町を含めてお答えください。

復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

除染の同意がとれない方に関しましては、町全体でも共有をしております。当課であるいは環境省で接触できないような方もいらっしゃるのですが、別な観点から接触できる方ということで情報をいただきながら、今後同意取得、それから除染の実施ということで行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） なかなか同意にこぎつけないというのは、見通しがどのくらいを想定してい

るのか、年内で何とかとか、目標はあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答え申し上げます。

その目標というのがなかなか設定できないところがございますが、本当に早い時期に同意取得ができて、全て町内の宅地等が除染されるような状況をつくり上げていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 頑張っておりたいと思います。

あと、もう一つキワ除染のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、キワ除染ができないところもあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答え申し上げます。

キワ除染につきましては、避難指示が解除されたエリアの中の宅地に隣接する帰還困難区域側の除染ということで、これまで行われておりましたのが、深谷地区でございまして、そちらにつきましては完了しておるところでございます。

あと、該当しておるところが大熊町と蛇谷須地区との境の部分で、蛇谷須地区の宅地に影響が考えられるところの大熊町側の除染ということで、そちらにつきましては現在環境省で同意取得に向け関係人への説明を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） そのほかでもキワのところに住んでいる方がいらっしゃいますけれども、そういう方々にはどういう対応をなさるのでしょうか、町としては。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答え申し上げます。

そういった方に関して、全てのところを必要なところということで、キワ除染の対象区域にしたところございまして、その宅地に影響があるところの帰還困難区域側の除染が必要かどうかということも含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

では、そういう方に関してはきちんとした調査はしていただくということですね。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） ただいまおっしゃったとおりでございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） それは、いつごろからきちんとやろうと思っている計画なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答え申し上げます。

その対象となる方がちょっとどなたかというのを当課で把握しているものかどうかも含めまして、教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

なかなか質問にふなれで失礼な面もあったことをおわびいたします。

今帰っている人が一番大事だと思うのです。そこに今寄り添えなかったら、今後帰ってくる人がいないと思うのです。今住んでいる方にきちんとやるべきこと、聞くべきこと、見るべきこと、そういうことをやっていかなければ、そういう町民の声がほかに帰らない人たちに誤解を招くようなことがあってはならないし、そういうことがあれば本当に町民は帰ってこないと思います。だから、私はもっと今帰っている人たちに耳を傾けて、目を見てお話ししてほしいなと思います。これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日13日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時35分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 早 川 恒 久

議 員 遠 藤 一 善

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成29年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成29年9月13日（水）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 選挙第 1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 報告第19号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第20号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第21号 平成28年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第65号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 不動産の取得について
- 議案第68号 公害防止協定の締結について
- 議案第69号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 認定第 1号 平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第3号）

- 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 選挙第 1 号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 1 9 号 平成 2 8 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 2 0 号 平成 2 8 年度富岡町継続費精算の報告について

報告第 2 1 号 平成 2 8 年度富岡町継続費精算の報告について

議案第 6 5 号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 6 6 号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第 6 7 号 不動産の取得について

議案第 6 8 号 公害防止協定の締結について

議案第 6 9 号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について

認定第 1 号 平成 2 8 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成 2 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

認定第 3 号 平成 2 8 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

認定第 6 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

- 認定第 7号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 8号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 9号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第10号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 英 博 君 | 2番 | 渡 辺 正 道 君 |
| 3番 | 高 野 匠 美 君 | 4番 | 渡 辺 高 一 君 |
| 5番 | 堀 本 典 明 君 | 6番 | 早 川 恒 久 君 |
| 7番 | 遠 藤 一 善 君 | 8番 | 安 藤 正 純 君 |
| 9番 | 宇佐神 幸 一 君 | 10番 | 高 野 泰 君 |
| 11番 | 黒 澤 英 男 君 | 12番 | 高 橋 実 君 |
| 13番 | 渡 辺 三 男 君 | 14番 | 塚 野 芳 美 君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

- | | |
|------------------|-----------|
| 町 長 | 宮 本 皓 一 君 |
| 副 町 長 | 高 橋 浩 一 君 |
| 副 町 長 | 滝 沢 一 美 君 |
| 教 育 長 | 石 井 賢 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瓶 直 人 君 |
| 参 事 兼
総 務 課 長 | 伏 見 克 彦 君 |
| 企 画 課 長 | 林 紀 夫 君 |
| 税 務 課 長 | 小 林 元 一 君 |
| 健康福祉課長 | 植 杉 昭 弘 君 |
| 住 民 課 長 | 斉 藤 一 宏 君 |
| 参 事 兼
生活環境課長 | 渡 辺 弘 道 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 猪 狩 力 君 |
| 復 興 推 進 課 長 | 黒 沢 真 也 君 |
| 復 旧 課 長 | 三 瓶 清 一 君 |

参事兼 教育総務課長	石井和弘君
拠点整備課長	竹原信也君
参事兼 郡山支所長	菅野利行君
いわき支所長	三瓶雅弘君
総務課課長補佐	遠藤博生君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	志賀智秀
議席 事務局係局長	大和田豊一
議席 事務局主任	藤田志穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 安藤正純君

9番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

○富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、選挙第1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(塚野芳美君) この選挙につきまして、委員等の推薦は先例により議長に一任され、その後議会運営委員会の答申を受けることとなっております。議会運営委員会の答申につきましては、さきの議会運営委員長報告のとおりであります。

お諮りいたします。富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定より、指名推選により選挙を行い、指名推選は議長指名により当選人を決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

それでは、議長において選挙管理委員には、石井功君、渡辺鉄男君、中田寛君、坂本久美子君を指

名いたします。

以上の4名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました石井功君、渡辺鉄男君、中田寛君、坂本久美子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員及びその順位は、第1順位、宍戸弘道君、第2順位、遠藤則政君、第3順位、猪狩千鶴雄君、第4順位、林修君を指名いたします。

以上の4名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、宍戸弘道君、第2順位、遠藤則政君、第3順位、猪狩千鶴雄君、第4順位、林修君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第19号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、報告第19号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について内容をご説明申し上げます。

報告書をごらんください。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。まず、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ赤字が生じていないため該当いたしません。また、将来負担比率についても充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、平成23年度から引き続き該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、前年度6.2%から0.1%の減となる6.1%となりました。次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足が生じていないため該当はありません。なお、審査に付した監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりでございます。

以上が平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対しまして質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第19号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第20号 平成28年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第20号、平成28年度富岡町継続費精算についてご報告を申し上げます。

平成28年度において継続年度が終了しました一般会計、第2款総務費、第2項総務管理費、事業名、庁舎機能回復事業につきまして、年割額総額12億4,276万8,000円に対し、支出済額の総額12億2,807万1,000円、差額1,469万7,000円の減額とし、精算いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第20号 平成28年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

次に、報告第21号 平成28年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、報告第21号、平成28年度富岡町継続費精算についてご報告申し上げます。

平成28年度において継続年度が終了しました公共下水道事業特別会計、第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、浄化センター改修工事委託料につきまして、年割額総額28億8,225万円に対し、

支出済額総額28億8,225万円、差額ゼロ円とし、精算いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第21号 平成28年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

次に、議案第65号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件につきましては内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第65号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、本年5月30日に施行されました。

本法律の改正のポイントは、1つに個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の新設、並びに行政機関非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの新設などであり、本法律の改正内容を踏まえ、富岡町個人情報保護条例を改正するものであります。

それでは、議案第65号別紙説明資料、富岡町個人情報保護条例新旧対照表をごらんください。第2条において、個人情報の定義を明確化するため、個人情報の定義を個人識別符号を除いたものと、個人識別符号が含まれるものとに区分しております。改正案第2条第1号に、個人識別符号を除いたものとしてアを、個人識別符号としてイを追加しております。新設となりますイ、個人識別符号とは、行政機関個人情報保護法に規定されており、具体的には旅券番号等の個人に割り振られた文字、番号、記号等の符号であります。

また、1ページから2ページにかかりますが、改正案において第2号を新設し、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、その取り扱いに特に注意を要する個人情報として、要配慮個人情報に関する規定を追加し、第3号以下を1号ずつ繰り下げております。

2ページになります。改正案第5号において、情報提供等記録について、個人情報保護法等改正法による番号法の改正に伴い、番号法第26条、町個人情報保護条例第27条の2における準用基準を追加

しております。

続いて、第6条では、改正後の第2条第1号の個人情報の定義において、個人識別符号がそれ単体で個人情報に該当することとすることに伴い、記述または個人別に付された番号、記号、その他の符号を記述又は個人識別符号に改めるとともに、改正後の第2条第2号の新設に伴い、個人情報取り扱い事務登録後に掲げる事項として、個人情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨を第6号として追加するものであります。

3ページになります。第6条の3において、第6条の改正同様、改正後の第2条第2号の新設に伴い、特定個人情報ファイルを保有しようとする際の審査会通知事項に、記録情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨を第6号として追加しております。

4ページになります。改正後の第2条第2号において、要配慮個人情報が定義されたことに伴い、現行第7条第3項の「思想、信条及び宗教に関する個人情報、犯罪に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報（本人の信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実が含まれる情報に限る。）」と改めるとともに、同条中、「当該個人情報」を「当概要配慮個人情報」に改めるものであります。

7ページになります。第27条の2は、情報提供等記録を訂正した場合の訂正した旨の通知先についての規定であります。個人情報保護法等改正法による個人番号法の改正に伴い、情報提供者の次に、又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは情報事務関係情報提供者を加えております。

以上が改正案の主なものであり、その他につきましては法律の改正に伴う字句の訂正、条ずれに対応するための整理を行ったものであります。

附則において、条例の施行期日を公布の日からとすることとし、経過措置といたしまして、要配慮個人情報を含む場合の規定の運用について、現に行っている場合においては条例の施行後、遅滞なく適用することといたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 富岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） おはようございます。それでは、議案第66号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、企業立地促進法の一部を改正する法律が施行され、また本法律第20条の地方公共団体等の定める省令の一部を改正する省令も施行されたことによりまして、本条例の一部を改正するものです。

従来の企業立地促進法では、主に製造業などを対象に支援措置がとられてきましたが、地域経済成長発展の基盤強化を図るために、地域経済への波及が高い事業を業種によらず、サービス業などの非製造業も含む幅広い事業を支援対象に加えることから、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」から、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」に名称が改正されたもので、本法律及び省令に基づきまして、富岡町税特別措置条例の用語及び条項などを改正するものです。

それでは、議案第66号別紙資料、富岡町税特別措置条例新旧対照表によりご説明いたします。10ページをごらんください。本則、第2条、定義におきまして、法律名称の変更にに基づき、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」を、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」に、「集積区域」を「促進区域」に改正するものです。

次に、第5条につきましても、法律名称の変更にに基づき、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に、また同意の期日を「平成30年3月31日」から「平成31年3月31日」に改正するものです。

なお、本条例の附則といたしましては、本条例の施行は公布の日から施行とし、適用につきましては、29年7月31日からといたします。

以上が改正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、提案の内容をご説明申し上げます。

取得を予定いたします不動産は、積水ハウス株式会社郡山支店が本町との災害公営住宅整備事業基本協定に基づき、建設整備を進めております第2期第3工区の災害公営住宅1棟50戸でございます。今般建設工事が進捗し、当初の予定のとおり、本年12月末までには重量鉄骨づくり4階建て、2LDKタイプ19戸、2DKタイプ31戸、計50戸の住宅1棟並びに物置、駐車場など附帯施設の引き渡しが可能となることが確認できたことから、基本協定に基づき整備不動産の引き受けをいたすために、当該不動産の売買契約を締結しようとするものでございます。

議案第67号別紙資料1をごらんいただきたいと思います。基本協定に基づき積水ハウス株式会社が建設整備した不動産を、本町が14億446万4,400円で買い取り、積水ハウス株式会社は平成29年12月28日までに引き渡すとした富岡町災害公営住宅整備事業（第2期第3工区）売買契約書の案でございます。また、取得いたします住宅の配置や間取りにつきましては、議案第67号別紙資料2にお示しをしておりますので、ご確認くださいようお願いをいたします。

なお、本提案で買い取ります住宅をもって、本町が計画いたしておりました154戸の災害公営住宅の全てが整備されるということになります。この後はこれら住宅の入居状況や需要の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の供給状況などを見きわめ、第3期の災害公営住宅整備を必要に応じ計画して

まいりたいと考えておりますので申し添え、議員各位のご理解をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の説明だといよいよ154戸、全戸が仕上がるということで。まず第1点、12月28日、かなりせっぱ詰まった日にちになるのかなと思うのですが、実際はいつぐらいに引き渡し完了になるのか、その辺お聞かせください。

あと、今まで1期、2期、3期でやっていますが、入っている数字、1期がちょっとあいているのかなという感じがするのですが、その辺条件に合わないという部分があるかと思っておりますので、その辺ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 実の引き渡し日はいつになるのかというご質問にお答えします。

契約上引き渡しについては12月28日ということになっておりますが、ご指摘のように年末せっぱ詰まったという時期になりますので、事業調整、工事調整は必要ではございますが、さまざま考慮しながら設定をしてみたいと思います。ただし、余りにも工事を急がせるためにふぐあい箇所が後ほど出るということでも困りますので、そこのところはきっちり仕上げさせていただき、期間内で仕上げさせていただくというのが必要だと思います。引き渡しは28日と設定しておりますが、入居いただくのは年明けになるのかなと、私は今思っているところです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 現在の入居数等についてお答え申し上げます。

第1期一戸建て、それから第2期曲田の集合合わせまして104戸でございますが、そのうちあきとしまして18戸ございます。さらにその内訳で言いますと、戸建てが18戸中17ということで、ほぼほぼ戸建てというようなことございまして、さらに申しますと、戸建ての中でも17戸全てが2LDKタイプということで、多少複数で入るには狭いという感を持たれている方がいるのかなという状況でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） まず、工期の問題なのですけれども、まさにおっしゃるとおりなのかなと。

12月非常に忙しい時期で、予定が狂っていくと当然おくれていけば工事を急がせるような状況になると。そういうことだけは絶対避けていただきたいと。どうしても急がせられれば手の抜ける部分が出てしまうので、その辺は十分気をつけてやっていただきたいと。本来であれば、こういうせっぱ詰まった工期を設定するのであれば、1月年明けてからになれば一番よかったのかなと思うのですが、相手方もおりますので、その辺がいろいろ調整難しかったのかなと思っておりますので、十分その辺は気を

つけてやっていただければありがたいと思います。

あと、1期の17戸あいてると。2LDKでなかなか複数では入るのが難しいという状況の中であいてるとすれば、そろそろやっぱり考えていかないと、4月に入居させているわけですから。単身世帯とか何かを考えていかないと、ただあけておくのもちょっともったいないかなと。多少2軒、3軒あけておくのは町の計画の中でそれは当然必要なことだと思うのだけれども、今後この辺をどう考えていくのか。このまま決めないで単身世帯は入れないよということでやっていくのか、その辺そろそろ検討すべきだと思うのですが、どうなのですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 2LDKについて単身者でもということですが、供用開始4月から半年、もう半年と考えるべきなのか、まだ半年と考えるべきなのかというところはございますが、今後栄町の住宅の募集状況ですとか、その辺も見まして単身者入居を可とするかどうかというところについては、検討が必要だとは認識をしておりますので、今後状況判断をしながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今の質問とほぼかぶりますけれども、最近県営住宅、これなんかでもかなり最初の予定していたものよりもあきが多いということで、入居要件の緩和、これが図られるみたいなのです。やはり富岡でも今の質問のように、余りあきできるようであれば、富岡に住民票あった人に限ってそこを借りたいという人があれば要件の緩和なども検討してほしいと思うのですが、その辺総務課長どうですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 入居要件の緩和ということですが、現在の入居要件といたしましては、3.11に町民であった方、それから町内に居住できる持ち家がないこととすることを要件にしまして、現在まで入居判定をいたしております。ここで大幅に緩和することというのは、既に入居されている方あるいはその条件で入居できなかった方等に混乱を与えるというようなことも考えられますので、現在の要件緩和についてはもうしばらく状況を見て、必要に応じて検討してまいりたいと考えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 公害防止協定の締結についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 初めに、議案第68号別紙資料3ページ、別表第1について大気汚染防止法ばいじんの排出基準を「0.10」から「0.15以下」について訂正、おわび申し上げます。また、追加資料としまして覚書を添付いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第68号 公害防止協定の締結についてご説明いたします。この協定書につきましては、富岡町と株式会社万象ホールディングスと生活環境の保全及び住民の安全のために締結するものであります。

公害防止協定の内容についてご説明申し上げます。議案第68号別紙資料、公害防止協定書をごらんください。基本対策としまして、第1条に、公害防止法令並びに福島県生活環境の保全等に関する条例及び富岡町公害防止条例を遵守し、公害が出ないよう万全の防止策を講じるように定めております。

公害防止の施設の整備等につきましては、第2条に公害防止施設の設置及び維持管理をし、公害の未然防止について定めております。

各公害対策につきましては、第3条から第6条に各法令の規制基準を維持するように定めており、5ページにおいて自主規制目標として、臭気数8で覚書を取り交わす予定であります。

廃棄物処理対策につきましては第7条で、環境の整備につきましては第8条で定め、災害防止対策につきましては第9条で定めております。

調査報告としましては、第10条で工場の立ち入れをし、必要な調査ができるよう定め、第11条で年1回以上公害防止施設の検査及び測定の結果を報告するよう定めております。

苦情の処理としましては、第12条で誠意を持って解決することを定めております。

3ページをごらんください。被害補償につきましては、第13条に誠意を持って被害を補償することを定めております。

違反時の措置につきましては、第14条に定めております。

最後に、第15条において、この協定に定めない事項につきましては、その都度協議して定めること

としております。

説明は以上であります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の説明聞いて、先ほど全協の中で臭気に対しては15ということだったので、その後努力していただいて8で改めるということで、努力方ありがとうございます。これから富岡町も産業団地の造成やら絡んできていますので、やっぱり臭気と水に関しては少し厳し目でやっておかないと、いろいろ難しい面がありますので、数字的にやっぱり若干低目に抑えておいていただかないと、公害出る可能性があるということで、今回8で抑えていただいたというのは、私はすばらしいことなのかなと思います。今後とも努力方お願いします。

あとここの中で1ページ目の公害防止施設整備等の第2条の公害防止計画書というの多分提出されているのかと思うのですが、どんな内容で提出されているのか。それに基づいての公害防止協定になるかと思しますので、簡単にお聞かせいただければ。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

公害防止計画書につきまして、内容について説明いたします。これにつきましては、町の公害防止条例の中にうたっております、7月31日に提出を受けています。内容については、公害対策として事業所が実施する対策について、排水とかいろんな粉じんとかじんかい、騒音とか悪臭の対策について、企業の取り組みということで報告を受けています。その内容について今審査しているところです。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） そうしますと、その内容全て審査して、町がオーケーしてから公害防止協定の締結という順番になるのですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答えします。

時期については議会で今回同意いただいた後速やかに対応、協定及び同じような公害防止計画書についても回答を速やかに出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 公害防止協定が最大の契約書であって、公害防止計画書が不備であれば、それは当然直させるのでしょけれども、公害防止協定を結んでから直せと言って直さなかったらどうするのですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 大変済みません。あくまでも協定前に公害防止計画書をしっかり審査して、確認した上で協定の締結という形にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件ですが、公害防止計画書というものは我々が今から結ぼうとするこれらのものに合致したものが出ているはずですから、これらについては今審査は進めておりますが、これをオーバーするようなものではないということだけはお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 公害防止協定書をまず締結して、公害防止協定に基づいた計画書をしっかり審査するという形になります。順番的には締結、そして公害防止計画書をそれに基づいて内容を審査するという形になります。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 言っている中身はわかりました。ただ、本来からすれば、公害防止協定を結びますよというこういう数字を精査して、公害防止計画書というのが出てきていると思うのです。その計画書をきちっと精査して、これと間違いなく合致していますよということですから、公害防止協定を結びますよって議会に多分上がってきているのかなと思うのです。まだ精査途中の段階でどういふことになっているか理解できないではなかなか難しいのかなと思うのですが、当然公害防止協定を結ぶことによって、これに合致しない工場は操業を開始させないのしょうから、それを約束してくれるのであればこれで了解させていただきますけれども、どうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ありがとうございます。基本的に公害防止協定の基準に基づいてしっかり内容を確認した上でしっかり守っていく、公害防止協定をしっかり遵守するという上での計画書を確認するというので、まずは公害防止協定に基づいた計画書になっているか、そういうことをしっかり確認してまいります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 13条、被害の補償というところで質問をさせていただきます。

本来であれば大きな公害が発生して被害が甚大になったような場合に、万象ホールディングス1社で賄い切れないような事故が発生した場合に、例えば企業防衛とかそういったものの保険に入っているとか、例えば保証協会に入っているとか、あなたの会社大丈夫ですかと聞きづらいところもあるかもしれないのですけれども、こういったものを結ぶときには普通連帯保証というのがあるのが普通かなと思うけれども、なじまないものであれば、そういう確認はなされますか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 第13条の被害補償につきまして、もちろんあってはならないことですが、万が一住民の健康また環境被害が生じた場合ということで、万象ホールディングスのほうに保険に入り対応するという事で確認しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 公害防止協定の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 双葉地方広域市町村圏組合理約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第69号 双葉地方広域市町村圏組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

障害者自立支援法を改正、解消し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が施行されました。この改正で自立支援法では福祉サービスの利用に際し、障害の程度をはかる指標を導入し、この障害程度区分によりサービスの給付決定をしておりましたが、障害者総合支援法では標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分によりサービスの給付を行うこととなりました。

この改正に伴い、双葉地方広域市町村圏組合より組合理約第3条、これは組合の共同処理する事務についての規約であります。第3条第13号の改正について、地方自治法286条第1項の規定により協議がございましたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号別紙資料をごらんください。第1章、総則、組合の共同処理する事務。第3条第3項13号

中、現行の「障害程度区分認定審査会」を改正案において「障害支援区分認定審査会」とするものでございます。

また、附則において規約の施行日を福島県知事の許可のあった日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 双葉地方広域市町村圏組合理約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定につきましては、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者よりあわせて概要の説明を求めたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

認定第1号から第10号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、会計管理者より一般会計、特別会計あわせて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（三瓶直人君） それでは、平成28年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

議員の皆様には前もって配付しております平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要説明書より説明いたします。

1 ページをお開きください。平成28年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして

は、出納閉鎖期日である平成29年5月31日をもって出納を閉鎖し、各会計の歳入歳出予算について調整し、決算いたしました。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、関係書類を沿えて平成29年6月30日付で富岡町長に提出しております。

初めに、平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の概要であります。1、歳入について、収入済額は250億8,839万2,853円で、予算現額239億1,282万1,000円に対し、収入割合は104.92%となったものであります。調定額は256億8,194万6,968円で、調定額に対する収入割合は97.69%となりました。調定額に対して収入未済となったものは、町税3,686万7,810円、使用料及び手数料1,348万2,000円、国庫支出金5億4,179万5,000円、諸収入101万8,065円であり、総額は5億9,316万2,875円であります。不納欠損額は、町税39万1,240円、総額39万1,240円となっております。収入済額のうち基金からの繰入金の総額は15億3,378万150円となり、内訳は財政調整基金3億6,961万8,000円、災害復興基金9,071万1,314円、電源立地地域対策交付金公共施設維持基金5,500万円、公共用施設維持運営基金8億5,000万円、双葉地区教育構想支援基金142万7,836円、復興交付金基金1億618万3,000円、福島再生加速化交付金基金2,502万円、避難地域復興拠点推進交付金基金3,576万円であります。

2ページをお開きください。2、歳出について。歳出決算額は220億4,243万4,120円で、予算現額239億1,282万1,000円に対して92.18%の執行率となり、50万円以上の不用額が生じたものは、議会費ゼロ件、総務費21件、民生費20件、衛生費13件、労働費1件、農林水産業費8件、商工費10件、土木費8件、消防費7件、教育費14件、災害復旧費2件、計104件でありました。不用額の総額は9億3,230万280円となりました。予算を流用したものは183件、7,076万1,600円。予備費を充当したものは3件、1,237万9,000円でありました。

3、実質収支の状況について。歳入総額250億8,839万2,853円、歳出総額220億4,243万4,120円、歳入歳出差引額30億4,595万8,733円、翌年度へ繰り越すべき財源3億9,629万2,000円、実質収支額26億4,966万6,733円、基金繰入額14億円。

4、財産等の状況について。平成28年度財産に関する調書は、決算書中166ページから175ページのとおりであります。

3ページをごらんください。平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から11ページの富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、3、実質収支の状況についてのうち実質収支額の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額4億2,206万4,432円。

5ページをごらんください。平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額257万7,151円。

6ページをお開きください。平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額256万8,310円。

7 ページをごらんください。平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額5,873万50円。

8 ページをお開きください。平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額3,277万6,789円。

9 ページをごらんください。平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額6,027万9,968円。

10ページをお開きください。平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、実質収支額239万4,108円。

11ページをごらんください。平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算、実質収支額1,016万4,548円。

12ページをごらんください。平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額41万2,440円。

以上で一般会計及び特別会計の決算概要についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計もあわせてお願いいたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） それでは、代表監査委員より、平成28年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読いたします。

資料1ページをお開きください。平成28年度決算審査意見書。1、審査の概要。（1）、審査の対象。

①、平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。⑦、平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑨、平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算書。⑩、平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑪、平成28年度における基金の運用状況について。

（2）、審査の期間。平成29年8月8日火曜、9日水曜、10日木曜までの3日間。

2、審査の基本方針。平成28年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、

財産の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的・経済的・合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に運用されているか。また、計数的に正確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用の状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にして審査した。

3、審査の結果。初めに、総体的な審査結果について、平成29年6月30日に町長から送付された平成28年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の諸表書類と一致し、正確であり、予算の執行については一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果をおさめたものと認めた。また、平成29年6月30日に町長から送付された平成28年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括から11ページ、8、財産に関する状況まで、各項目ごとコメントしております。

11ページのむすびを朗読いたします。今回の決算審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか、また条例や規則などの例規を遵守し、厳格さを持って事務執行に努めているかに着目し審査を行った。

既に周知のとおり、本年4月1日には帰還困難区域を除く避難指示が解除され、町民の帰町が可能となった。富岡町役場においても町民の帰町に先駆けて、郡山から富岡町内へと役場機能を移管し、現在、行財政運営を行っているところである。今後は復旧・復興事業の継続と全国に分散避難している町民の支援や町とのつながりを維持する施策等が主要な政策になるものと推測するが、量的にも質的にも既存の枠組みにとらわれない斬新かつ果敢な行財政運営が求められている。

このような中、平成28年度決算においては、平成29年4月の帰町に向けた多くの事業が急ピッチで展開されたことなどから、一般会計の決算規模は歳入250億8,839万2,853円、歳出220億4,243万4,120円、特別会計が歳入85億9,121万8,462円、歳出79億9,925万666円で、一般会計と特別会計を合計した決算総額では、歳入336億7,961万1,315円、歳出300億4,168万4,786円となっており、過去最大の決算規模になっているが、総体的におおむね適切に事務処理が行われたと評価する。

また、財政状況においては、実質公債費比率が6.1%と年々減少しており、町債においても一般会計、特別会計を合わせた現在高の総額は45億700万2,000円で、前年度より6億1,484万円減少するなど着実に財政の健全化が図られていると判断する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未済額が5億9,316万2,875円、不納欠損額は39万1,240円となっているが、繰り越し事業に係る未収入特定財源を除く収入未済額は5,136万4,875円であり、内訳は町税3,686万7,810円、住宅使用料1,340万3,700円となっている。また、不納欠損は全額が町税である。これらについては、税の負担と受益者負担の公平性を確保するという観点

からも、担当部署が抱える滞納者の状況等の情報を各課が共有し、行政組織内の連携を強化するとともに、滞納整理にかかわる総合調整を行う担当部署を設置するなど、滞納を解消する創意工夫と努力を引き続き要望する。

また、当該年度は特別会計において、一部不適切な事務処理により収入未済を生じさせた事案が2件見受けられた。これらを含め、財務に関する担当事業の知識不足に起因すると推測されるミスが散見されたことから、職員研修やOJTの実施等、職員の実務能力向上のための対策を講じられるとともに、適正な予算要求と執行管理、財政規律の遵守とチェック体制の強化について引き続き改善を求めるものである。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が4.23%で、前年度に対し0.37ポイント減少したものの、不用額の総額は9億3,230万280円となっている。不用額を出す原因は過大な予算の積算によるもの、契約差金が生じたもの、事業の改善や工夫をしての節減によるもの、他官庁との協議によるおくれ等で事業未了となるものなどが考えられる。今回の決算審査では、特に予算の未執行に重点を置いて審査を行ったが、支出見込みがないにもかかわらず減額補正せず、安易に不用額を生じさせている事案が複数見受けられた。これらは効率的な予算の再配分を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまいうので、かかることのないよう、最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

各課等においては、明確な事業計画に基づく精密な予算見積もり、情勢の変化に伴う更正や追加などを適宜行い、過大な予算要求は厳に慎むとともに、予算主義の原則を厳守し、適切な予算要求、予算執行に心がけていただきたい。

帰還困難区域を除き避難指示は解除されたが、帰町を望む町民、新たな土地での生活を望む町民、一時期他の町村で暮らした後、いずれかの時期には帰町を考えている町民と、町民のニーズはさまざまであり、それぞれのニーズに応えるためには、より柔軟な創意と工夫、そして前例にとらわれない決断力と実効力が今後も求められる。

予算規模が増大する中、予算編成に当たっては周到な事業計画に基づく精緻な精算を行い、その執行に当たっては最小の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。また、さらなる厳しい予算管理と事業効果の精査を行うことにより、生じた資金を新たな事業の実施財源として速やかに振りかえるなど、適切な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、平成28年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

決算審査の参考に資するため、平成28年度施工工事等の現地調査を実施したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより午後1時15分まで休議を行います。休議の後、まず現地調査を行います。よろしく願いいたします。1時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時35分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 56、57ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 60、61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 65ページの空き家・空き地バンク事業委託料なのですけれども、空き家・空き地バンク、何件か成立あるのでしょうか、その辺わかる範囲で教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 取引成立案件についてはまだ存在していない状況でございますが、登録申請につきましては、空き家が今24件、それから空き地が64件、空き事務所は1件という形で登録申請がございます。89件の登録申請があつて今ほど言いました65件を宅件協会へ調査依頼ということでございまして、今残り24件については書類の取得、それから確認中ということでございます。そのうちの10件程度については、ホームページ等々に掲載して引き合いを待っているといった状況です。申し込みについて引き合いの問い合わせ、それから申し込みについては3件ほどございますが、まだ取引までには至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） これ貸したいだけでなく、売りたいも含めてでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） おっしゃるとおりでございます。割合としては6対4ぐらいの割合でございます。6が売りたいという形です。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 78、79ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 80、81ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 82、83ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 84、85ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 86、87ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 88、89ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 90、91ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 92、93ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 94、95ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 96、97ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 98、99ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 100、101ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 102、103ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 104、105ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 106、107ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 108、109ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 110、111ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 112、113ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 114、115ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 116、117ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 118、119ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 120、121ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 122、123ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 124、125ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 126、127ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 128、129ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 130、131ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 132、133ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 134、135ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 136、137ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 138、139ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 140、141ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 142、143ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 144、145ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 146、147ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 148、149ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 150、151ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 152、153ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 154、155ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 156、157ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 158、159ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 160、161ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 162、163ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 165ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 166、167ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 168、169ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 170、171ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 172、173ページ。

6番、早川恒久君。

- 6番（早川恒久君） 財産の物品なのですが、消防車両というのが震災前から多分ほとんど変わらず台数残っていると思うのですが、今後このまま消防車両は残していくのかどうか、その辺ちょっと

お伺いしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

現状におきましては、今の消防車両を維持しながら、継続して利用していきたいと思っております。
以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 消防団については、なかなか今機能はしていない状況だと思うのですが、ポンプ車とか積載車については消防車両ということで、通常月に2回は点検をやっていると思うのですが、全ての車両を試運転して点検をしているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

点検につきましては、震災前は月2回分団で、各班で点検していたのは事実でございます。震災後につきましては、今現在見守り隊員に定期的に点検をお願いし、また今回も各分団、班ということで集まっていただいて、点検及び屯署の清掃、敷地内の除草をお願いして実施したところです。引き続き消防団に点検をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 点検と試運転はちょっと違うと思うのですが、ちゃんとポンプ車自体で水をはじくような形で試運転しないと意味がないと思うのですが、そこまでちゃんとやられているのですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

今回は点検ということで、放水までは実施していませんけれども、実施するように協議していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、174、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 全体にかかわってくることなので質問いたします。

監査の報告にもあったのですが、ちょっと不用額が結構いろいろ出ていたかと思うのですけれども、不用額が出るということは、当初の設計の段階から施工に移ったときにふぐあいがあったりとかいろんなことで起きているかと思うのですけれども、事業が多い中で人数が少ない中でやっているのはわかるのですが、設計段階でもう少しきちっと所管課、技術のほう、事務のほう、もうちょっとうまく連携をして進めていかなければいけないのかなという感じがするのですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 監査からご指摘をいただきましたように、不用額が多いという状況でございます。原因としましては、ただいま議員からもありましたように、設計あるいは見積書、そういった部分で甘い部分があるということ、さらには今回事務系のほうでいいますと、3月の移動、庁舎移動ということもございまして、なかなか見積もりが見込めない費用というものがあって、多少多目に予算を計上したというところもございまして。監査委員からも指摘を受けておりますので、設計、それからそういった見積もりについてもより正確に、緻密に積算をしまして、予算計上、そして執行していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） チェックをしてということで、今総務課長から話があったのですが、やはり段階を踏んで係員のやったものを上の人がチェックをする。委託なら委託出ていても、委託に任せっきりでなくて、委託から出てきたものをきちっと説明を受けて、事務方と技術方と両方でチェックをするという体制、課の横のつながりが非常に重要になってくると思うのですけれども、その辺もう少し密にやっていけば、随分改善されるのではないかなと感じるのですが、その辺に対してどう考えているでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ただいま議員からご質問ありましたこと、全くそのとおりでございますので、工事とかそういった業務だけではなくて、役場の業務全般、横のつながりというか連携を密にしながらやっていくように、私としましても職員にもそのように注意を促していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 平成28年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法につきましては、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

186ページをお開きください。186、187ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 202、203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 204、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 211ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 212、213ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括でございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
それでは、認定第2号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、認定第3号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。
それでは、歳入の部から入ります。
220ページをお開きください。220、221ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 222、223ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 224、225ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 226、227ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 229ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 230、231ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

238ページをお開きください。238、239ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 240、241ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 242、243ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 1点だけ確認させてください。

水質検査業務委託の中で調査結果、放射線、セシウム関係、134、137含有率あるのかないのか。こ

の1点だけ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 放射線の検査の結果でございますけれども、これは不検出となっているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

歳入の部から入ります。258ページをお開きください。258、259ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 260、261ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 262、263ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 264、265ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 267ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 268、269ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

276ページをお開きください。276、277ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 278、279ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 280、281ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 283ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

290ページをお開きください。290、291ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 292、293ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 294、295ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 296、297ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 298、299ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 300、301ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 302、303ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 304、305ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 306、307ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 308、309ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 310、311ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 313ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 314、315ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

322ページをお開きください。322、323ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 324、325ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 326、327ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 328、329ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 331ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

338ページをお開きください。338、339ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 340、341ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 342、343ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 344、345ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 347ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 348、349ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第9号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

356ページをお開きください。356、357ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 358、359ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 361ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第10号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日14日午前10時より会議を開きます。
これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時41分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成29年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成29年9月14日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）

議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第3 委員会報告

- 1、総務常任委員会報告
- 2、産業復興常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君

参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斉藤一宏君
参事兼 生活環境課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
参事兼 教育総務課長	石井和弘君
拠点整備課長	竹原信也君
参事兼 郡山支所長	菅野利行君
いわき支所長	三瓶雅弘君
総務課課長補佐	遠藤博生君
復旧課課長補佐 兼復旧係長	大森研一君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 会務局局長	志賀智秀
議席 会務係局長	大和田豊一
議席 会務係主任	藤田志穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

10番 高 野 泰 君

11番 黒 澤 英 男 君

の両名を指名いたします。

○議長(塚野芳美君) 次に、町長から追加議案として議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長(塚野芳美君) ここで追加議案の提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。

追加提案いたします案件は、富岡町監査委員の選任につき同意を求めることの1件であります。監査委員であります坂本和久氏が平成29年10月12日に任期満了となることから、追加で提案をさせていただくものであります。

内容の詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○日程の追加

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（塚野芳美君） 追加日程第1、議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで代表監査委員より発言を求められておりますので、許可いたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） 当議案は私ごとのことですので、議場より退席するご許可を願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） ただいま代表監査委員より発言がありました。発言のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

退席をお願いいたします。

〔代表監査委員（坂本和久君）退席〕

○議長（塚野芳美君） 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、監査委員、坂本和久氏が平成29年10月12日をもって任期満了となりますので、坂本和久氏を監査委員として再任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。坂本氏は、昭和29年富岡町に生まれ、年齢は63歳になります。昭和51年東海大学工学部を卒業後、福島富岡簡易裁判所に勤務、昭和57年坂本登記測量事務所を開設し、その経営に専念する傍ら、富岡第二小学校、第二中学校PTA役員、スポーツ少年団サッカー部の指導者などとしてPTA活動にも尽力され、さらには南双葉青

年会議所役員、保護司、福島富岡簡易裁判所民事調停委員、福島家庭裁判所いわき支部家事調停委員、町社会教育委員の委員長、町公有財産審議委員などを務められ、平成21年10月からは監査委員として8年間その職責を十二分に果たされており、人格、識見ともすぐれた方でありますので、本町監査委員の適任者として提案いたしました次第であります。

ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番、高橋実君、13番、渡辺三男君、1番、渡辺英博君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成13票、反対零票、以上のおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○監査委員就任の挨拶

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました代表監査委員の坂本和久さんよりご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午前10時14分）

再 開 （午前10時15分）

〔代表監査委員（坂本和久君）復席〕

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おはようございます。補正予算の内容についてご説明申し上げる前に、補正予算書の8ページをごらんください。

第2表、継続費の年度の表記が誤っており、本定例会初日に正誤表を提出いたしましたところでございます。内容は第10款教育費、第11款災害復旧費ともに年度の欄につきまして、「平成28年度」を「平成29年度」に、「平成29年度」を「平成30年度」に訂正をお願いいたすものでありましたが、改めましてご確認をお願いいたします。

それでは、議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の内容についてご説明いたします。今回の補正は、当初予算の編成から半年が経過し、その後に生じた諸事情に対応するため、町政執行上必要とされる経費について既定の予算に歳入歳出それぞれ15億9,756万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ217億890万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。第1款町税2,529万1,000円を増額補正は、収入見込みにより第1項個人町民税1,744万5,000円の増、第2項固定資産税784万6,000円の増によるものでございます。

第9款第1項地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定により1億3,328万9,000円を増額いたすものであります。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料109万6,000円を増額は、文化交流センター施設使用料70万5,000円の増などによるものでございます。

第13款国庫支出金3億6,879万6,000円を増額は、第1項国庫負担金において太田モニタリング道路整備負担金1億1,801万9,000円の減額、第2項国庫補助金において福島再生加速化交付金3億3,267万9,000円を増額、農水省復興交付金9,150万1,000円を増額などにより4億2,057万8,000円を増額。第3項国庫委託金において福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金として1億2,723万8,000円を増額する一方で、交付額決定により福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金5,905万6,000円を減額することなどにより6,623万7,000円の増となったことによるものであります。

第14款県支出金141万円の増額は、第2項県補助金において森林環境交付金事業補助金141万円の増額によるものであります。

第16款寄附金1,036万8,000円を増額は、第1項一般寄附金において一般寄附金192万2,000円の増、災害寄附金811万7,000円の増などによるものであります。

第17款繰入金については、第1項で過年度精算に係る特別会計繰入金を3,281万9,000円の増とする一方で、財政調整基金繰入金8億9,118万4,000円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金、経産省分でございますが、4億4,255万2,000円の増などにより、第2項基金繰入金が2億6,411万5,000円の減額となったことにより、総額で2億3,129万6,000円の減額となったものでございます。

3ページから4ページをごらんください。第18款第1項繰越金については、平成28年度実質収支額26億4,966万6,000円のうち、地方自治法第233条の2の規定により14億円を財政調整基金に積み立て、残額から既計上予算額5,000万円を控除した11億9,966万6,000円を予算計上したものであります。

第19款諸収入、第4項雑入8,894万2,000円の増額は、原子力事故損害賠償金8,822万2,000円などの増によるもので、歳入合計15億9,756万2,000円の増額補正となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。5ページをごらんください。第1款議会費161万9,000円の増額は、単身赴任手当等の変更に伴う給与費の増によるものであります。

第2款総務費11億1,633万1,000円の増額は、第1項総務管理費において財産管理事務諸経費として3,550万円の増、とみおかアプリ運用に係る費用521万3,000円の増、国庫支出金等返還金1,324万4,000円の増、福島再生加速化交付金基金積立金8億9,385万6,000円の増、復興交付金基金積立金9,150万1,000円の増などにより10億7,606万5,000円の増額が主な内容で、第2項徴税費において2,807万2,000円、第3項戸籍住民基本台帳費において1,212万1,000円、第5項統計調査費において572万3,000円を増額しております。

第3款民生費につきましては、第1項社会福祉費では給与費の減などにより1,286万1,000円を減額し、第2項児童福祉費では富岡保育所運営費など1,790万5,000円を増額、第3項災害救助費では給与費の減などにより422万6,000円を減額し、総額81万8,000円の増額となっております。

第4款衛生費につきましては、第1項保健衛生費で人事異動等の給与費減などにより485万2,000円の減額、第3項上水道費では双葉地方水道企業団負担金208万6,000円の増などにより276万6,000円の減額となっております。

第6款農林水産業費1億121万4,000円の減額は、第1項農業費において鳥獣処分委託料3,000万円の増などに対し、農業集落排水事業特別会計繰出金6,931万9,000円の減などにより1億121万4,000円の減額となったものであります。第2項林業費につきましては、財源更正であります。

第7款第1項商工費につきましては、富岡町被災事業者等再開支援事業補助金3,500万円の増、人事異動等に伴う給与費788万5,000円の増などにより5,120万円の増額となっております。

6ページをごらんください。第8款土木費につきましては、第1項土木管理費につきましては、財源更正であります。第2項道路橋梁費4,101万9,000円の減額は、道路維持管理事業として5,000万円の増、照明灯管理事業費として2,700万円の増などに対し、太田モニタリング道路工事費1億1,801万9,000円の減によるものでございます。第3項河川費では、測量設計委託費160万円を増額し、第4項都市計画費では、曲田土地区画整理事業特別会計繰出金の減などにより4,936万4,000円を減額、第5

項住宅費では建物の管理委託費、AEDの購入費など389万2,000円を増額したことなどにより、総額8,489万1,000円の減額となっております。

第9款第1項消防費につきましては、常備消防費として双葉地方広域市町村圏組合消防費負担金1億1,033万2,000円の増額となったものであります。

第10款教育費につきましては、第1項教育総務費において人事異動に伴う給与費の増などにより1,792万7,000円の増、第3項中学校費において富岡第一中学校整備に係る設計委託料及び工事費等で4億1,842万7,000円の増、第4項幼稚園費で給与費としまして29万1,000円の増、第5項社会教育費で図書館事業費として図書購入費など2,994万8,000円などの増額により4億6,659万3,000円の増額となったものであります。なお、第6項保健体育費は財源更正であります。

第11款災害復旧費につきましては、第1項農林水産施設災害復旧費において漁港災害復旧に係る事業費として2,900万円の増、林道災害復旧事業としまして9,179万8,000円の増。第2項公共土木施設災害復旧費において道路橋梁施設災害復旧に係る事業費9,036万円の減などによりまして9,325万8,000円を減額したことにより、総額で2,754万円の増額となったものでございます。

次に、6ページから7ページをごらんください。第14款予備費につきましては、想定されていなかった学びの森の配水管断裂による修繕工事や、福岡県及び大分県豪雨災害に係る義援金等で予備費の予算を既に執行しており、今後急を要する歳出に対応するため1,200万円を増額いたしましたものです。

以上のことから歳出合計15億9,756万2,000円の増額補正となったものでございます。

次に、8ページをごらんください。第2表、継続費でございますが、第10款教育費、第3項中学校費、事業名、富岡第一中学校プール整備事業費、総額5億1,500万円につきましては、平成30年4月の学校再開に向けプール建設に係る工事が2カ年にわたることから、年割額を平成29年度、平成30年度それぞれ2億5,750万円とする継続費を設定するものであります。また、11款災害復旧費、第1項漁港災害復旧費、事業名、富岡漁港共同利用施設整備工事費、総額1億8,800万円につきましては、富岡漁港共同利用施設とする漁具倉庫の建築に係る工事等が2カ年にわたることから、年割額を平成29年度、平成30年度それぞれ9,400万円とする継続費を設定するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

12ページをお開きください。12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 19款諸収入の中で、原子力事故損害賠償金8,822万2,000円入ってきておりますが、当然町といたしましても東京電力に対して各種の賠償金を請求していると思えますけれども、総額で幾らぐらい請求しておるのかと、認められました8,822万2,000円の内訳等ありましたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） まず、賠償金の請求総額でございますが、平成23年度から請求をしております、累計といたしまして16億9,140万6,000円の請求をしております。そのうち昨年度までに収入済みとなっておりますものが8億1,044万5,000円、今回上げております8,822万2,000円につきましては、平成29年度で合意をいたして入金済みのもの、それから今後入金が見込まれるものということで8,800万円を上げてございます。これまでの主な内容といたしましては、役場が今回の震災で避難したことに伴う、そういった事務経費ですとか、役場庁舎の仮設庁舎と申しますか、そちらの方の費用、そういった行政経費に係るものでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） いずれにいたしましても、町の大切な財産に対する賠償でございますので、総額16億9,140万円から比較しますと、まだまだでございますので、さらに全額もらえるように努力していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おっしゃりますとおり、貴重な財源となるものでございますので、東電とも鋭意交渉を進め、請求してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 2点ほど聞きたいのですが、まず農業振興費の鳥獣処分委託料が上がってきたわけですが、最近鳥獣がふえたような感覚がするのですが、その辺どうしているのか。それから、県と共同で進めているということだったと思うのですが、進捗状況として鳥獣の被害対策はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

それから、7款の商工費のところなのですが、中小企業等支援事業の町独自の再開補助金なのですが、再開する事業者にこういうのありますよというのは来たのですが、どうもまだよく理解されていない方がたくさんいるみたいで、もうちょっとPRをしていかなければいけないのかなと思うのですが、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） お答えいたします。

まず、1点目の鳥獣処分委託料につきまして、今現在鳥獣がふえていることに対してどのように対応しているかということでございますが、こちらにつきましては町民の方から最近ふえているというお声はいただいているところでございますが、町では実施隊13名いらっしゃいますが、その方々に出没した場所のエリアを連絡差し上げまして、場所を実施隊に確認していただきまして、箱わなによる捕獲というような形で継続してございます。さらには、鳥獣対策に関しての進捗状況ですけれども、今現在イノシシ捕獲につきましてはYM菌を使った対策をしてございます。そちらに関して広域圏で新たに始まりました微生物を使いました処分を始めるということで計画したものが上期で終わるということでございましたが、下期にずれ込むというようなことになりましたために、町のほうで下期分のYM菌による処分の費用を計上したということでございます。なお、この進捗につきましては、先般行われました広域圏の議会でそういった議決をいただいたと聞いておりますので、今後それが来年に向け進捗するまでの間は、こちらで3,000万円計上した中で対応してまいりたいということでござ

います。

それから、中小企業の支援事業になります被災事業者等再開支援事業補助金、こちらにつきましては、新たに昨年に引き続きことしはじまりまして内容を若干変えまして、350万円上限ということで10件分計上していたものでございます。今現在7件ほど申請がございまして、トータルで相談も含めると、15件ほど上がってまいりました。そのためにこの予算を計上したところでございますが、PRにつきましては、広報等でお知らせしたものと、さらにはホームページ等で周知しているところでございます。

なお、最近はそのような問い合わせが多いということもありますが、なお一層PRに努めていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 処分は新聞等でも出ていましたので、ちょっと関連で申しわけないのですが、ふえていることに対して県でいろいろ広域でやっていたと思うのですけれども、その辺の進捗とか、あと帰還困難区域の中は町が直接やっているわけではないと思うのですが、帰還困難区域の中に今年度に入ってから随分出没しているような話を聞くのですけれども、その辺がどう進んでいるのかというのは把握していますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 県と一体となって取り組んでおります12市町村のイノシシ対策につきましては、定期的な会議を開催しながらイノシシの行動パターンを考慮した取り組み方法というのについて検討を進めているところでございます。

さらに、帰還困難区域につきましては、県が委託をしまして出没するイノシシに対して捕獲をしているということでございまして、帰還困難区域に入られた町民の方からもやはりイノシシがふえている。これに対してどう対応しているのかという問い合わせをいただきますが、こちらにつきましては同じように帰還困難区域の捕獲を実施している委託先に町のほうから連絡をとりまして、いただいた内容をお伝えして、対応していただいているということになります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今までもあったのですが、イノシシが庭ばかりではなくて、家の中まで新たに今年度になってから入り込んでいるというところが結構ありますので、ぜひとも県にも強くその辺の対策を言っていただきたいと思います。

それから、中小再開の補助金なのですが、これを使って新たに再開できるような業種もあろうかと思うのです。そういうことも含めてやはり少しでも町で再開する事業者がふえるように、もう少しいろいろな業種の方に、広報を読まないほうが悪いと言えばそれまでなのですけれども、やはり広報だけではなくて、もうちょっと官民合同の人にも言ってもらうとか、そういうことも含めて少し町の事業

のPRをして再開を進めていくという方策をしていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 帰還困難区域にイノシシが自宅の中まで入っているというような状況もお聞きしておりますが、こちらについて先ほど申し上げました県の取り組みに対して、町からもさらなる対応をしていただくように伝えたいと考えてございます。

さらには、中小企業の再開につきましては、先ほど議員おっしゃられた官民合同チームとの連携という形の中ではいろいろと今情報交換をしているところでございます。事業再開については各方面から相談もございますので、そういった内容について取り組めるように、町で持っている制度を使っただくように、その辺のところはいろんな手法を考えながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 土木の2項の3の照明灯費なのですが、街路灯をどのような形で進めていくのか、それからLED化も含めてあるかと思うのですが、どの辺をどうしていくのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長補佐。

○復旧課課長補佐兼復旧係長（大森研一君） お答えさせていただきます。

今現在全町におきまして、街路灯の調査を行っております。まずそれにつきまして、復興庁に財源を求めながらこちらの不点灯の箇所、今年度調査終わった結果なのですが、約500機ほどございますので、そちらの修繕を行っていきます。それ以外につきまして、今緊急にやらなければならないものについては、単費または今年度と同様に復興庁に予算を求めてやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） LED化も含めた。

課長補佐。

○復旧課課長補佐兼復旧係長（大森研一君） 大変申しわけございません。

今現在LEDにつきましては、全町におきまして修繕するものについてはLEDに交換を行っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、40、41ページ。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 常備消防費の中で負担金ではありますけれども、かなり大きな金額の増額補正になっているのですが、増額になった要因についてお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

今回の消防費の負担金の増額の内容につきましては、浪江消防署、富岡消防署、葛尾出張所につきまして、前年度末において実施設計を組んだ結果、建設部材とか建築面積の増加等々で増額になりましたので、それに対する対応として各町村それぞれ負担するという形で、今回予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 災害復旧費の漁港災害復旧費なのですが、先ほど8ページの継続費でトータルで1億8,800万円ということなのですが、こちらについては前にも質問させていただいて競り場とか事務所とか倉庫とは聞いているのですが、現状復旧されるということなのですか。ちょっと額が高いような気がするのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） こちらで計上しております予算につきましては、現行でもっておりますウインチ小屋、さらにはウインチそのもの、さらには漁具倉庫を整備する費用としてのトータル額ということでございます。さらに荷さばき施設等につきましては、漁協の中で請戸漁港に併設するというので、荷さばき施設そのものはつくらないという形でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） わかりました。基本的に漁港については県の事業ということであると思うの

ですが、漁業再開というのはなかなか厳しい状況ではあるというのは十分承知しているのですが、今後町としては富岡の漁港をどのように活用していったらいい、再開も含めてやろうとしているのか、そういった方向性というのは決めているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今回補助金を活用して整備するということもありますので、施設につきましては漁具倉庫を活用する中で、会員が準組合員も含めて26名ということで、漁具倉庫の区割りをさせていただいております。その中では会員の皆さんがそれぞれ漁業を再開するという考えのもと整備するものでございますので、今後試験操業等を繰り返しながら、そういった中での漁業再開、さらには会員の方から一部観光的な要素も含めた、これまでも行っておりました釣り船として再開するというお話も聞いていますので、町としましてはそういった基盤をつくるという形で整備してまいりたいと考えております。

なお、さらなる活用につきましては、漁協の中と町といろいろと協議しながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 今ほど26名いらっしゃるということなのですが、実際に船を別な場所に置いている方もいると思うのですが、今後26人全員が船をまた購入したりして富岡の漁港に置くのか、その辺まで確認とられているのかと、あと先ほど県の事業ということなのですが、県とのやりとりというのは今現在今後の再開に向けて進めているのか、県とやはり連携してやっていかないとなかなか厳しいと思うのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 1点目のあくまで漁業を再開するという方々、準会員も含めて26名ということで補助申請する中で、漁協との話し合いの中で今後再開。ただ、漁港が完成してすぐに全員がということにつきましては、若干のタイムラグはあるかと思えます。

さらにこの整備に当たって県との協議につきましては、建物そのものまたは漁港そのものは相馬港湾と、さらには道路関係、富岡土木と、いろんな施設整備につきましては協議をしているところでございます。なお、さらに運営等を含めましては、県に漁業再開に向けてということで先日もちょっと会議に参加させていただきましたけれども、いろいろと試験操業の中での兼ね合い、どの時点でというのはありますけれども、そういった意見交換等をしてしながら、取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私所管なのですが、確認させてください、聞いたことない言葉出まし

たので。

この予算は漁具倉庫とかウインチとかの予算だと思うのですが、荷さばき施設は請戸漁港と一緒にという言葉出たと思うのですが。例えばそうだとすれば、将来的に考えれば富岡には市場はできないということになるのかなと思うのですが。市場がない漁港なんて逆に言ったら必要なくなってしまうのではないですか。当面は例えば漁業を再開して富岡漁港に魚を揚げても、買いに来ていただくのは厳しいのかなと思うのですが、将来的なことを考えれば当然やっぱり市場は絶対必要だと思うのです。それを請戸に併設するということになる、将来的にできないということになりますよね。これちょっと政策的に間違っているのかなと思うのですが、どんな流れになっていますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） お答えいたします。

これまでの漁業組合とのお話を進めている中では、漁港そのものが大変な被害があって、それで壊滅的な状況ということで漁港の中の市場、さらには貯氷、生けす、さらには事務所ということで、そういった部分につきましては市場機能を請戸漁港に集約するという考え方になっておりまして、町としましては今議員おっしゃられたように、将来的にそういった部分についての機能的なものを再開するに当たってというようなことのご質問でございますが、今現状としましては効率的な改善と復旧という中で、そのような計画となっております。

なお、今後の動きにつきましては、議員ご質問のとおり、考え方の整理についてちょっと確認をしたいと思っておりますが、今現時点ではこれまでの被害状況にあわせた中の復旧で、効率的なものという中でそういった整備をさせていただいているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 話としては理解はできるのです。ただ、今の考え方で請戸のほうに市場とかもろもろ事務所とかそういうものを向こうに集約するということになって向こうで動いてしまえば、新たに富岡町民が戻ってきたから富岡にまたつくってくださいよと言っても、今度は勝手につくれという話になってしまうのではないかと考えて私心配しているのです。だからそういう方針を決定しないで、いずれは状況を見ながら富岡に前のように戻しますよということであれば、別に魚とってきても請戸の市場に持っていけば、請戸の市場で売れるわけですから、何で向こうに集約しなくてはならないのか、ちょっと理解できないのです。だから、先のことを考えれば、集約という言葉は使わないで、そのままの流れにしておいて、将来は富岡漁港に全て整備しますよということになるかと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 済みません。繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが。

これまでの漁協内での、組合員との検討の中では、あくまで効率的な施設利用ということで、生けす等のそういった機能について、また市場機能、そういったものは請戸に集約するものの、漁具倉庫

という形でこれまで自宅に網等を置いていたというものにつきましては、または避難の状況で遠くから通われるという場面もありますので、そういったところにつきましては地元のところには漁具倉庫を整備して、そこで建物内で管理すると。また漁具倉庫の中には研修室というような部分を新たに作りまして、その中で漁業を始める新規の方がいた場合のそういった指導は研修室等で行うということで施設整備を考えてございます。

なお、議員先ほど来お話しされています一度つくったものにつきましては、なかなか機能的に付加できないのではないかとというのはごもっともだと思います。その辺につきましては、再度これまでの経過もございますが、なおこちら補助申請等もございますので、その辺のところでも再度確認をしながら進めていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時56分）

再 開 （午前10時57分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 考え方としまして、施設整備につきましては漁協の中でこういった施設を形成するかということでの検討の中でできたものでございます。町が例えばこういう機能をとということではなくて、あくまで相馬双葉の漁業協同組合、また富熊支部の会員の中でそういった機能設備を整えるということで検討されたことですので、ご理解をいただければと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 言っていることは理解できるのです。南双葉漁協、そこで検討したことが全てなのでしょうけれども、それで町としてはいいのかということなのです。新鮮な生の魚が富岡に揚がらないのであれば、港としての町民に対してのメリットは全くなくなってしまうのです。ただ、船着き場だけにすぎないと。釣り船に行く人は富岡から乗れるからいいぐらいの話で、将来的に考えると、やっぱり市場機能まで持たせないと、富岡漁港の意味がないと私は思うのです。その辺は町として政策としてどう考えているのか。町で今から3年、5年後に政策としてやっぱり市場は必要だねとなったときに、請戸漁港に集約してしまったら、補助金とかそういうのを仰いでつくれるのですかということなのです。その辺心配して言っているのであって。

あと、今ちょっと言葉の中で、漁具倉庫の中に研修室などをつくって新たにやりたいという人がいれば、そういうところで研修しながら受け入れていきたいという言葉あったかと思うのですが、そういう人が出てきたら漁協組合で本当に受け入れる気はあるのですか。かなり制約的には厳しい、準組合員ならいつでも入れるのですけれども、正組合員になるには年間90日水揚げしなさいよとかいろいろ制約あると思うのです。そういう制約の中で今までどおりの制約をうたってやっていたら、ほとん

ど入れる人はいないのかなと。その辺をある程度緩和するとか。法律まではっていないと思うのだけれども、年間水揚げが90日以上が正組合員になれるということなのだけれども、それを緩和して90日漁業に関して、例えば網づくりとか船の修理とかそういう部分もカウントして90日接していれば組合員になれるよとか、いろいろ緩和した政策も出さないと、ただ研修室つくって受け入れますよと言っても雲つかむような話なのかなと思うのです。今の部分に関してはこの次にでもまた聞きたいと思いますので、組合ともよく調整してみてください。

あとは町が政策として、将来も市場は要らないよというのであるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員ご指摘いただきました施設の考え方、こちらにつきましては先ほども答弁させていただきましたように、漁協の中で検討されて、補助金を活用するに当たっての考え方を整理したという形の中でお話しさせていただいたところでございます。さらに施設を使って新たな就業する漁業者、こちらをふやすために会員の中でいろいろな取り決めがあるのではないかと、新たな新規参入ができないのではないかとというご質問でございますが、そちらにつきましてもあくまで研修は施設の利用の中でいろんな漁業の仕方、衛生面に関する意識向上とかそういった研修を重ねる場、さらには就業する方に対しての今やっている取り組みの内容をお伝えしながら、地域会員をふやしていくという考えのもと整備しているということでございますので、その辺はご理解いただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件、私も懸念しているところでございます。と申しますのは、今までですと当然富岡町に仲買人がいて荷さばきができた。今回それらの仲買の人がいないためかどうかわかりませんが、相馬双葉漁協の中での話し合いの中で、請戸に集約するという話になっていきます。町としても当然富岡漁港から出港して、それで水揚げになったものを請戸に置いて、また富岡に戻ってくるだけでは、本当に富岡は車と言えば車庫と同じような状況です。漁業者にとってはそれがメリットがあるのかもしれませんが、町民にとってのメリット、これらを考えたときに、やはり富岡町にもある程度の魚が揚がって、そして直売所みたいなところで買い求めができる、そういう状況というのは必要なだろうと思っています。これらについてどういう方法、手法でできるものか。全く漁協の皆さんの意見を聞かないで町が進めるというわけにはいきませんので、その辺はもう少し検討させていただきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 災害復旧費の中の林業施設等の災害復旧ということで、先ほど総務課長からのご説明の中で林道の災害復旧かなと聞いたのですけれども、どのあたりの林道の災害復旧なのか、

ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長補佐。

○復旧課課長補佐兼復旧係長（大森研一君） それでは、お答えいたします。

林道の災害復旧につきましては、太田岩井戸線、それと片倉線、赤木萩線というところの3カ所でございます。こちらにつきましては8月の末に災害復旧を受け、交付決定が決まっております、近々発注できるように今準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 今の路線聞くとどちらかという生活に使ったりとかそういった形なのかなと思うのですが、森林の除染とかなかなか進んでいない中で、人がハイキングとかするような林道ではないということでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長補佐。

○復旧課課長補佐兼復旧係長（大森研一君） 余り生活に密しているというところではございませんが、今現在災害が確認されておったものですから、今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 私の所轄の委員会ではないのでお聞きしたいのですが、富岡町で行っています集団検診のことでお聞きしたいと思います。

今年度はいわき、郡山ほか何カ所かでやられているのはわかるのですが、ことし4月から富岡町に戻り、町民の方も帰っていらっしゃる現状の中、保健センターの使用の関係もございまして、富岡で開催することができていないということはちょっと私も残念でありまして、これから保健セン

ターも活用しながら、どういう形で集団検診をやっていくのかということと、去年はたしか土曜日も日程に入っていたと私は記憶しております。そうすると、働いている方たちも土曜日に検診を受けることができ、好評だったと聞いております。ことはなかったということで、この2点ほどちょっとわかる範囲で結構ですので、お知らせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） ではお答えいたします。

まず結論から申し上げますと、今年度における富岡町内での集合検診につきましては、開催実施できるように現在調整を行っているところでございます。県内における集団検診といいますのは、福島県の衛生協会に委託をしながら町と共同して実施をしているところでございまして、衛生協会は福島県内の市町村の検診を受託していることから、例えば今年度、29年度の検診のスケジュールにつきましては昨年度、28年度中に調整をしているところでございます。富岡町も同様に今年度のスケジュールにつきましては、昨年度検討している中で、その段階ではまだ富岡町内につきましては避難の指示解除の議論中であったこと、また衛生協会につきましては基本的な考えとして、集団検診をする場合は100名以上集まらないとできませんよという話もあったことから、実は平成29年度、今年度における検診につきましては、難しいかなと思って断念をしたところだったのですけれども、今年度になりまして町民の方々も戻ってこられまして、議員の方々からも、町長からもせっかく町民が戻ってきたのに町内で検診ができずにご不便をかけるのはいかなものかということで、私どもで福島県の衛生協会と協議をしましたところ、衛生協会でもご理解を示していただきまして、日程がない中ではありますけれども、12月中であれば町内での集団検診をやってくれるという話がありますので、まずご理解をいただきたいと思っております。

あと今話の中で、できたら土曜日に開催したほうが町民の方が集まってくれるのではないかなという話もございました。相手方となる福島県衛生協会が12月中にやってくれるよという話が出ているということは、ある程度衛生協会では日にちも限定しているのではないかなと思ってはいるのですけれども、ただその中においても検討ということでさせていただきたいと思っております。

あとあわせまして、町民の方々に富岡での検診のご案内をすることも大切だと考えておりまして、これにつきましては協会と日程の調整後、準備が整い次第、周知を行いたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今の説明で町民も喜ぶと思っておりますし、またこれからやっていくに当たって、保健センターを持つのもそうかと思うのですが、実施する場合、その場所の線量等もございますので、その点も一部分考慮しながら場所は設定はされると思うのですが、その点は考えていらっしゃいますか、その1点だけ。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 検診の会場につきましては、保健センターは今年度改修工事を行うことから、その場所での検診はできないものと考えておりますので、今場所についても選定中でございます。選定に当たりましては、今議員おっしゃるとおり、放射線量のこと考えながら、あとは町民がなるべく来やすい場所も考慮しながら選定してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 総括ということなものですから、東電賠償について話しさせてください。

きのう代表監査委員から富岡町の財政力の指数ということでお話ありまして、経常収支比率というところで危険範囲を超え、財政構造は硬直化しているというお話ありました。やはり原発事故で固定資産とかかなり減収分があります。きょう新聞でも町有財産の考え方が原賠審から示されて、一律という考え方でこれから賠償あるみたいですけども、先ほど副議長の質問もありましたけれども、やはり富岡町とか原発被災の中心地においては、まだまだこれから税収がどんどん、どんどん明るい材料がないというか、戻ってくる方が少なかったり、町民税の徴収とかそういった将来分に対する減収分、これもかなりの被害になると思うのです。そういった考え方からやはり東電賠償に関しては原発被災地のプロジェクトというか、そういう税金対策の考え方をこれからどんなふうに持っていくかお考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 東電の賠償につきましては、1つは先ほど副議長からも話ありました行政財産ではなくて、行政に係る経費についての賠償、それから最近原賠審でも話を進めております行政財産に係る賠償と、2つございまして、経費に係る部分についてはこれまでどおり、これまで以上に請求をして合意を勝ち取っていきたいと考えております。また、財産に係る賠償につきましては、原賠審では民間の財物賠償とは異なる方法といたしますか、民間については一般個人と同じように6分のNという部分での賠償ということでございましたが、行政財産につきましては帰還困難区域については全損扱いにしたい。それ以外の区域につきましては、6分のNというような扱いではなくて、そこで使用価値に基づいた賠償という考え方を示しておりました。それについては富岡町、それから浪江町、その他の町村についてもいわゆる6分の何という財物の賠償でいくべきということで、先日町長も東電、文科省、そういったところに要望をまいりました。そういった中での今回の発表ということでございますので、町として当然その部分をはい、そうですかと受け入れるわけにはまいりませんので、今後東電とも詰めていくという形になると考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 人件費とかあと町有財産の考え方とか、それは今課長の説明でわかるのです

けれども、民間で言うと逸失利益、本当は得られるべき収入があったと、利益があったと。それが当然この事故で得られなくなったと。その最たるものは私は固定資産税なのかなと思うのですけれども、町民税とか。だから、今ここで確定するのではなくて将来も発生する、今後何年も何年も戻ってくる方がいない限り、あとは例えばにぎわいが戻らなかったならば、固定資産税も震災前のような税金に戻らないわけだから、そういう毎年、毎年これから継続で発生する損害、これもあると思うのです。ですから、今何十億とか何百億が損害ですよと確定できない部分があると思うのです。そういう考え方をこれからも持っていくべきだし、そういう統一した考えを大熊、双葉、浪江なんかとも一緒になりながら、やはり震災前はこれだけの固定資産税あったのだけれども、原発事故によってこれだけしかもらえないと、これではやっていけないよと、そうしていかないと、やはりきのうの会計報告のようにちょっと収支がおかしくなっていくよと、実際公債費比率とか何かは低くなって正常な状態に戻ってきていますけれども、やはり自主財源というのが少なくなって、交付金に頼らざるを得ない財政になっていきますから、その辺の考え方をきちっと整理すべきかなと思うのですが、課長どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 議員おっしゃいます将来の期待利益といたしますか、そういった部分については、これまでの個人の賠償の中でもなかなか認められてはきていないと理解しております。ただ、町の財政が逼迫していく中でそういった部分についても当然求めていくべきとは思いますが、そういった賠償とは別なまた新たな避難市町村の支援、そういった制度の創設についてもあわせて求めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 財政支援はあくまでも国に対して行うものだと思うのですが、私は東京電力に対して、原発事故に対する固定資産税がぐっと下がってしまったと、土地の評価が下がったために。そういったものも継続すべきだという質問なのです。だから、国、東電両方に対して今後継続でやっていてもらいたいというのが質問なのですが、その辺課長、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 先ほど申し上げましたように、これまでの例を見ますと、非常に期待のできない部分ではありますが、とはいえ町としまして東京電力に個別の案件ということではございませんが、請求はしてまいりたいと考えます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員のご指摘ごもっともだと思っております。今回財物の賠償に関して先ほど課長がお話したように、困難区域のものは全損として見ますが、その他の区域のものは見ませんという話になりましたので、これらについて南相馬の市長から一緒にどうですか、これらについて要望いたしませんかというような話がありました。これがある前から町では単独でやろうという考えで

決めておりましたので、今それらを煮詰めて要望に行く日にちなどを定めているところでございますが、今回なぜ南相馬と一緒に行かないかというものを、私のほうで町は単独でやりますからということでお断りしたのですが、南相馬は南相馬の部分を中心に色濃く出しているのです。それでそれに浪江町は同調したような形で一緒にやるということなのですが、浪江の部分が本当にちょっとしか入っていないのです。そういう意味では富岡も足並みをそろえたいと思いましたがけれども、それでは富岡分が反映されないということで、富岡既にそれらを単独でやる考えをしております。

それから、今言った固定資産税ですが、固定資産税は町に戻ろうが戻るまいが、当然富岡町に財産を有している方についてはこれらが課税されます。ただ、目減り分、これらについてはそこまで持ち上げることができませんので、こういうものについてはしっかりと東京電力に賠償していただくように、これからも強い言葉で求めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私質問したいのは、森林組合の件なのですが、いろいろ林業の部分でかかわってくるのかなと思っております。森林組合、困難区域で非常に動けなくて困っているような状況が生まれているということをよく耳にするのです。そういう中で今から町も当然除染や何かで町をきれいにしていく上で、環境省の除染だけでいいのかというと、入り山までは考えなくてもいいとしても里山、里山も当然近々除染が始まるのかなと思うのですが、我々富岡町が里山という場所と、恐らく国で環境省が里山という場所は全然開きが出てくると思うのです。そういう中で里山の維持管理をどうやってやっていくのだという場合に、やっぱり森林組合あたりに頼るしかない。そういうことを考えれば、一日も早く立ち上がってほしいと、そういう思いでいっぱいなのです。

森林組合が立ち上がるにしても、やっぱり町の力をかりないと、なかなかあそこ困難区域だから立ち上がりにくいのかなと。ましてや6号線から西側にあればまだ望みあるのかなと思うのですが、6号線から北側ですので、かなり厳しい状況に置かれているのかなと。ただ、このまま投げおいたのでは町の復興にも支障を来すのかなと、やはり人間が生活する中での生活範囲に里山は含んでいますから。そういう部分をやっぱり森林組合に頼ってきれいにしてもらおうという考え方を持てば、森林組合が一日も早く立ち上がってほしいという考えなのですが、町としてはどんなお考えを持っているのか。なかなか厳しい質問なのかなと思うのですが、町の考えもちょっと聞かせていただきたい。

あとしつこくなってしまうのですが、漁港、災害復旧工事の中で町長から答弁いただいて理解はしました。ただ、請戸漁港に集約しますよという言葉だけはしっかり否定して取り除いておかないと、あと取り返しきかないことになるのかなと、私そう思いますので、県にも漁業組合にもしっかりその言葉は取り消しておかないと、これは本来は漁業組合がやっぱり地元でそういうものが欲しいという、5年、10年今やっている人らのうちはもう魚なんか揚げられないからいいと簡単に私考えているのかなと思うのです。ただ、漁港なんてそんな問題ではないですから、集約という言葉をしっかり否定し

て消していただきたい。南相馬、双葉漁港でも請戸に集約しようがしまいが、請戸漁港あれだけの数ありますので、集約しようがしまいが、何にも私は変わらないのかなと思うのです。富岡漁港が請戸漁港に集約しなかったら、市場が半分になりますよなんていうのであれば、これは問題ですけれども、そんな数の中に入っていないと思いますので、その辺はしっかりと否定しておいていただきたい、取り消してもらっておいていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 森林組合の件でございますが、現時点では森林組合田村市ということで、これまでも松枯れ等の対応につきましては対応していただいているのでございますが、ただ事務所の再開という部分についての考え方でございますが、それについて実際今後の里山等の除染に向けての位置的なものということでご指摘だと思っておりますが、これについて今確たる方針というのがまだ定まってございませんので、ご意見として承りながら、今後に向けて検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、漁港の請戸への集約という言葉についての取り消しができないかというご質問でございます。今早急に取り消しますという形ではございませんが、今現状としてはそんな考え方で、先ほども答弁させていただきました補助等の中に実際に盛り込まれているのは事実でございます。そういった言葉がちょっと出ているということでございますが、ただ考え方として今後長い富岡町のそういった漁港の考え方につきまして、いろいろと産業振興課としても考えてまいりたいと思っておりますが、なお今議員がおっしゃられたことを重く受けとめながら、事務に取り組んでいきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。町長、森林組合はぜひ事務所を一日も早く開いていただきたいと、トップセールスでお願いしてほしいのです。特定復興再生拠点区域整備に盛り込んでやらないと、全くできないのかなと思うのです。盛り込むのはかなり厳しいと思っております。大変厳しいことをやってこそ地域のため、町のためになるわけですから、ぜひやってほしい。といいますのは、今いろいろ線量が高くて囲いの木を切るよと、要はいぐねと言われている部分を切るよという話で、大分切っている人がいるのです。切るときになかなか切る人がいないということで、何とか相双地区から林業をやっている人とか製材業をやっている人とかにお願いして切っているような状況は見えるのですが、かなり高額な金かかるのです。当然民間ですから、やる人がいなければ高くなるし、やる人がいっぱいいれば競争しますから安くなります。そういった意味から考えていくと、森林組合あたりはある程度単価的には固定しているのかなと思うのです。だから頼んでそれしてもらうにも処理しやすい単価が出てくるのかなと思いますので、ぜひ森林組合の事務所立ち上がることによって、かなり富岡町でもプラス要因に働くのかなと思いますので、これはもうトップセールスでやってください。トップセールスでやることによって富岡にもかなりプラスになると思いますので、よろしくお願ひし

ます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の森林組合の事務所の件、森林組合そのものはもう再開していますから、田村で事業を再開し、そして町等でもさまざまな山関係のものでは委託等をお願いをしてございます。森林組合そのものが富岡町一町を担っているということではなくて、双葉郡一円を見ていると思いますから、これらの事務所というのは富岡町にあったわけですので、当然富岡町で再開していただくというのが一番いい方法だと思います。このことにつきましては、組合長にもさまざまなお話をする機会がありまして、話した中で、もともとあったところを除染していただきたいという話があったわけですが、それをしっかりと事務方に移して話をしていったところ、組合長の考えだけだったということもありまして、進んでいません。残念ながら、今ほどお話ししたように、困難区域の東側に位置するものですから、あそこの再開はなかなか難しいと思います。そういう意味では町でこれらの事務所を町内で再開したいということであれば、土地の見通しもお示しできると思いますし、森林組合そのものもやはり議員おっしゃるように、これから里山の除染というときに除伐等のものが組合に頼まざるを得ないような状況になると思いますので、早急に富岡町内に事務所が再開できるように私からも極力努力をしていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時45分まで休議いたします。

休 議 （午前11時33分）

再 開 （午前11時45分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

質問する方、それから答弁する方にお願います。簡潔明瞭に、そして聞こえやすく、ちょっと聞こえにくい場面もありますので、その辺心がけるようにご協力よろしくお願いたします。

次に、議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年10月から避難指示解除区域の上位所得層世帯で保険税減免が終了することに伴う保険税の増及び平成29年度国、県支出金の交付見込み、また前年度の国、県負担金及び繰越金の額の確定に伴い、歳入歳出それぞれ1億2,137万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を34億1,170万4,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。59ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、平成29年10月から国の財政支援がなくなった避難指示解除区域の上位所得層世帯は、保険税減免が終了することから、賦課することになった保険税の増により1,986万2,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金は、第2項国庫補助金において平成29年度交付見込みにより財政調整交付金で7,031万6,000円を減額、災害臨時特例補助金で1億6,490万円を減額、国保制度が平成30年度から変わるための関係業務準備事業費補助金として145万8,000円を減額し、合わせまして2億3,667万4,000円を減額することによるものでございます。

第6款県支出金8,556万6,000円の減額は、第1項県負担金において平成29年度交付見込みにより高額医療費交付金で118万1,000円の減額、第2項県補助金につきましては財政調整交付金交付見込みにより8,438万5,000円を減額することによるものです。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の増に伴い51万6,000円を増額するものです。

第10款第1項繰越金4億2,206万2,000円の増額は、前年度療養給付費交付金繰越額の繰越金の確定により3,042万3,000円を増額、前年度決算による繰越金の確定に伴い3億9,163万9,000円を増額するものでございます。

第11款諸収入、第4項雑入117万8,000円の増額は、第三者行為に係る損害賠償金により34万5,000円を増額、資格喪失後受診に係る返還金により83万3,000円を増額するもので、歳入総額において1億2,137万8,000円の増額補正となるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。60ページをごらんください。第1款総務費は、第1項

総務管理費において事務的経費の増加分として51万6,000円を増額したことによるものでございます。

第2款保険給付費は、歳入予算の補正に伴い、財源を更正したものでございます。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、29年分の拠出金額の確定によるもので、1万1,000円を増額するものでございます。

第7款第1項共同事業拠出金は歳入予算の補正に伴い、財源を更正したものでございます。

第10款諸支出金5,332万5,000円増額は、第1項償還金及び還付加算金において前年度の精算により療養給付費国庫負担金等の超過交付分4,394万6,000円を増額し、第2項繰出金において前年度の繰入金精算により一般会計に返還するため937万9,000円を増額するものでございます。

第11款第1項予備費において、歳入歳出額の調整のため6,752万3,000円を増額し、歳出合計において補正総額を1億2,137万8,000円、歳出総額を34億1,170万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、一般会計に準じて進めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

64ページをお開きください。64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長補佐より求めます。

復旧課長補佐。

○復旧課課長補佐兼復旧係長（大森研一君） それでは、議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ2,619万円とするものであります。

79ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算の調整により670万6,000円の減。

第3款繰越金、第1項繰越金は、平成28年度事業費の確定による歳計剰余金257万6,000円の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。80ページをお開きください。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費の413万円の減額は、事務事業費の精査及び請負差額の不用額による413万円の減額補正となったものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

84ページから87ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長補佐より求めます。

復旧課長補佐。

○復旧課課長補佐兼復旧係長（大森研一君） それでは、議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ831万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ7億438万9,000円とするものであります。

91ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、受益者負担金額確定による37万5,000円の増。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、納入繰越額確定による3万円の増。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算の調整により1,134万7,000円の減。

第5款繰越金、第1項繰越金は、平成28年度事業費の確定による歳計剰余金256万7,000円の増。

第6款諸収入、第3項雑入は、収入実績による5万9,000円の増であります。

92ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の831万6,000円の減額は、事務事業費の精査、請負差額の不用額による減及び下水道管理設箇所の舗装復旧費の増等による831万6,000円の減額であります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

96ページから99ページまでございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長補佐より求めます。

復旧課長補佐。

○復旧課長補佐兼復旧係長（大森研一君） それでは、議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ969万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ2億9,099万3,000円とするものであります。

103ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、納入実績による9万4,000円の増。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、昨年度不足分の追加として80万3,000円の増。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入予算の調整により6,931万9,000円の減。

第5款繰越金、第1項繰越金は、平成28年度事業費の確定による歳計剰余金5,872万9,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。104ページをお開き願います。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費の971万5,000円の減額は、事務事業費の精査及び請負差額の不用額によるものであり、第2項公債費、第1項公債費は、補正額に変動はなく、財源更正によるものであり、第3款諸支出金、第1項繰出金は、財政予算調整による2万2,000円の増額であります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

108ページから111ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ146万4,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億1,282万8,000円とするものであります。

まず、歳入予算額の補正についてご説明申し上げます。115ページをごらんください。歳入予算額の補正につきましては、第1款第1項繰入金としまして、歳入歳出予算の調整により一般会計繰入金を3,131万1,000円減額し、また本特別会計の28年度決算により繰越額が確定されたことにより、第2款第1項繰越金として前年度繰越金3,277万5,000円を増額し、歳入の補正合計額としまして146万4,000円を増額変更するものであります。

次に、歳出予算額の補正についてご説明申し上げます。116ページをごらんください。歳出予算額の補正につきましては、人事異動に伴う事業費の補正であり、第1款第1項事業費において給与費を146万4,000円増額し、歳出の補正合計額として146万4,000円を増額補正するものであります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

120ページから125ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成29年10月から避難指示解除区域の上位所得者で保険料減免が終了することによる保険料の増及び平成29年度国、県支出金の交付見込み、また前年度の繰越金の額の確定に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,683万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,401万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。129ページをごらんください。第1款保険料、第1項介護保険料は、平成29年10月から国の財政支援がなくなった避難指示解除区域の上位所得者は、保険料減免が終了することから賦課することになった保険料の増により340万円を増額するものです。

第3款の国庫支出金、第2項国庫補助金は、介護給付費の伸びに伴い、地域支援事業交付金として118万9,000円を増額するものです。

第4款第1項支払基金交付金は、介護給付費の伸びに伴い、地域支援事業支援交付金として122万8,000円を増額するものです。

第5款県支出金、第2項県補助金79万4,000円増額は、介護給付費の伸びに伴い、地域支援事業交付金で57万5,000円を増額、地域包括ケアシステム構築補助金で21万9,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費の減に伴い、一般会計繰入金として98万円を減額するものです。

第8款第1項繰越金は、前年度決算による繰越金確定に伴い6,027万8,000円を増額するものです。

第9款諸収入、第3項雑入は、28年度双葉地方介護認定審査会運営費負担金の返還金として92万8,000円を増額し、歳入合計において補正総額を6,683万7,000円、歳入総額を16億5,401万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。130ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与費など156万1,000円を減額し、第3項運営協議会費は、介護保険運営協議会費として6,000円を増額、合わせて155万5,000円を減額するものです。

第3款地域支援事業費437万7,000円増額は、第1項介護予防事業費において介護予防ケアマネジ

メント費など369万6,000円の増額、第2項包括的支援事業費として嘱託職員報酬68万1,000円を増額するものです。

第4款第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積み立てとして3,559万3,000円を増額するものです。

第5款の諸支出金2,842万2,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において前年度の精算による国、県等の返還金について1,180万5,000円の増額。第3項繰出金において、前年度の繰入金精算により一般会計に返還するため1,661万7,000円を増額し、歳出合計において補正総額を6,683万7,000円、歳出総額を16億5,401万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。

134ページをお開きください。134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 144ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年10月から避難指示解除区域の上位所得者で保険料減免が終了することによる保険税の増及び前年度繰越金の確定、前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の減額などにより、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ239万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,365万円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。147ページをごらんください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料328万円の増額は、平成29年10月から国の財政支援がなくなった避難指示解除区域の上位所得者は、保険料免除が終了することから賦課することとなった保険料の増額をするものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料の納付が見込まれた金額に伴い、328万1,000円を減額するものです。

第4款第1項繰越金は、前年度繰越金の額の確定により239万3,000円を増額するもので、歳入合計において補正総額を239万2,000円の増額とするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。148ページをごらんください。第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、財源更正によるものです。

第3款諸支出金、第2項繰出金は、前年度繰入金の精算により一般会計に返還するため223万6,000円を増額するものです。

第4款第1項予備費については、歳入歳出額調整のため16万6,000円を増額し、歳出合計において補正総額を239万2,000円の増額とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

152ページから155ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、28年度富岡町仮設診療所特別会計の決算に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ416万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,016万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。159ページをごらんください。第1款繰越金、第1項繰越金は、28年度分の繰越金として416万4,000円を増額するものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。160ページをごらんください。第1款諸支出金、第1項繰出金は、28年度精算に伴う一般会計繰出金として416万4,000円を増額とするものです。

説明となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

164ページから167ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護サービス事業費の前年度決算に伴う繰越金の確定により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ41万1,000円を増額し、歳入歳出総額を728万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。171ページをごらんください。第3款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金の額の確定により41万1,000円を増額するもので、補正後の歳入総額を728万4,000円とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。172ページをごらんください。第2款諸支出金、第1項繰越金は、前年度繰越金の精算により一般会計に返還するため41万1,000円を増額するもので、補正後の歳出総額を728万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、

項目が少ないことから一括して審議を賜ります。

176ページから179ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時刻と場所について申し上げます。

この後直ちに第1委員会室において総務常任委員会、第2委員会室において産業復興常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第2委員会室で、終わりましたら、議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

13時50分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時33分）

再 開 （午後 1時50分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第28号、平成29年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時34分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 教育委員会に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第29号、平成29年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時38分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 安全環境課に関する件、(7) いわき支所に関する件、(8) 郡山支所に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第30号、平成29年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時39分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第31号、平成29年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時40分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果に

ついて、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第32号、平成29年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時42分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、13名、欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務の出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議内容の説明について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成29年第7回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 1時58分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 澤 英 男